

環境事業概要

No. 30





明石市環境方針

明石市は、地球環境と調和した人と自然との共生を確保し、循環を基調とする持続可能な社会の実現のため、次に掲げる方針にもとづいて環境の取り組みに率先して行動します。

- 1 市民、NPO、事業者とのパートナーシップにより、明石市環境基本計画に基づく環境施策を推進します。
- 2 環境マネジメントシステムの推進により、行政経営の改善を目指します。
- 3 環境目的及び環境目標を定め、定期的な見直しを行いながら、汚染の予防に努め、環境マネジメントシステムを継続的に改善します。
- 4 省エネルギー・省資源、グリーン購入などエコオフィス活動に取り組みます。
- 5 公共事業については、積極的に環境に配慮します。
- 6 事務事業の推進や施設管理にあたっては、環境関連法令等を遵守します。
- 7 市職員は、環境方針を理解し、環境への認識を深め、環境保全活動を継続的に進めます。
- 8 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を広く公表します。

平成16（2004）年7月1日

明石市長

北口 寛人

環境事業概要

もくじ

I 市勢の概要

1. 市域の概要	1
2. 人口及び世帯数	2

II 環境部の機構と予算等

1. 環境部の機構と所管事務事項及び人員配置	3
(1) 機構	3
(2) 所管事務事項	3
地球環境課	
環境保全課	
環境第1課	
資源循環課	
環境第2課	
明石クリーンセンター	
(3) 人員配置	7
(4) 環境部各課(かい)施設配置	9
2. 予算及び決算	10
(1) 環境部の予算等	10
(2) 平成21年度一般会計決算	14

III 計画等

1. 概要	15
2. 明石市環境基本計画	15
1 環境基本計画の基本理念	16
2 環境基本計画(改訂版)の内容	16
3 環境基本計画に基づく施策の実施状況	17
4 「エコウイングあかし」	17
3. 環境マネジメントシステムの取り組み	18
4. 明石市地球温暖化対策実行計画	18
5. 明石市一般廃棄物処理基本計画	18
6. 平成21年度明石市一般廃棄物処理実施計画	21
1 計画の基本方針	21
2 ごみ及び資源物の排出計画	21

(1) ごみの排出計画	21
(2) 資源物の排出計画	22
3 ごみの処理主体	22
(1) 収集運搬	22
(2) 中間処理	22
(3) 最終処分	22
(4) 搬入検査	23
4 ごみ処理実施計画	23
(1) 排出抑制・再資源化計画	23
(2) 適正排出計画	25
(3) 収集運搬計画	25
(4) 中間処理計画	28
(5) 最終処分計画	29
(6) 中間処理・最終処分量	29
5 し尿及び浄化槽汚泥の排出計画	30
6 生活排水処理計画	30
(1) 処理の目標	30
(2) し尿収集運搬計画	30
(3) 浄化槽汚泥収集運搬計画	32
(4) 中間処理計画	32
(5) 最終処分計画	32
(6) 処理量	32
7. 平成20年度 廃棄物収集・処理実績	33
1 ごみ及び資源物	33
(1) 人口	33
(2) ごみの搬入量	33
(3) 資源物の収集量	34
(4) ごみの処理量	34
(5) 最終処分場の埋立状況	34
2 し尿	35
(1) 収集人口	35
(2) 収集量	35
(3) 中間処理量	35
(4) 最終処分量	35

IV 環境美化・整備

1. 概要	37
2. 環境美化推進事業	37

(1) 環境月間行事	37
(2) 環境美化の推進	37
(3) 保健衛生推進協議会との連携	37
3. 環境整備事業	38
(1) 空き地の管理	38
(2) 不法投棄の処理	38
(3) ポイ捨て・ふん便の防止	38
(4) きらりん明石 ポイ捨てバッテン運動の展開	41
(5) 駅前歩道等の清掃	41
(6) 屋外一斉清掃	42
(7) 犬・ねこ等の死体処理	42
(8) ねこの引き取り	42
(9) 墓地・納骨堂等の経営等の許可等	42

V 環境保全対策

1. 概要	43
2. 公害防止対策事業	43
(1) 公害防止対策の総合的施策	43
(2) 公害防止対策の連絡調整	43
(3) 公害監視測定状況	44
(4) 生活排水対策	45
(5) 公害防止施設設置資金融資の調整	45
3. 公害発生源の規制	47
(1) 法律・条令による規制	47
(2) 環境保全協定（公害防止協定）	47
4. 公害関係法令に基づく特定施設等の届出	48
5. 公害に関する苦情処理状況	48
6. 環境の監視	49

VI し尿処理

1. 概要	51
2. し尿収集運搬	52
(1) 概要	52
(2) 収集実施状況	52
3. し尿収集実績	53
(1) し尿月別収集量の実績	53
(2) 1車当たり平均作業量	53

4.	収集経費	54
(1)	収集経費	54
(2)	1 kℓ当たりの収集単価と経費割合	54
(3)	年間収集経費の推移	55
5.	収集運搬業務の推移	55
(1)	汲取戸数と収集量	55
6.	浄化槽の日常管理及び維持管理(保守点検・清掃)	56
(1)	浄化槽設置状況等	56
(2)	浄化槽の清掃等	57
7.	し尿処理	58
(1)	魚住清掃工場	58
(2)	し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移	58
(3)	工場各種測定項目、規制値及び測定結果	59
(4)	処理経費	60
(5)	1 kℓ当たりの処理単価と経費割合	60
(6)	年間処理経費の推移	61

VII-1 ごみの減量化・資源化

1.	概要	63
2.	参加と共生のパートナーシップ	63
3.	家庭系廃棄物の減量	63
(1)	紙類・布類の収集及び再資源化	63
(2)	プラスチック製容器包装の分別収集モデル事業	65
(3)	集団回収の推進	66
(4)	生ごみの減量化、再資源化	69
(5)	家庭系可燃ごみ組成分析結果	70
4.	事業系廃棄物の減量	70
(1)	大規模事業所の減量計画の提出	70
(2)	市庁舎内古紙等回収資源化	71
5.	リサイクルプラザの運営	71
(1)	施設見学者の案内	71
(2)	環境講座等	71
(3)	不用家具(粗大ごみ)の再利用	72
(4)	ホームページの開設と運営	72
(5)	ブログの開設と運営	72
6.	減量化等の普及啓発	73
(1)	「あかし環境フェア」の開催	73
(2)	啓発パンフレット等の作成	74

(3) 環境ビデオ・ライブラリー	74
(4) 廃油用油のリサイクル	74

VII-2 ごみ処理（収集・運搬）

1. 概要	75
(1) 展望	75
(2) 事業の沿革	75
2. 収集及び運搬	77
(1) 概要	77
(2) 収集実施状況	78
(3) 収集方法及び収集回数	79
3. ごみ収集実績（計画収集分）	80
(1) 年度別収集量	80
(2) 月別収集量	80
(3) 搬入者別収集量	81
4. 分別収集（資源ごみの収集）	82
(1) 概要	82
(2) 資源ごみ分別収集実績量	82
5. 粗大ごみ戸別有料収集	82
(1) 概要	82
(2) 粗大ごみ量の変化	82
6. 広報・広聴活動	83
7. 収集経費	84
(1) 収集経費	84
(2) 1t当たりの収集単価と経費割合	84
(3) 年間収集経費の推移	84

VII-3 ごみ処理（中間処理・最終処分）

1. 概要	85
2. 明石クリーンセンターの施設概要	86
(1) 焼却施設	86
(2) 破碎選別施設	86
(3) 最終処分場	89
3. ごみ処理の実績等	90
(1) 明石市におけるごみ排出状況	90
(2) 平成20年度ごみの搬入量と処理実績フロー	91
(3) 過去5年間の焼却に関する実績	92
(4) 焼却施設発電状況	92
(5) 可燃ごみ組成分析結果	92
(6) 過去5年間の埋立に関する実績	93
(7) 不燃ごみの組成分析表	93

(8)	資源物搬出状況	93
(9)	クリーンセンター総合排水分析結果表	94
(10)	ダイオキシン類分析結果表	95
(11)	フロン回収	95
(12)	ごみ処分経費	96
(13)	年間処分経費の推移	97
(14)	廃棄物処理手数料	97

VIII 資 料

1.	明石市地球温暖化対策実行計画の概要	99
(I)	基本的事項	99
1	目的	99
2	期間	99
3	対象	99
(II)	温室効果ガス排出量	100
1	基準年度(平成17年度)における排出量	100
2	ごみ焼却におけるエネルギー有効利用について	100
(III)	目標	101
1	温室効果ガス排出量の目標値	101
2	目標値設定の考え方	101
2.	明石市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の概要	102
1	計画改定の背景	102
2	計画の目標年度	102
3	ごみ処理基本方針	102
4	ごみ処理基本施策	103
3.	環境行政関係条例等	105
4.	保有車両一覧表	147
	地球環境課	
	環境保全課	
	環境第1課	
	資源循環課	
	環境第2課	
	明石クリーンセンター	
5.	委託・許可業者一覧表	149
(1)	し尿収集運搬委託業者	149
(2)	ごみ収集・運搬委託業者	149
(3)	浄化槽清掃業許可業者	150
(4)	一般廃棄物処理業許可業者	151
6.	年 表	153

I 市勢の概要



明石市立天文科学館

I 市勢の概要

1. 市域の概要

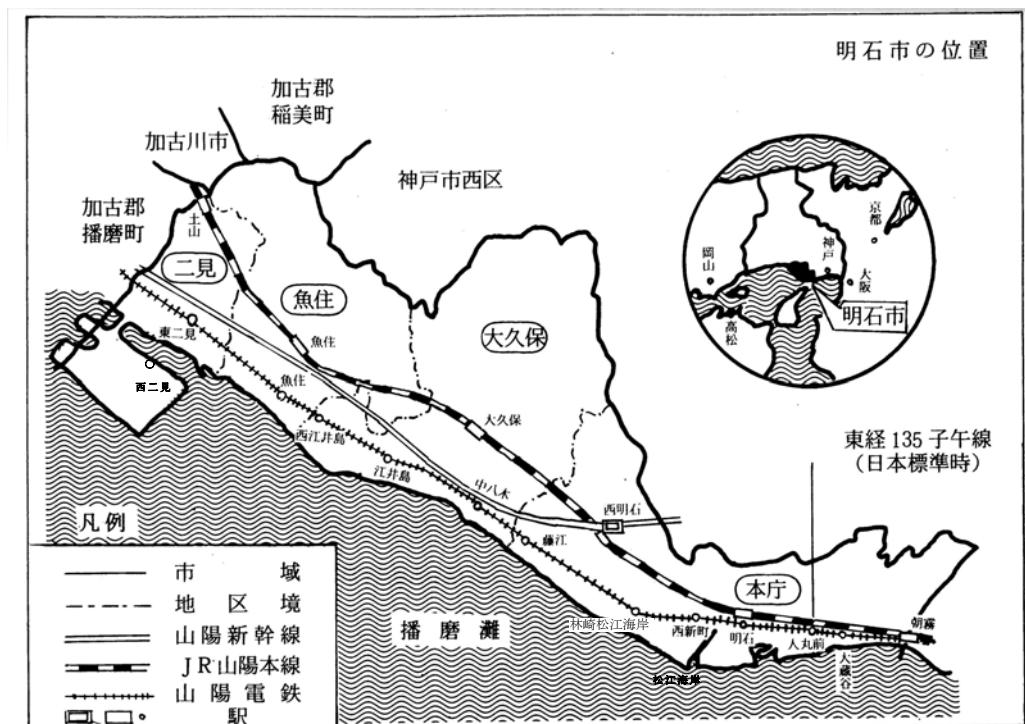
本市は、兵庫県の瀬戸内海側のほぼ中央に位置し、東と北は神戸市に、西は播磨町、稻美町、加古川市に接し、南は明石海峡をへだてて淡路島と相対しています。また、市の東部を東経135度子午線が通っており、「日本標準時のまち」としても知られています。

市域の面積は49.25km²で、ゆるやかな丘陵を背にして東西約16kmの海岸線に沿った帯状の市域を形成しています。内陸部への広がりは比較的少なく、南北の最長距離は9.4kmです。

地形的には、市域の大部分が平坦で起伏が少なく、最も高い地点は大久保町松陰の94.6mです。

こうした地形のため、市内を流れる河川もほとんどが小規模河川です。このうち最も大きなものが明石川で、その東方に朝霧川、西方に谷八木川、赤根川、瀬戸川等の小河川が市域を南北に流れ、明石海峡から播磨灘にそいでいます。

気候は、瀬戸内海に面しているため気温の年較差が少なく温暖です。



本市は、平成20年度において、「元気なまち明石」をキーワードに、現在本市が抱える重要課題の解決に向け、「中心市街地活性化」「安全・安心」「賑わい」「人づくり」「自立」の5つのこだわりによるまちづくりを進めました。平成21年度は、「人づくり」「安心・安全」「賑わい」「都市基盤」「地域戦略」の5つのこだわりによるまちづくりを進めてまいります。

I. 市勢の概要

2. 人口及び世帯数

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

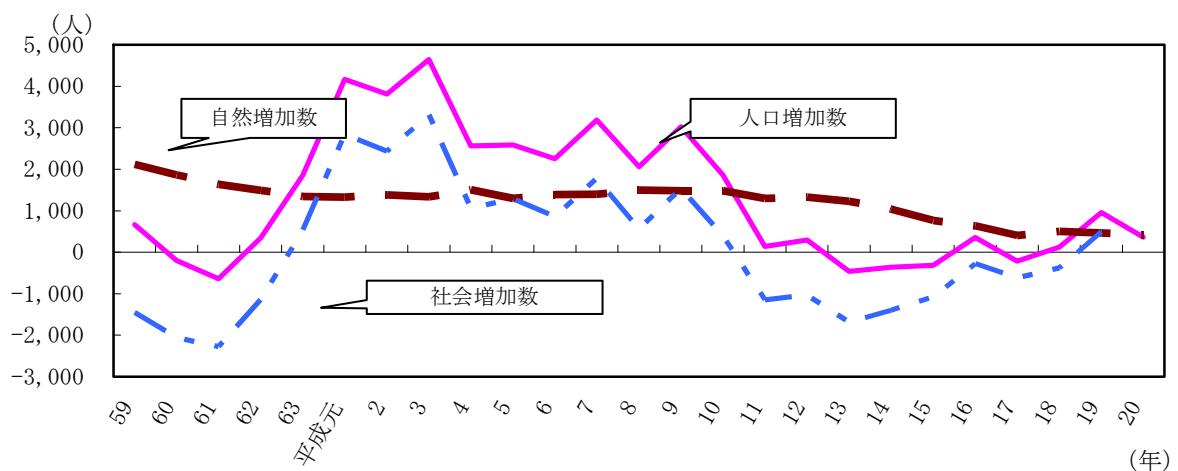
人 口			世 带 数	
総 数	男	女	1 世帯平均人員	
人	人	人	世帯	人
2 9 2, 4 4 3	1 4 2, 0 3 2	1 5 0, 4 1 1	1 1 7, 0 4 9	2. 5

※平成 17 年国勢調査人口による推計より

平成 20 年中（1～12 月）の人口増加数は、367 人でした。

内訳は自然増加数（出生数－死亡数）419 人、社会増加減少（転入－転出）52 人です。

人口動態の推移



人口動態の推移をみると、昭和 60、61 年に社会減が 2,000 人余りとなつたため自然増でカバーしきれず、2 年連続して人口は減少しましたが、昭和 62 年には転出数の減少により社会減が縮小したため再び自然増が社会減を上回り、人口は増加となりました。昭和 63 年以降、平成 10 年までは転入超過が続きましたが、平成 11 年からは 8 年連続で転出超過となりました。

平成 18、19 年にかけ、人口は 2 年連続の増加傾向で、社会増加は 9 年ぶりの転入超過なりましたが、平成 20 年には、再び転入減少です。

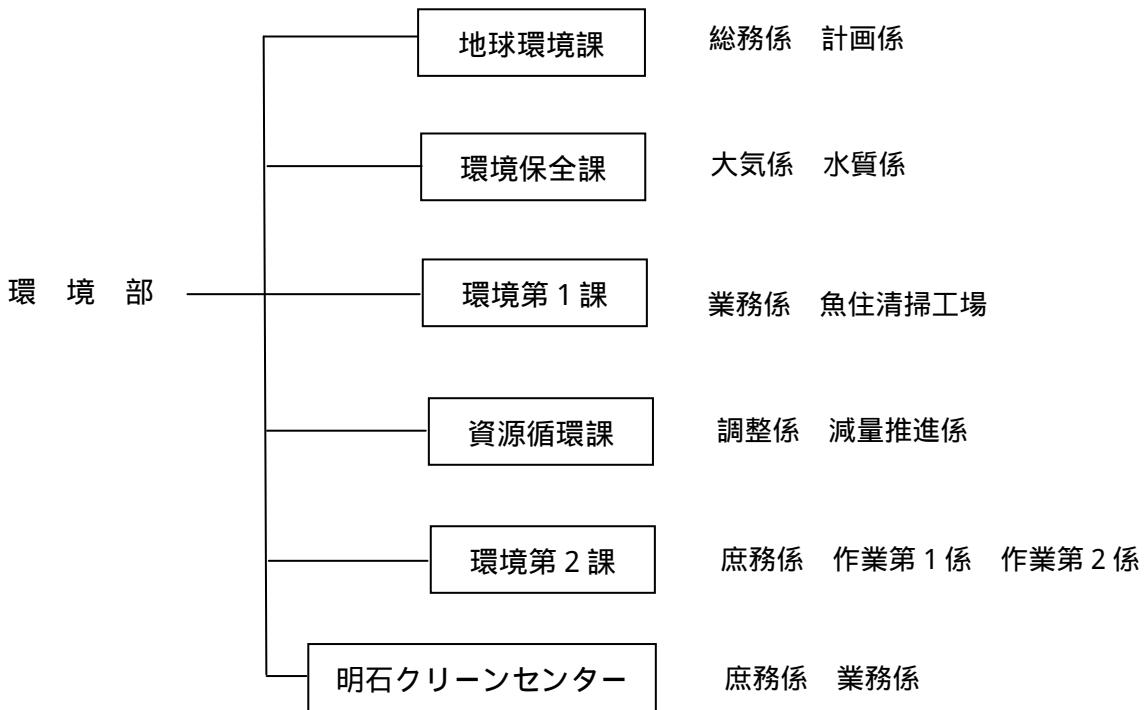
II 環境部の機構と予算等



環境部の機構と予算等

1. 環境部の機構と所管事務事項及び人員配置

(1) 機構 (平成 21 年 4 月 1 日現在)



環境部は、上記のとおり構成されており、環境衛生、環境保全、公害対策、ごみの減量・再資源化、ごみ及びし尿処理等の業務を担当しています。

(2) 所管事務事項 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

○地球環境課

総務係

- (1) 部内事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 46 年条例第 57 号）第 6 条に規定する一般廃棄物処理計画の策定に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の新規許可に関すること。
- (4) 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 11 年条例第 22 号。以下「環境基本条例」という。）第 5 章第 6 節に規定する空き地の適正管理に関すること。
- (5) 明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成 11 年条例第 23 号）の

実施に関すること。

- (6) 環境美化意識の普及啓発及び環境美化団体との連絡調整に関すること。
- (7) 明石市保健衛生推進協議会との連絡調整に関すること。
- (8) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の許可等に関すること。
- (9) 環境部事業場安全衛生委員会の庶務に関すること。
- (10) 部及び課の庶務に関すること。
- (11) その他部内他課係の所管に属さない事項に関すること。

計画係

- (1) 地球温暖化の防止その他の地球環境問題に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 環境基本計画等の策定及びその推進に関すること。
- (3) 環境基本条例等の実施に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- (4) 明石市環境マネジメントシステムの運用及び環境管理責任者の補佐に関すること。
- (5) 新エネルギー及び省エネルギーに関する施策の企画及び推進に関すること。
- (6) 環境審議会に関すること。
- (7) 環境基本条例第 4 章第 2 節に規定する自然保護地区及び生物保護地区に関すること。

○環境保全課

大気係

- (1) 大気環境の保全に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 大気汚染、騒音及び振動（以下「大気汚染等」という。）の規制及び指導並びに関係法令に基づく届出に関すること。
- (3) 大気汚染等の防止技術の調査、研究及び指導並びに測定に関すること。
- (4) 騒音及び振動に係る規制地域の指定及び規制基準の設定に関すること。
- (5) 大気汚染及び騒音の常時監視に関すること。
- (6) 大気汚染等に係る苦情処理及び紛争のあっせんに関すること。
- (7) 大気汚染等に係る測定機器の維持管理に関すること。
- (8) 産業廃棄物の調査及び研究に関すること。
- (9) その他大気汚染等に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

水質係

- (1) 水環境の保全に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 水質汚濁及び土壤汚染（以下「水質汚濁等」という。）の規制及び指導並びに関係法令に基づく届出に関すること。
- (3) 水質汚濁等の防止技術の調査、研究及び指導並びに測定に関すること。
- (4) 生活排水に係る施策の推進に関すること。
- (5) 水質汚濁等の常時監視に関すること。
- (6) 水質汚濁等及び悪臭に係る苦情処理及び紛争のあっせんに関すること。

- (7) 環境保全課分室の維持管理に関すること。(大気係の項第7号に係るものを除く。)
- (8) 悪臭に係る規制地域の指定及び規制基準の設定に関すること。
- (9) 環境保全協定等に関すること。
- (10) その他水質汚濁等に関すること。

○環境第1課

業 務 係

- (1) し尿処理の企画及び調整に関すること。
- (2) し尿に係る統計に関すること。
- (3) し尿の収集及び運搬に関すること。
- (4) し尿の収集及び運搬の委託契約に関すること。
- (5) 委託業者の指導監督に関すること。
- (6) し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料に関すること。
- (7) 浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥に限る。)の許可の更新に関すること。
- (8) 浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥に限る。)の許可業者の指導監督に関すること。
- (9) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく浄化槽設置等の届出及び浄化槽の管理に関する報告に関すること。
- (10) 浄化槽法に基づく浄化槽の保守点検又は清掃に係る指導、勧告及び改善命令等に関すること。
- (11) 浄化槽法に基づく浄化槽設置後の水質検査及び定期検査の受検に係る助言、指導、勧告及び措置命令に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

魚住清掃工場

- (1) し尿及び浄化槽汚泥の処分に関すること。
- (2) し尿及び浄化槽汚泥に係る検査及び実験に関すること。
- (3) 工場施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他工場に関すること。

○資源循環課

調 整 係

- (1) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下同じ。)の発生抑制、再利用及び再生利用(以下「減量化及び再資源化」という。)の推進に係る計画並びに分別収集計画の策定に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理基本計画の進捗管理及びその調整に関すること。
- (3) 減量化及び再資源化並びに適正処理に係る調整に関すること。
- (4) 資源循環推進審議会の運営に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

減量推進係

- (1) 家庭系一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進に関すること。
- (2) 事業系一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進に関すること。
- (3) 廃棄物の減量化及び再資源化の普及啓発に関すること。
- (4) ごみ減量推進員に係る事務に関すること。
- (5) リサイクルプラザの管理運営に関すること。

○環境第2課

庶務係

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下同じ）の収集及び運搬並びに適正排出に係る企画及び調査に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理に係る統計に関すること。
- (3) 一般廃棄物の収集及び運搬の委託契約に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集運搬業を除く。以下同じ）の許可の更新に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

作業第1係

- (1) 一般廃棄物の収集及び運搬（作業第2係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 一般廃棄物収集運搬委託業者の指導監督（作業第2係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可業者の指導監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物の分別及び排出の指導並びに市民意識の啓発に関すること。
- (5) 車両及び器具機材の管理に関すること。

作業第2係

- (1) 粗大ごみ戸別収集の受付並びに収集及び運搬に関すること。
- (2) 犬、ねこ等小動物の死体処理に関すること。
- (3) 屋外一斉清掃に伴う土砂等の収集運搬に関すること。
- (4) 一般廃棄物収集運搬委託業者の指導監督（作業第1係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 不法投棄の監視及び不法投棄に係る廃棄物処理に関すること。
- (6) ねずみ、衛生害虫等の相談に関すること。
- (7) 防疫器具機材及び薬剤の管理に関すること。

○明石クリーンセンター

庶務係

- (1) 廃棄物（し尿を除く。以下第4号までにおいて同じ。）の搬入及び処分に関すること。
- (2) 廃棄物の処分費用に関すること。
- (3) 入札及び契約事務に関すること。
- (4) 資源化物の処分に関すること。

(5) センターの庶務に関すること。

業 務 係

- (1) 廃棄物処分の企画、調査及び統計に関すること。
- (2) 焼却施設（発電設備を含む。）破碎・選別施設及び最終処分場（以下「施設」という。）の運転及び保全に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 施設の整備計画及び保全計画に関すること。
- (4) 施設整備に係る設計及び施工に関すること。
- (5) センターの事務改善に関すること。
- (6) 施設及び設備の保全に関すること。
- (7) 施設の業務管理受託者の指導監督に関すること。

(3) 人 員 配 置

環境部における各課（かい）の人員配置は次表のとおりです。

環境部職員配置表

平成 21 年 4 月 1 日現在

職名 課(かい)係名		部長	次長	課長	所長	担当課長	主幹	副幹	係長	担当係長	工場長	専門員	主査	主事	技師	書記	事務員	事務員補	技術員	技術員補	作業長	自動車運転手	作業員	再任用職員	小計	臨時嘱託	非常勤嘱託	臨時事務員	合計
地球環境課	総務係	1	1	(1)		1				(1)						3									6 (2)	2			13 (2)
	計画係								1						2	1		1								5			
環境保全課	大気係			1					1				1		1										1	5		1	9
	水質係								1				1												1	3			
環境第1課	業務係			1					1				1	1											4			2	14
	魚住清掃工場											1		2										3	1	1	8		
資源循環課	調整係			1				1		(1)			1	1											4 (1)				17 (1)
	減量推進係								1	1			1	2										1	2	2	12		1
環境第2課	庶務係		1	1		1			(1)				2												5 (1)				76 (2)
	作業第1係							1	(1)				1	1				1		4	47	6		61 (1)					
	作業第2係								1				2							1	4	2		10					
明石クリーンセンター	庶務係				1				1				2			1					1	2	3		11		2	2	25 (1)
	業務係					2		1	(1)				1		4						1	1			10 (1)				
計		1	2	4 (1)	1	2	3	2	8 (4)	(1)	1	1	15	10	5	2		1		8	59	14	5	144 (6)	2	2	6	154 (6)	

() は兼務

(4) 環境部各課(かい)施設配置



図番号	課(かい)の名称	所在地	〒	電話番号	最寄駅
	地 球 環 境 課	明石市相生町2丁目5-15	673 -0882	(078)918 - 5029	JR 明石駅南 1 km
	環 境 保 全 課	明石市相生町2丁目5-15	673 -0882	(078)918 - 5030	
-	環境保全課分室	" 王子2丁目12-6	673 -0022	(078)924 - 8982	山陽電鉄西新町駅 北西 1 km
	環 境 第 1 課	" 魚住町西岡2119-9	674 -0084	(078)918 - 5740 〔魚住清掃工場〕 918 - 5742	JR 魚住駅西 2 km
	資 源 循 環 課	" 大久保町松陰1131	674 -0053	(078)918 - 5794	JR 大久保駅北 4 km
	環 境 第 2 課	" 大久保町松陰1138	674 -0053	(078)918 - 5780	"
	明 石 クリーンセンター	" 大久保町松陰1131	674 -0053	(078)918 - 5790	"

2. 予算及び決算

(1) 環境部の予算等

平成20年度決算状況

歳 入

(単位 ; 千円)

款	項	目	決算額	説明
使用料及び手数料	手数料	衛生手数料	328,494	動物死体処理手数料 2,024 し尿汲取手数料 13,623 浄化槽汚泥投入手数料 3,514 清掃業者許可申請手数料 40 ごみ処理手数料 289,653 粗大ごみ収集手数料 19,640
県支出金	県補助金	衛生費 県補助金	1,421	環境行政費市町交付金 1,421
	委託金	衛生費 委託金	588	ねこの引き取り事務委託金 5 環境衛生改善指導県移譲事務交付金 43 大気汚染常時監視網管理運営委託金 30 一般廃棄物対策県移譲事務交付金 510
寄附金	寄附金	衛生費 寄附金	920	エコロジーミュージカル公演事業協賛金 920
諸収入	雜 入	雜 入	385,819	余剰電力売却収入 235,021 金属類売却収入 104,453 ペットボトル売却収入 17,556 紙類・布類分別収集業務収益金 27,967 自動販売機電気代他 822
一般財源			1,136,744	
合 計			1,853,986	

歳出

(単位:千円)

款項	目	決算額	財源内訳				説明
			国県支出金	市債	その他	一般	
総務費	一般管理費	19	0	0	0	19	国県補助金精算等償還金 19
総務管理費							
衛生費	環境衛生費	100,529	43	0	922	99,564	保健衛生推進協議会運営事業 1,156 環境部事業場安全衛生委員会事務事業 64 環境対策一般事務事業 3,590 環境教育環境学習推進事業 1,170 環境美化推進事業 27,539 再生資源集団回収助成事業 44,135 ごみ減量化推進事業 2,995 リサイクルプラザ運営事業 7,465 環境基本計画等推進事業 4,904 一般廃棄物処理計画進捗管理事業 266 環境保全対策事務事業 585 環境保全啓発事業 700 食用油リサイクル事業 5,960
保健衛生費							
公害対策費		43,127	1,451	0	0	41,676	分室維持管理事業 1,652 大気保全・悪臭対策事業 24,403 水質保全対策事業 16,291 騒音・振動対策事業 781
衛生費	清掃総務費	32,371	510	0	832	31,029	環境第1課総務関係経費 582 ごみ対策課総務関係経費 252 環境第2課総務関係経費 995 明石クリーセンタ-総務関係経費 8,429 都市清掃会議事務事業 439 環境第1課事務棟維持管理事業 5,418 環境第2課事務棟維持管理事業 16,256
清掃費							
ごみ処理費		1,500,959	5	0	696,314	804,640	ごみ収集運搬事業 43,048 ごみ収集運搬委託事業 340,997 粗大ごみ収集運搬事業 18,642 分別収集細分化事業 4,710 廃棄物処理事業 88,319 焼却施設運営事業 731,455 廃棄物広域処理事業 45,910 破碎選別施設運営事業 227,878
し尿処理費		176,981	0	0	17,165	159,816	し尿収集運搬事業 106,720 魚住清掃工場管理運営事業 66,745 魚住清掃工場施設整備事業 3,516
合計		1,853,986	2,009	0	715,233	1,136,744	

平成21年度当初予算

歳 入

(単位 ; 千円)

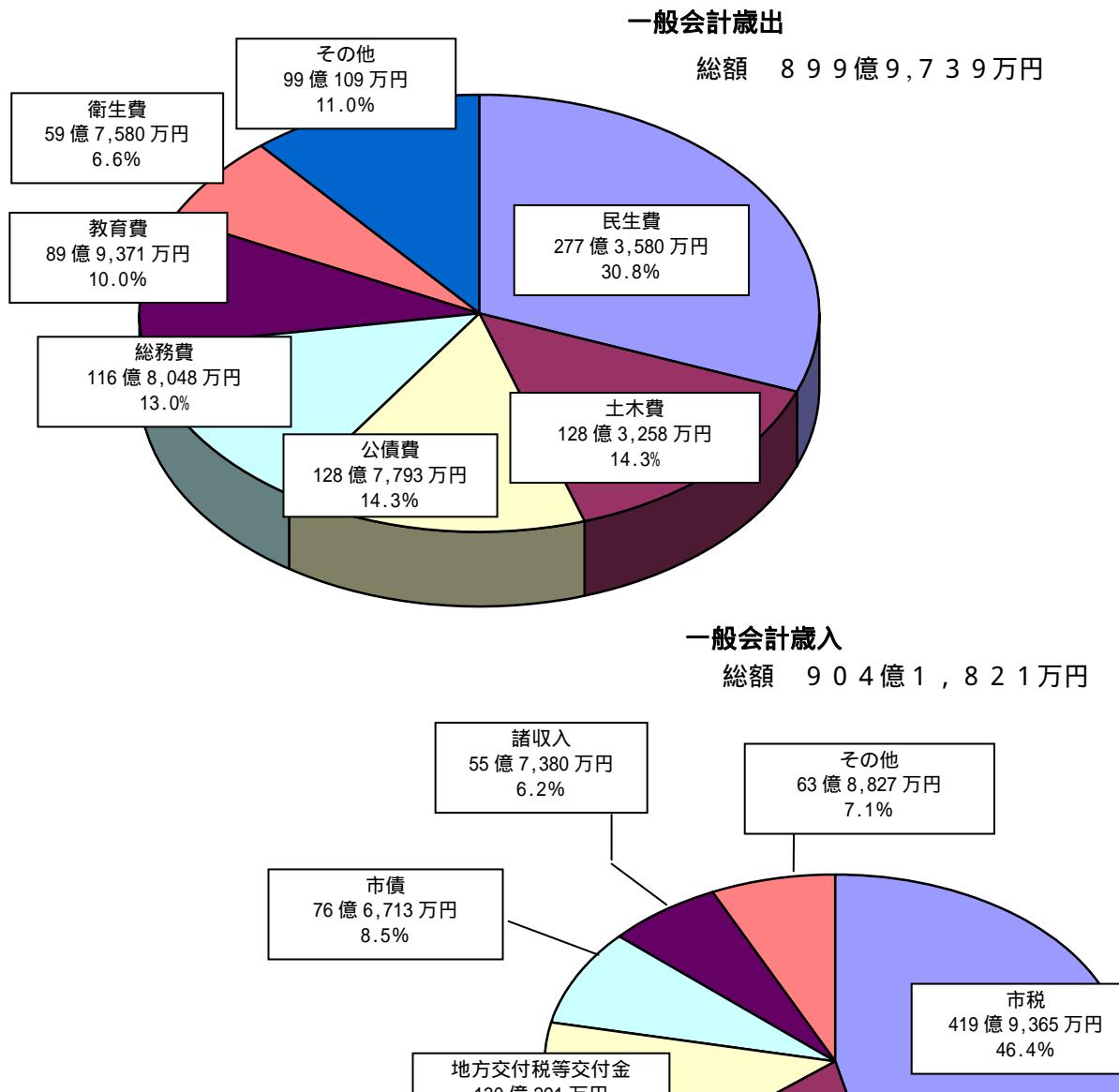
款	項	目	予算額	説明
使用料及び手 数 料	手数料	衛生手数料	308,960	動物死体処理手数料 1,920 清掃業者許可申請手数料 540 し尿汲取手数料 13,400 浄化槽汚泥投入手数料 3,600 ごみ処理手数料 270,000 粗大ごみ収集手数料 19,500
国庫支出金	国庫補助金	衛生費 国庫補助金	490	低公害自動車普及事業費補助金 490
県支出金	県補助金	衛生費 県補助金	1,573	環境行政費市町交付金 1,573
	委託金	衛生費 委託金	366	ねこの引き取り事務委託金 2 環境衛生改善指導県移譲事務交付金 1 大気汚染常時監視網管理運営事務委託金 30 一般廃棄物対策県移譲事務交付金 333
諸収入	雜 入	雜 入	311,914	余剰電力売却収入 205,000 金属類売却収入 85,008 行政財産使用料他 744 ペットボトル売却収入 15,162 紙類・布類分別収集業務収益金 6,000
市債	市債	衛生債	266,000	清掃車両購入事業債 6,000 ごみ処理施設整備事業債 260,000
合 計			889,303	

歳出

(単位:千円)

款項	目	予算額	財源内訳				説明
			国県支出金	市債	その他	一般	
衛生費	環境衛生費	122,922	1	0	0	122,921	保健衛生推進協議会運営事業 1,168 環境部事業場安全衛生委員会事務事業 187 地球環境対策事務事業 2,832 環境教育環境学習推進事業 838 環境美化推進事業 27,719 再生資源集団回収助成事業 52,394 ごみ減量化推進事業 3,922 環境保全対策事務事業 968 環境保全啓発事業 1,093 食用油リサイクル事業 15,341 リサイクルプラザ運営事業 5,914 環境基本計画等推進事業 9,952 一般廃棄物処理計画進捗管理事業 594
	公害対策費	44,609	1,603	0	0	43,006	分室維持管理事業 2,244 大気保全・悪臭対策事業 25,654 水質保全対策事業 15,924 騒音・振動対策事業 787
衛生費	清掃総務費	41,680	333	0	1,246	40,101	環境第1課総務関係経費 3,039 資源循環課総務関係経費 406 環境第2課総務関係経費 1,219 明石クリ-ンセンター総務関係経費 11,478 都市清掃会議事務事業 614 環境第1課事務棟維持管理事業 6,519 環境第2課事務棟維持管理事業 18,405
	ごみ処理費	1,832,213	492	266,000	602,590	963,131	ごみ収集運搬事業 52,188 ごみ収集運搬委託事業 382,942 ごみ収集車両購入事業 6,539 粗大ごみ収集運搬事業 20,773 分別収集細分化事業 3,370 廃棄物処理事業 102,384 焼却施設運営事業 926,438 廃棄物広域処理事業 43,959 破碎選別施設運営事業 293,620
	し尿処理費	192,009	0	0	17,038	174,971	し尿収集運搬事業 108,468 魚住清掃工場管理運営事業 83,541
合計		2,233,433	2,429	266,000	620,874	1,344,130	

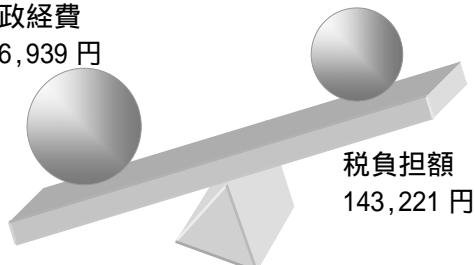
(2) 平成 20 年度一般会計決算



市民 1 人当たりの税負担額

一般会計の行政経費と市税負担額を市民 1 人当たりに換算すると下図のとおりです。

行政経費
306,939 円



構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入

III 計画等



オニバス（大久保町西島 西島大池）

III 計画等

1. 概要

明石市の自然を保全し回復させ、生活環境を守り育てるとともに、地球環境への影響を最小限に抑えることを目的として、平成12(2000)年2月に「明石市環境基本計画」を策定しましたが、その後の社会情勢や環境を取り巻く状況の変化などに対応するため、平成18年度に見直しを行い、平成19(2007)年3月に「明石市環境基本計画(改定版)」を発行しました。それに伴い、環境の継続的改善を進めていくための環境マネジメントシステムの取り組みも見直しました。

そして、地球温暖化対策を推進するため、明石市のすべての事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を目指した「明石市地球温暖化対策実行計画」を平成13(2001)年3月に策定し、平成19(2007)年3月には目標値の設定や計画期間などを修正したものに改定しました。

また、平成15(2003)年2月、ごみ編と生活排水編を合わせて新たな計画として「明石市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。しかし、ごみについては、地球温暖化の急激な進展等地球規模の環境問題に加え、平成19(2007)年度供用開始の新(第3次)最終処分場以降は市内で最終処分場の用地取得が極めて困難になるであろう状況、生活排水については、下水道整備の進展によりし尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少傾向にある状況が、経年とともに顕著になってきました。

そこで、平成18(2006)年2月、市民公募による委員3名を含む15名の委員で構成された資源循環推進審議会を設置し諮問、市民意見の募集を経て、平成19(2007)年3月に計画の改定を行いました。ごみ編では、「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」を構築するため、ごみの発生抑制から最終処分まで含めたごみ処理の基本方針を定めており、これに基づいてごみ減量化を推進する施策を盛り込んだ長期的かつ総合的な計画になっています。

これらの計画の実効性を高めていくためには、三者(市民、事業者、行政)のパートナーシップによる取り組みを展開していく必要があります。

環境基本計画を三者協働で推進していくために、パートナーシップ組織「エコウイングあかし」が平成19(2007)年10月に発足し、活動を続けています。

なお、上記の「明石市環境基本計画」、「明石市地球温暖化対策実行計画」、「明石市一般廃棄物処理基本計画」については、地球環境課のホームページ「ECOIST」(URL: http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/earth_kankyou_ka/ecoist/index.html)からPDFファイルをダウンロードすることができます。(その他環境基本条例等もダウンロードできます。)

2. 明石市環境基本計画

環境基本計画は、明石市環境基本条例に基づいて、明石市というまちの特性を考えた中で、本市における環境全般に関わる取り組みの基本となる考え方、めざす環境像、取り組みの内容を示すとともに、市民、事業者、行政それぞれの役割を明らかにし、長期総合計画と連携して本市の望ましい環境像の実現をめざすマスタープランです。

環境基本計画(改定版)は、①市民の視点、想いの反映、②先行的な取り組み(リーディング

プロジェクト) の見直し、③計画の推進体制及び進行管理の確立、の 3 点を見直しのポイントとして、市民、事業者、行政の協働によって見直し原案を検討し、明石市環境審議会での審議・答申を受けて平成 19(2007) 年 3 月に改定しました。

1 環境基本計画の基本理念

① みんなで考え、行動する

よい環境が得られるためには、三者がそれぞれの役割を果たしながら、相互に協働して環境問題の解決に向けて取り組み、みんなで考え、行動することが必要であると考えます。

② 環境に適合した生活と文化を将来世代にまで伝える

自然環境と生活環境との共生を実現し、限りある地球環境を将来世代まで継承していくことは、私たちの責務であり、このような立場を自覚し、明石市及び地球の環境に適合した生活と文化を育み、将来世代まで伝えていくことが重要です。

③ 『明石らしさ』を創造し、生かす

温暖な気候と瀬戸内海に面した明石市は、「ゆほびか」なるところであり、「交流」の要衝といった地勢的良さを特徴としてもちあわせ、それらを環境への取り組みに生かしていくことは、明石市の環境に対する市民の愛着や親しみを育み、身近な環境問題への関心を高めていく上で重要です。

将来世代にまで伝えていく新しい『明石らしさ』の創造のために、これから明石において「めざす環境像」を三者の自主的な活動の積み重ねと協働によって実現していくことが必要です。

2 環境基本計画（改定版）の内容

(1) 計画の基本的事項（計画の位置づけ、対象範囲、期間）

(2) 計画の基本理念

(3) 明石市のめざす環境像

水辺や里山は光に映え、まちには人々がにこやかに集う

人と人が思いやり、地球のすべてをいつくしむ

古（いにしえ）に想いをはせ、未来への希望が輝き続けるまち

めざす環境像実現のための 4 つの方針

①ひとづくり・しくみづくり

～環境を知り、学び、守る行動が広がるまち～

②エコなくらしや事業活動

～くらし・ものづくりの知恵を共有し、

環境を大切にする生活や事業活動が広がるまち～

③地球にやさしいまちづくり



～資源やエネルギーを大切にし、
地球環境を考えながら、身近な取り組みを進めるまち～

④みんな自然のひとつ

～自然と人が豊かにふれあい、
ゆとりとうるおいのあふれるまち～

(4) 取り組みの内容

めざす環境像実現のための三者の役割、リーディングプロジェクト、取り組み体系などを示しています。

(5) 計画の推進に向けて

計画推進の基本的な考え方、推進体制及び進行管理について述べています。

(6) 資料編

3 環境基本計画に基づく施策の実施状況

環境基本計画に基づく施策の実施状況については、「明石市環境レポート」(印刷物、CD-ROM版、Web版：地球環境課ホームページのPDFファイル)として、計画の取り組み内容や進捗状況などを公表しています。

4 「エコウイングあかし」

「エコウイングあかし」は、改定した明石市環境基本計画を市民、事業者、行政の三者で推進していくためのパートナーシップ組織の愛称で、正式名称を「明石市環境基本計画推進パートナーシップ協議会」といいます。

パートナーシップ（協働）とは、市民、事業者、行政の三者が、共通のビジョンの実現のために、それぞれの活動の場において「主体的・自立的」に活動に取り組むことを言います。

そこで、明石市環境基本計画において市民、事業者の参画によって決定した13のリーディングプロジェクトについて、それぞれが主体的・自立的に取り組んでいくことを目的として、平成19(2007)年10月8日に設立総会を経て発足しました。

愛称の「エコ」は環境一般を、「ウイング」は翼を表します。エコの風が大きく翼を広げ、明石に広がるイメージとともに、東西に長い明石の地形も表しています。

また、市民・事業者・行政の三者をつなぎ、覆う翼も意味しています。

会員数は、個人会員87名、団体会員11組、家族会員2組、学生会員4名。賛助会員2名となっています。(平成21(2009)年4月現在)

主な活動内容は、組織全体をライフスタイル、エネルギー、自然という3つのワーキンググループに分け、それぞれの分野に属するリーディングプロジェクトの推進に取り組んでいます。



3. 環境マネジメントシステムの取り組み

明石市では、平成13(2001)年3月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を認証取得し、エコオフィス活動や環境に有益な事務事業等の継続的改善に取り組んできました。

認証取得後の取り組み実績を検証し、職員にも意識が浸透していることやISO14001のノウハウが十分得られたことなどから、市の実情に応じたシステムを構築していくため、平成19(2007)年3月に外部審査登録機関による更新審査を受けずに、規格との適合性を自ら判断して宣言する「自己宣言」の方式へと移行しています。

なお、環境マネジメントシステムの客観性を担保するために、明石市のはか、尼崎市、伊丹市、宝塚市、西宮市の5市で「環境マネジメントシステムに係る自治体間相互監査に関する覚書き」を締結し、職員をそれぞれの市に派遣する相互内部環境監査を実施しています。

4. 明石市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、市の事務事業に伴って排出される温室効果ガスを抑制するため、平成13(2001)年3月に策定した明石市地球温暖化対策実行計画を平成18(2006)年度から22(2010)年度までの5年間を計画期間とし、「平成22(2010)年度における市の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの量を平成17(2005)年度と比較して、6%削減に努めること」を目標とする内容に改定しました。

目標達成のためには、排出量が増加傾向にある廃棄物（特に廃プラスチック）の焼却に伴う温室効果ガスを削減していく取り組みを強化していく必要があります。

詳しくは、末尾「VIII 資料」をご覧ください。

5. 明石市一般廃棄物処理基本計画

明石市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づく一般廃棄物処理計画として、「明石市一般廃棄物処理基本計画」と「明石市一般廃棄物処理実施計画」を策定しています。

平成15(2003)年2月に、ごみ編、生活排水編を合わせて新たに一般廃棄物処理基本計画を策定しましたが、経年により社会的な状況にも変化が生じてきています。そこで、平成18(2006)年2月、市民公募による3名の委員を含む15名の委員で構成された資源循環推進審議会を設置し諮問、答申を受けて素案を公表した後、市民意見の募集を経て、平成19(2007)年3月に計画の改定を行いました。

ごみ編では、「環境負荷が小さく持続可能なまち・あかし」を構築するため、最終目標年度を平成32(2020)年度とし、その中間目標年度である平成22(2010)年度と平成27(2015)年度において、ごみ発生量、リサイクル率、焼却量、最終処分量それぞれの指標を持ち、推進していくことにしています。ごみ編（概要）については、末尾「VIII資料」をご覧下さい。

減量化目標値の設定

		平成17年度 (基準)	平成22年度 (第1次目標)	平成27年度 (第2次目標)	平成32年度 (目標)
ごみ発生量(指數)		145千t(100)	140千t(97)	136千t(94)	134千t(93)
家庭系ごみ	家庭系ごみ	85千t	81千t	79千t	78千t
	事業系ごみ	60千t	59千t	57千t	56千t
リサイクル量		28.4千t	37千t	37千t	36千t
リサイクル率		19.6%	26%	27%	27%
焼却量(指數)		115千t(100)	101千t(88)	97千t(85)	97千t(85)
最終処分量(指數)		18千t(100)	14千t(79)	13千t(75)	13千t(75)

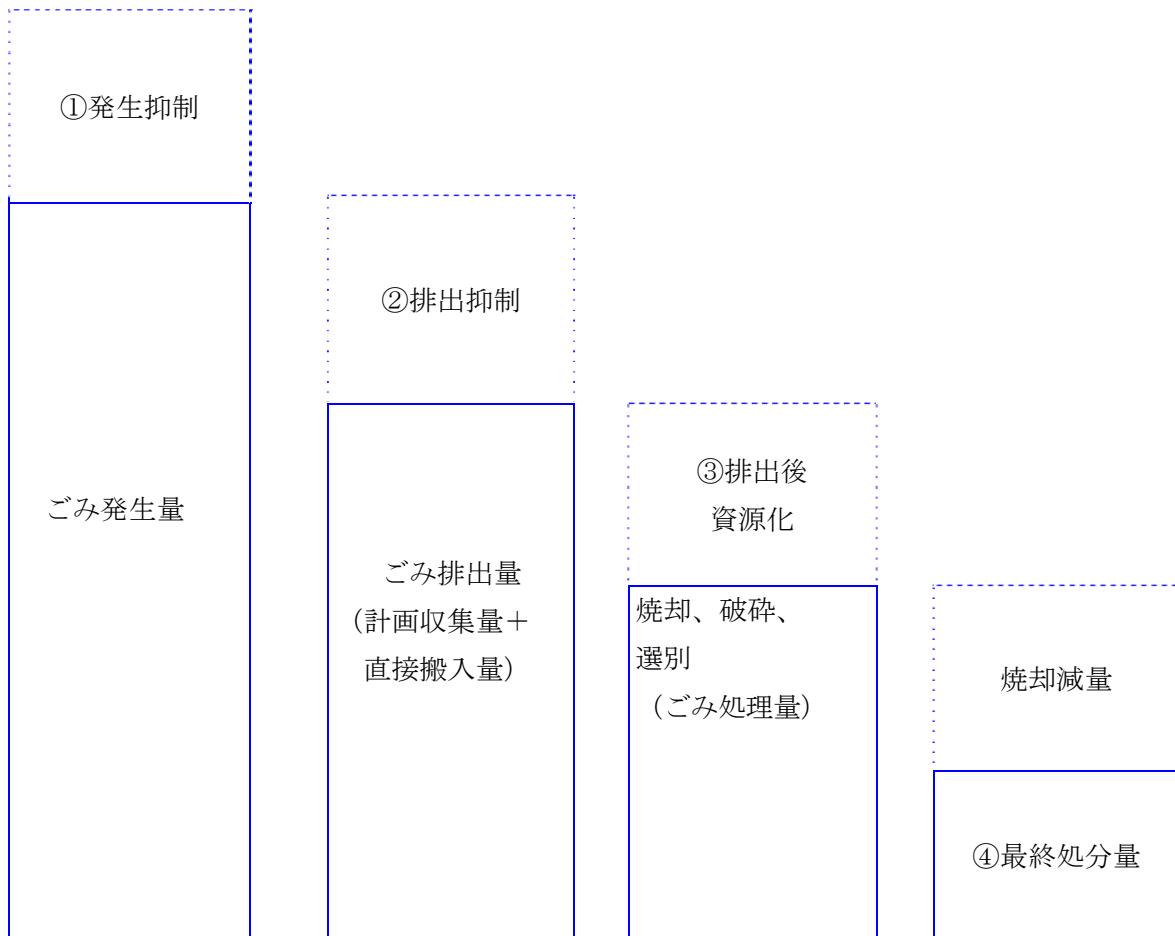
減量化目標の推移

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	重量(t)	指数	重量(t)	指数	重量(t)	指数	重量(t)	指数
ごみ発生量	145,350	100	147,349	101	143,965	99	134,413 ^{*1}	92
焼却量	115,100	100	116,385	101	109,997	96	104,922	91
最終処分量	18,163	100	13,562	75	11,526	63	10,022	55
リサイクル量	28,436	100	28,733	101	30,178	106	29,492 ^{*2}	104
リサイクル率	(19.6%)		(19.5%)		(21.0%)		(21.9%)	

※ 1、2 事業系廃棄物のリサイクル量が未確定であるため推計値です。

III. 計画等

(参考) ごみ発生量等の概念



- ① **発生抑制**とは、消費や生産過程におけるごみの発生抑制で、ごみにならない商品の開発、販売、ごみにならないものを買う消費行動など、ごみそのものを削減することをいう。
- ② **排出抑制**とは、集団回収、店頭回収、拠点回収、コンポスト処理、分別収集など、ごみとして排出する前の減量化をいう。
- ③ **排出後資源化**とは、粗大ごみなどの破碎後金属回収、資源ごみからの選別など、ごみ収集後の資源化をいう。
- ④ **最終処分量**とは、焼却灰、直接埋立など埋立処分を行った量をいう。

ごみ排出量とは、市が集めて処理するごみの量及び市民・事業者などによって直接、市の処理施設へ持ち込まれるごみの量です。 (=明石クリーンセンター総搬入量)

リサイクル量… 市民・事業者による排出抑制量（②）（=明石クリーンセンターにごみとして搬入される前に再資源化等された量）と排出後資源化量（③）（=明石クリーンセンターにごみとして搬入された後に再資源化された量）を合計した量です。

リサイクル率… リサイクル量をごみ発生量で除した割合です。

6. 平成 21 年度明石市一般廃棄物処理実施計画（H21.4.1 現在）

1 計画の基本方針

平成 19 年 3 月に、実施計画の基本となる明石市一般廃棄物処理基本計画が改定され、基本理念『環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし』の実現に向けて取り組むべき施策の基本方向が示された。

本年度は、ごみについては、雑がみを含めた紙類・布類の分別収集の徹底や拠点回収の整備を目指すとともに、事業系ごみ減量対策の強化を図る。また、減量化や再資源化を促進するために、教育委員会や学校と連携し、環境学習の推進を行うとともに、ごみ減量推進員・協力員や市民の活動の支援を行うなどパートナーシップの仕組みづくりに取り組む。

さらに、第 3 次最終処分場については、安定的利用と延命化を図る。

一方、し尿及び生活雑排水についても適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

<ごみ及び資源物編>

2 ごみ及び資源物の排出計画

(1) ごみの排出計画

区分	ごみの種類	収集(排出)量(t)
家庭系	燃やせるごみ	34,720
	燃やせないごみ	1,880
	資源ごみ(缶・びん・ペットボトル)	1,910
	粗大ごみ	590
	計	39,100
	燃やせるごみ	24,050
	燃やせないごみ	1,280
	資源ごみ(缶・びん・ペットボトル)	1,340
	計	26,670
	燃やせるごみ	630
一斉清掃	燃やせないごみ	240
	計	870
	燃やせるごみ	140
直接搬入	燃やせないごみ	820
	計	960

III. 計画等

	プラスチック製容器包装（モデル事業）	30	
	資源ごみ（集団回収びん）	100	
	計	67,730	
事業系	許可	燃やせるごみ	33,110
		燃やせないごみ	1,500
		計	34,610
	直接搬入	燃やせるごみ	5,880
		燃やせないごみ	1,220
		計	7,100
	計		41,710
	産業廃棄物	燃やせるごみ	940
		燃やせないごみ	50
		計	990
合 計		110,430	
動物の死体		2,600体	

(2) 資源物の排出計画

紙類・布類(新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、古布の5品目)の年間収集(排出)量は、4,500tとする。

(3) 廉食用油の回収事業

学校給食等から生じる廃食用油の年間収集(排出)量は21t(拠点回収分の1tを含む。)とする。

3 ごみの処理主体

(1) 収集運搬

ア 家庭系ごみ

(ア) 燃やせるごみ 直営及び委託とする。

燃やせないごみ

資源ごみ(缶・びん・ペットボトル)

- (イ) 紙類・布類（資源物） 委託とする。
- (ウ) 粗大ごみ 直営とする。戸別有料収集とする。（家電リサイクル法対象品目等除く。）
- (エ) 一時多量ごみ 排出者（直接搬入）又は許可業者とする。
- イ 事業系ごみ 排出者（直接搬入）又は許可業者とする。
許可業者は、木村工業(株)、魚住産業(株)、(有)明和興業、(有)明宝商会、(有)明石清掃、(有)西神清掃、(有)明進清掃、田路興産(有)、(有)住野商店、三和美研(有)、金澤産業(株)、杉野興業及び(株)猪名川動物霊園（感染性のない実験動物の死体及び糞並びにマットに限る。）の13業者とする。明石クリーンセンターに直接搬入する業者は、市内に営業所を有することとする。
- ウ 動物の死体 委託とする。
- (2) 中間処理** ごみの焼却及び破碎選別の中間処理は、それぞれごみ焼却施設及び破碎選別施設において委託で実施する。動物の死体については、委託で実施する。
- (3) 最終処分** 不燃物の一部、破碎選別後の残さ及び焼却灰の処分は、本市最終処分場において委託により実施する。
なお、一部の焼却灰の処分は、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場（フェニックス計画）において委託により実施する。
- (4) 搬入検査** ごみの適正処理の観点から、中間処理、最終処分場に搬入されるごみについて展開検査をするなど、直営及び委託により、搬入検査を強化する。

4 ごみ処理実施計画

(1) 排出抑制・再資源化計画

- ア 分別排出の徹底 出前講座、施設見学等において、ごみの出し方のマナーを指導するとともに、資源ごみ（缶、びん、ペットボトル）及び紙類・布類の分別排出の徹底を図る。特に、事業系ごみの適正な分別排出に向けた取り組みを強化する。
- イ 紙類・布類の資源化 紙類・布類の分別収集量拡大のため、より一層、分別の徹底を啓発していく。特に、紙箱（ボール紙）について分別排出への周知を強化する。さらに、拠点回収の整備を目指す。
収集予定量 4, 500 t

III. 計画等

- ウ 集団回収の推進 各地域の子ども会、自治会等の実施する集団回収活動を積極的に支援する。
- (ア) 助成金交付 回収した資源物 1 kgにつき 4 円を活動団体へ助成する。
回収予定量 10, 300 t
- (イ) 協力金交付 回収した古紙 1 kgにつき、2 円以内を回収業者へ交付する。
回収予定量 9, 600 t
- (ウ) 活動用具交付 集団回収に必要な活動用具（消耗品等）を活動団体へ交付する。
- (エ) びん・缶回収助成 カレットびん・スチール缶の回収業者に 1 kgにつき 15 円以内の助成を行う。
回収予定量 カレットびん 100 t スチール缶 30 t
- エ リサイクル率の向上 リサイクル率(リサイクル量÷ごみ発生量)23%を目指す。(平成22年度リサイクル率【第1次中間目標】を26%に掲げる。)
※ ごみ発生量=排出抑制量+ごみ排出量
※ ごみ排出量=排出段階の資源化量+ごみ処理量
※ リサイクル量=排出抑制量+排出段階の資源化量
- オ ごみ減量推進員制度 ごみ減量推進員及びごみ減量推進協力員と協働し、ごみの減量化・資源化の促進などについて、地域との連携を保ちつつ推進する。
- カ 広報・啓発活動 学習副読本、3 R 推進のためのガイドブック、事業所ごみ減量のためのマニュアル、資料等の作成、配布や講座、イベント等の開催を行うとともに、広報紙、ホームページ、施設見学等を通じ、ごみ処理コストやリサイクル状況について、詳細な情報提供や P R を行うことで、市民の 3 R 行動の推進を図る。
また、レジ袋削減の取り組みを推進することで、3 R 行動に向けた意識啓発の強化を図る。
- キ プラ製容器包装廃棄物（モデル地区）の収集 大蔵谷清水自治会においてプラスチック製容器包装分別収集モデル事業を継続し、費用対効果及び経費の縮減策等を詳細に調査、研究する。
- ク バイオディーゼル燃料化 学校給食等から生じる廃食用油の回収事業を展開する。また、回収した廃食用油は有価で売却した後、B D F 化され、廃油回収車及びごみ収集車の燃料として購入、活用することで資源循環を図り、もって、地球温暖化対策を推進する。

ケ パソコンの再資源化 家庭で不要になったパソコンについては、市での収集及び明石クリーンセンターへの直接搬入は行わない。

コ 事業所ごみ減量化 大規模事業所（床面積 1,000 m²超の量販店、あるいは 3,000 m²以上の事業用建築物所有者、並びに年間 200 t 以上の事業系一般廃棄物を排出する多量排出事業者）に対して、立ち入りを順次実施し、一般廃棄物管理責任者の選任、廃棄物減量計画書の提出、記載内容の確認・助言等の指導業務を行い、減量化・適正排出の徹底を図る。

(2) 適正排出計画

ア 在宅医療廃棄物 在宅医療の普及に伴い、家庭から排出される感染性廃棄物については、医療機関等と連携し、適正処理を推進する。

イ 不適正排出 爆発、火災、針刺し事故等を防ぎ、安全に処理するため、市民や事業者に対する分別の徹底を図る。

ウ 不法投棄への対応強化 転入者に対して、ごみカレンダーやごみハンドブックを配布し、適正処理について市民周知を図る。

エ ごみステーション（置場）の適正配置 宅地や共同住宅の開発にあたり、開発事業者に対し、条例による事前協議を徹底し、ごみステーション（置場）の適正配置に努める。

オ 開発協議と事業所指導 事業所などの開発における事前協議の際、ごみの資源化と適正処理を進めるため、条例により必要なごみ集積施設等の確保を指導する。

(3) 収集運搬計画

ア 収集人口 295,000 人

イ 収集区域 市内全域

(ア) 直営収集区域 委託収集以外の区域

(イ) 委託収集区域

III. 計画等

a 区域

町	名
松が丘1～5丁目、大蔵谷字狩口、荷山町、太寺1～4丁目、太寺大野町、太寺天王町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵八幡町、大蔵天神町、上ノ丸1～3丁目、山下町、天文町1～2丁目、人丸町、東人丸町(一部)、東仲ノ町、桜町、大明石町1～2丁目 (JR以南)、樽屋町、材木町、港町、日富美町、岬町、大観町、相生町1～2丁目、鍛冶屋町、中崎1～2丁目、本町1～2丁目	

b 区域

町	名
松が丘5丁目(一部)、大蔵谷字(狩口を除く)、大蔵谷奥、松が丘北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧北町、東山町、朝霧町1～3丁目、北朝霧丘1～2丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、東野町、東人丸町(一部)、鷹匠町、茶園場町、大明石町1～2丁目 (JR以北)、船上町(一部)、和坂1～3丁目、西明石町1～5丁目、新明町、林崎町1～3丁目、南貴崎町、林1～3丁目、松江(一部)、和坂(アメニティコート)、旭が丘、鳥羽(一部)、野々上1～3丁目	

c 区域

町	名
大道町1～2丁目、和坂、松の内1～2丁目、花園町、鳥羽(一部)、沢野1～2丁目、明南町1～3丁目、小久保1～6丁目、小久保、西明石北町1～3丁目、北王子町、王子1～2丁目、西新町1～3丁目、硯町1～3丁目、田町1～2丁目、船上町、立石1～2丁目、和坂稻荷町、宮の上、南王子町、野々上3丁目(一部)、藤江(一部)、大久保町森田(一部)、大久保町松陰(一部)、大久保町大久保町(一部)	

d 区域

その他、市が臨時に指示する区域

(ウ) 許可収集区域 市内全域

ウ 収集方法等

収集区分	回数	収集方法
燃やせるごみ	週 2 回	ステーション方式
燃やせないごみ	月 2 回	ステーション方式
資源ごみ(缶、びん、ペットボトル)	月 2～3回	ステーション方式
粗大ごみ	随時 (日曜日を除く)	戸別収集
紙類・布類(新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、古布)	月 1 回	ステーション方式

動物の死体		随時 (日曜日を除く)	戸別収集
事業系ごみ	燃やせるごみ	随時	排出者（直接搬入）又は許可業者
	燃やせないごみ		
	資源ごみ (缶、びん、ペットボトル)		

(ア) 収集方法（家庭系ごみ） ステーション方式（ごみ置場）による収集とする（粗大ごみ及び動物の死体を除く）。なお、新たに、ステーション（ごみ置場）を設置する場合、明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づくものとする。

(イ) 排出方法

家庭からごみを出すときは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみに分けて、中の見える無色またはブルー系で標準サイズ（4.5リットル入り）のポリ袋に入れて、住んでいる地域によって決められた収集日当日の朝、午前8時までにステーション（ごみ置場）に出すこと。

(ウ) 粗大ごみ

標準サイズ（4.5リットル入り）のポリ袋に入らない大きさ、又は、ごみの重さが5キログラム以上のものをいう。

(エ) 紙類・布類

新聞紙（折り込みちらしを含む。）、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パックは、種類ごとにひもでしばって、布類は、標準サイズ（4.5リットル入り）のポリ袋に入れて、地域によって決められた収集日当日の朝、午前8時までに、普段、燃やせないごみ、資源ごみを出しているステーション（ごみ置場）に分けて出すこと。

エ 粗大ごみの受付方法

粗大ごみ受付センターにおいて、電話による戸別の申し込みを受け、収集日と収集場所を調整する。

(ア) 粗大ごみ受付センター

委託により運営する。
受付日時は、年末年始を除き毎週月曜日から金曜日、午前9時から午後7時とし、1回の収集につき受けできる点数は5点までとする。

(イ) 粗大ごみ処理券

有料化に伴う粗大ごみ処理券の取扱いについては、地球環境課、環境第2課、各市民センター（大久保・魚住・二見）、各サービスコーナー（明舞、明石駅、西明石、江井島、高丘）ほか別に告

示する粗大ごみ処理券取扱店にて行うものとする。

(4) 中間処理計画

ア 燃やせるごみ

下記の焼却施設により焼却処分する。

[焼却施設の概要]

施設名 明石クリーンセンター焼却施設
所在地 明石市大久保町松陰1131
型式 全連続燃焼式焼却炉
焼却能力 480t／24h (160t×3系列)

イ 燃やせないごみ

下記の破碎選別施設により破碎し、可燃物、不燃物、粗大ごみ、資源化物に選別する。

[破碎選別施設の概要]

施設名 明石クリーンセンター破碎選別施設
所在地 明石市大久保町松陰1131
処理方法 橫型2軸せん断式破碎及び衝撃せん断併用
回転式破碎
処理能力 破碎系統 60t/5h
資源化系統 32t/5h

ウ 資源ごみ

上記の破碎選別施設により資源化物ごとに選別し、再生処理業者に委託し資源化する。

エ 動物の死体

委託で焼却処分する。

オ 適正処理が困難なごみ 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第1項第9号の規定に基づき、ごみの処理に際して排出又は搬入してはならないごみについては、下記のとおり例示する。

- ・引っ越し、庭木の剪定等により臨時的又は一時的に多量に排出するもの
- ・消火器
- ・金庫（耐火性を有するものに限る。）
- ・タイヤ、バッテリー、バイク
- ・ホイール・バンパー・シート（自動車用に限る。）
- ・ピアノ
- ・農機具、漁具
- ・仏壇、仏具

- ・一定規模以上のダンベル（金属製のもの）・洗面台・電子ピアノ・流し台・すべり台・卓球台・ブランコ・浴槽・草刈機（エンジン付）

(5) 最終処分計画

不燃物の一部及び、中間処理施設からでる残さを下記の最終処分場において埋立処分する。
なお、焼却残さの一部は、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場へ搬出する。

〔施設の概要〕

施設名 明石市一般廃棄物最終処分場（第3次最終処分場）
 所在地 明石市大久保町松陰地内（明石クリーンセンター内）
 埋立面積 59,000 m²
 全体容量 420,000 m³
 残存容量 413,189 m³（平成20年度当初）

(6) 中間処理・最終処分量（ごみピット内前年度分、産業廃棄物受入分を含む。）

ア 区別処理量

処理区分	処理量 (t)		
焼却	106,210※		
埋立	1,280		
資源化	びん	1,070	2,910
	缶	600	
	ペットボトル	390	
	その他	850	
合計	110,400		

※焼却鉄370tを包含する。

イ 埋立の内訳及び量

区分	量 (t)	容 量 (m ³)
直接埋立	1,210	9,950
破碎選別残さ	70	
焼却残さ	9,190	
合計	10,470	9,950

III. 計画等

<し尿及び浄化槽汚泥編>

5 し尿及び浄化槽汚泥の排出計画

区分	収集(排出)量(kℓ)
し尿	3,400
浄化槽汚泥	5,300
合計	8,700

6 生活排水処理実施計画

- (1) 生活排水処理計画 生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道の整備を基盤とした生活排水処理対策を推進するが、下水道未水洗の所は、し尿収集と浄化槽により処理する。

- ア 計画処理人口 295,000人
イ 合併処理浄化槽人口 2,600人
ウ し尿収集人口及び
単独処理浄化槽人口 17,600人

※1 合併処理浄化槽：便所のし尿と共に生活雑排水（台所や風呂等の排水）を処理するもので、「浄化槽」という。

※2 単独処理浄化槽：便所のし尿のみを処理するもので、「みなし浄化槽」という。本文では、各名称を使用し、浄化槽とは合併及び単独処理浄化槽を指す。

- (2) し尿・汚泥処理計画

- ア し尿収集運搬計画
(ア) 収集人口 4,600人
(イ) 収集区域 市内全域
(ウ) 収集運搬 委託業者2社による収集運搬とし、委託業者別の収集区域はつぎのとおりとする。

a 阪神連合清掃(株)

収集区域	町名
明石川以東の区域（朝霧川以東でJR神戸線以北及び東人丸町の区域を除く。）	松が丘北町の一部、東山町、朝霧北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧町1～2丁目及び3丁目の一部、北朝霧丘1～2丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、荷山町、東野町、太寺大野町、太寺天王町、太寺1～4丁目、人丸町、山下町、上ノ丸1～3丁目、明石公園、鷹匠町、茶園場町、大蔵八幡町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵天神町、天文町1～2丁目、相生町1～2丁目、中崎1～2丁目、鍛冶屋町、桜町、東仲ノ町、大明石町1～2丁目、本町1～2丁目、材木町、樽屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、大蔵海岸通1～2丁目
明石川以西の区域（JR神戸線以北、市道藤江23号線、国道2号線、(都)大久保石ヶ谷線、(都)江井島松陰新田線、市道大久保87号線、市道大久保93号線、西脇皿池及び西脇と緑が丘・山手台との町界に囲まれた区域並びに西明石西町の区域を除く。）	西新町2～3丁目、南王子町、硯町1～3丁目、田町1～2丁目、新明町、船上町、和坂稻荷町、宮の上、立石1～2丁目、貴崎1～5丁目、南貴崎町、林崎町1～3丁目、林1～3丁目、松江、川崎町、西明石南町1～3丁目、別所町、東藤江1～2丁目、藤が丘1～2丁目、藤江の一部、森田の一部、松陰の一部、大久保町の一部、大窪の一部、山手台1丁目の一部、高丘4丁目、西脇の一部、谷八木、わかば、八木、福田、福田1～3丁目、江井島、西島、ゆりのき通1～3丁目
魚住町の区域	魚住町全域
二見町の区域	二見町全域

※(都)は都市計画道路の略。

b (有)平野興業

収集区域	町名
朝霧川以東でJR神戸線以北の区域	松が丘1～5丁目、松が丘北町の一部、大蔵谷(狩口、清水、東山西山)、大蔵谷奥、朝霧町3丁目の一部
東人丸町の区域	東人丸町
西明石西町の区域	西明石西町1～2丁目
明石川以西の区域、(JR神戸線以北、市道藤江23号線、国道2号線、(都)大久保石ヶ谷線、(都)江井島松陰新田線、市道大久保87号線、市道大久保93号線、西脇皿池及び西脇と緑が丘・山手台との町界に囲まれた区域)	西新町1丁目、北王子、王子1～2丁目、大道町1～2丁目、和坂1～3丁目、西明石町1～5丁目、和坂(西明石北駅前)花園町、松の内1～2丁目、野々池1～3丁目、小久保1～6丁目、西明石北町1～3丁目、鳥羽、旭が丘、明南町1～3丁目、沢野1～2丁目、小久保、藤江の一部、松陰新田、森田の一部、松陰の一部、大久保町の一部、大窪の一部、高丘1～3丁目及び5～7丁目、山手台1丁目の一部及び2～4丁目、西脇の一部、緑が丘

※(都)は都市計画道路の略。

III. 計画等

(エ) 収集回数等 原則として月1回収集とする。

イ 淨化槽汚泥収集運搬計画

- (ア) 収集人口 15,600人
(イ) 収集区域 公共下水道処理区域の一部とその他の市内全域
(ウ) 清掃等 市内の浄化槽設置者と許可業者7社との個別の契約により、定期的に許可業者が清掃及び収集運搬する。

(3) 中間処理計画（し尿、浄化槽汚泥）

下記施設において一次処理した後、公共下水道で処理する。

[施設の概要]

施設名 明石市魚住清掃工場
所在地 明石市魚住町西岡2119-9
形 式 好気性処理方式
公称能力 145 kℓ／日

上記施設の処理で発生する汚泥は脱水した後、明石クリーンセンターで焼却する。

(4) 最終処分計画

最終処分は、明石市一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。

(5) 処理量

区分	処理量 (kℓ)
し尿	3,400
浄化槽汚泥	5,300
合計	8,700

7. 平成 20 年度 廃棄物収集・処理実績

1 ごみ及び資源物

(1) 人口 292,443 人

(2) ごみの搬入量

区分	ごみの種類	平成 20 年度 (t)	前年度比 (%)
一般廃棄物	直営 可燃ごみ	34,424	△3.3
	直営 不燃ごみ	1,771	△7.8
	直営 資源ごみ(缶・びん・ペットボトル)	1,844	△3.6
	直営 粗大ごみ	552	3.8
	A 小計	38,591	△3.4
	委託 可燃ごみ	23,868	△3.2
	委託 不燃ごみ	1,279	△2.3
	委託 資源ごみ(缶・びん・ペットボトル)	1,269	△4.9
	委託 一斉清掃ごみ(土砂・草など)	878	△2.2
	B 小計	27,294	△3.2
事業系	C 資源ごみ(集団回収びん)	92	7.0
	可燃ごみ	58,292	△3.3
	不燃ごみ	3,050	△5.5
	資源ごみ	3,205	△3.8
	粗大ごみ	552	3.8
	一斉清掃ごみ(土砂・草など)	878	△2.2
	D=A+B+C 計	65,977	△3.3
	E 計	34,247	△10.5
	F 計	6,423	△26.6
	G=D+E+F 計	106,647	△7.5
産業廃棄物	直接搬入 可燃ごみ	941	△4.9
	直接搬入 不燃ごみ(破碎・埋立)	139	189.6
	H 計	1,080	△4.1
G+H 合計		107,727	△7.4

III. 計画等

※ プラスチック製容器包装（モデル事業分）は除く。平成16(2004)年11月より、東部地域である大蔵谷清水自治会において、「プラスチック製容器包装」分別収集モデル事業を実施しています。平成20年度は、約28tの収集をし、宍粟市山崎町のリ・テック(株)山崎工場に搬入しました。

(3) 資源物の収集量

種類	新聞	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	布類	合計
収集量 (t)	2,469	1,112	592	12	240	4,425

※ 搬入及び処理については、市と契約した古紙問屋が、自社の管理するストックヤードに直接搬入し処理しています。

(4) ごみの処理量

処理区分	処理量(t)	前年度比(%)
焼却 ¹⁾	104,922	△4.6
埋立 ²⁾	1,188	△9.5
資源物 ³⁾	2,806	11.9
合計	108,916	△4.3

1) 未処理分798tを除く。

2) 焼却灰埋立8,834tを除く。

3) 金属類、びん、ペットボトルを指す。

(5) 最終処分場の埋立状況

搬入量及び埋立容量

区分	搬入量(t)	残余容量(m ³)
直接埋立(不燃ごみ)	1,156	
破碎選別残さ(不燃・不適物)	32	477,244
焼却灰(フェニックス分を除く)	8,834	(74,056)
合計	10,022	

※ カッコ内は、第2次最終処分場の値です。

2 し 尿

(1) 収集人口 4,820 人

(2) 収集量

収集区分	収集量 (kℓ)	前年度比 (%)
し尿(委託)	3,842	165.1
浄化槽汚泥	5,853	△20.8
計	9,695	△17.8

(3) 中間処理量

区分	中間処理量 (kℓ)	前年度比 (%)
し尿	3,842	△12.8
浄化槽汚泥	5,853	△20.8
計	9,695	△17.8

(4) 最終処分量

区分	最終処分量 (t)	前年度比 (%)
焼却処分	脱水ケーキ	△19.9
	沈砂・し渣	7.0
計	346.7	△18.5

III. 計画等

IV 環 境 美 化 ・ 整 備



クリーンキャンペーン

IV 環境美化・整備

1. 概 要

清潔な生活環境は、健康で文化的な市民生活を営むうえにおいての基本条件のひとつです。

しかし、近年における都市化の進展、消費生活の向上及び価値観の多様化は、生活環境に変化を与え、ごみ等の不法投棄や放置等により、道路、水路等の機能及び美観を損い、衛生害虫の発生等を助長しています。

これらの環境の改善は、市民、事業者及び行政が一体となり環境美化活動を進めることによって、その成果をあげることができるでしょう。

市民の自主的な環境美化・衛生推進活動が活発化しつつあるなか、さらに環境美化・衛生意識の高揚、啓発を図り、市民の快適な生活環境の確保に努めています。

2. 環境美化推進事業

(1) 環境月間行事

明石市では、“美しく住みがいのあるまち”の実現に向けた啓発として、6月1日から6月30日を「クリーンアップ明石」環境月間、10月1日から31日を「アイ・ラブ・あかし」秋の環境月間」として設定し、啓発看板の掲示や駅前街頭キャンペーンの実施などのほか、多くの市民・事業者の参加を得て、市内一円で屋外一斉清掃、駅周辺の清掃等を展開しています。

(2) 環境美化の推進

特定地域の環境美化を推進する活動団体として、昭和57(1982)年に港・海岸を美しくする市民組織6団体、昭和60(1985)年に河川を美しくする市民組織1団体、平成7年に同じく河川を美しくする市民組織1団体が結成されました。平成19(2007)年度では、のべ3,710人が参加して清掃活動等を実施し、約10tのごみを回収しました。

(3) 保健衛生推進協議会との連携

本市では、昭和33(1958)年に、健康で、明るく、住みやすいまちづくりを目標に、市民が自主的に活動を行う地区組織団体から選任された理事28人により、保健衛生推進協議会が結成されています。当初は、ハエ・カ等害虫駆除などの公衆衛生や、健康診断受診促進などの保健衛生の向上を目的に生まれましたが、社会や生活様式の変化に伴い、近年では屋外一斉清掃、ごみ分別、資源リサイクルといった環境活動を重点に、毎年各地域において様々な活動を展開しています。

主な事業としては、次のものがあります。

- ① 環境美化・衛生の推進と福祉向上のための地区組織の育成
- ② 研究会・講習会・その他必要な研修会等の開催
- ③ 地区衛生組織活動功労者及び優秀団体の表彰
- ④ 環境衛生事業の推進
- ⑤ その他目的達成に必要な事業

今後も、同協議会と連携しながら環境美化・衛生推進を行っていきます。

3. 環境整備事業

(1) 空き地の管理

本市では、宅地開発後放置された空き地や管理不良の土地が多く見られ、雑草の繁茂等により、夏期は害虫の発生、冬期は枯草による火災発生の危険性、また防犯上の問題もあり、空き地の管理徹底を図る必要があります。

空き地の管理については、「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」により、所有者の責務とされ、管理不良の空き地については、所有者に指導し、不良状態の解消を図っています。

今後とも関係自治会の協力を得ながら、所有者の理解や管理意識の高揚を促し、指導及び啓発活動を通じて条例趣旨の徹底を図っていきます。



(2) 不法投棄の処理

市民の意識は高まりつつありますが、依然として不法投棄はあとを絶ちません。それに対応するため、警告看板の設置やチラシの配布等による啓発活動を行うとともに、明石警察署との連携はもちろん関係各課との相互の連携を図りながら、平成 20(2008)年度も引き続きパトロールを強化し、全市域において積極的に収集処理しました。

不法投棄処理の状況（平成 20 年度）

苦情件数	処理量 (kg)	警告看板設置
139	3,518	59

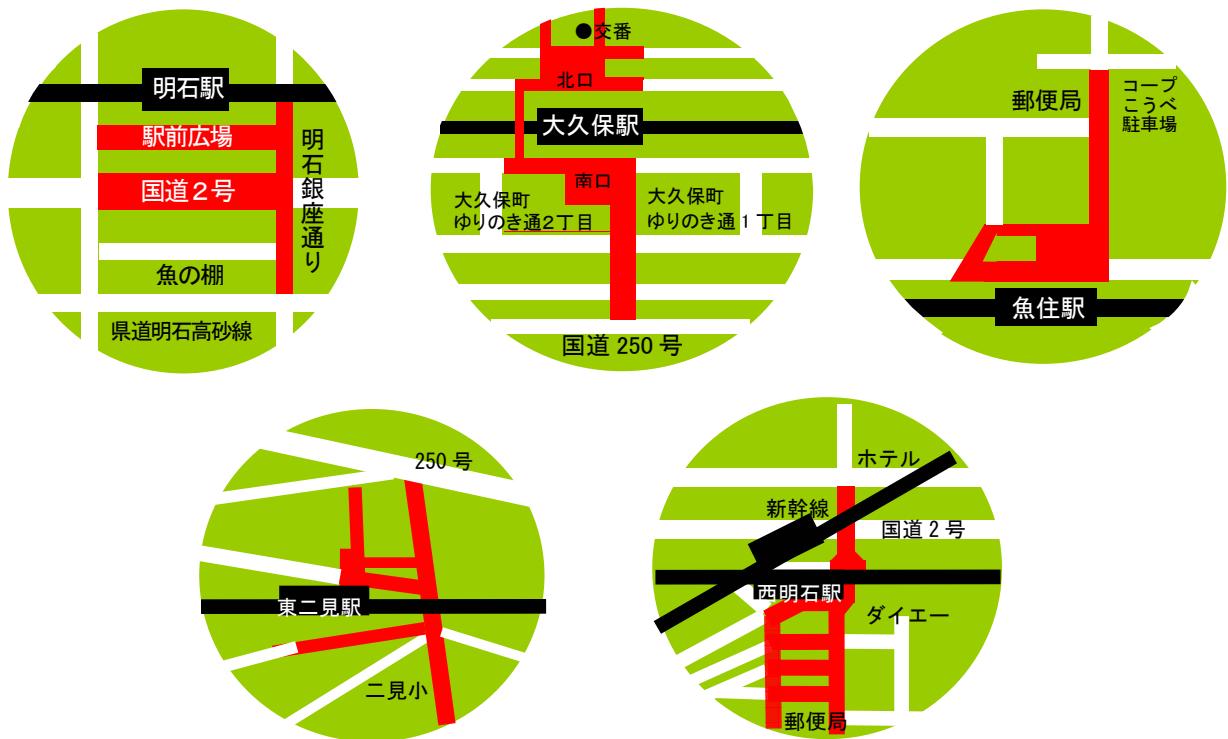
(3) ポイ捨て・ふん害の防止

明石市では、「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」を制定し、平成 11(1999)年 10 月 1 日施行しました。同時に J R 明石、大久保、魚住、山陽電鉄東二見の各駅周辺の 4 か所を、平成 14(2002)年 7 月 1 日に J R 西明石駅周辺を散乱防止重点区域に指定しました。

条例では、散乱防止重点区域内での空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てや市内での飼い犬のふん放置に対して罰則を設けています。また、散乱防止重点区域内で、自動販売機により飲食料を販売する事業者には、届出とともに、空き缶・空きびん等の回収容器の設置及び管理義務を定めています。

「空き缶等のポイ捨て」や「犬のふんの放置」は、基本的には個人のマナーやモラルに帰する問題であることは明らかですが、これらの行為が「罪悪感なく無意識のうちに」行われる現代社会の実情から、改めてそれらの行為を一人ひとりが見直し、気付いていくための規範とし、あわせて市域の良好な環境美化を確保するため制定された条例です。

【 散乱防止重点区域（ の 5 区域）】



平成 17 年 4 月 東二見駅周辺一部拡大

- ① 平成 20 年度は、下記のとおり施策を展開しました。
 - ポイ捨て・ふん害防止キャンペーンの実施

J R 明石駅前で保健衛生推進協議会や女性団体協議会、西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)、自治会等の地元ボランティアの協力のもと、啓発資材を配布するなど、市民への啓発活動を実施しました。
 - 「きらりん明石 ポイ捨てバッテン運動」の展開
 - 市内全域でのふん害調査及びふん害防止夜間パトロールの実施（犬の散歩者への啓発）
 - ポイ捨て・ふん害防止啓発リーフレットの配布
 - 自治会等への啓発ビラの回覧依頼など各種啓発活動
 - ポイ捨て・ふん害防止看板の配布（原則自治会単位）



IV. 環境美化整備

看板配布枚数

種類 年度	ふん害防止	ポイ捨て防止
16	423枚	107枚
17	501枚	84枚
18	306枚	46枚
19	384枚	94枚
20	326枚	54枚



〈ふん害防止看板〉 〈ポイ捨て防止看板〉

- ② 「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」の施行に伴い、平成 11(1999)年 10月から (JR 西明石駅周辺については平成 14(2002)年 7月から) 散乱防止重点区域として指定した 5 区域の清掃及びパトロールを実施しています。市内 5 区域をひと月間に 2 日、調査した 1 日平均の散乱ごみの状況は、次表のとおりです。

ごみ量調査結果表

項目 年度	空き缶	空きびん	ペットボトル	たばこの吸い殻	たばこの空き箱	プラスチック製容器	紙製容器	合計
16	115	41	56	3,336	94	47	57	3,746
17	71	23	41	2,928	71	24	32	3,190
18	68	21	36	2,819	67	21	30	3,062
19	53	18	27	2,104	48	16	17	2,283
20	45	15	20	1,669	35	13	16	1,813

※指定した 5 区域全体の一日平均の値です

④ 自動販売機の届出状況は次表のとおりでした。

自動販売機設置届出状況

	区域 種類	明石	大久保	魚住	二見	西明石	計
18	新規	0	0	0	0	0	0
	廃止	0	0	0	0	0	0
	変更	0	0	0	0	0	0
19	新規	4	1	1	2	4	12
	廃止	4	1	1	2	4	12
	変更	0	0	0	0	0	0
20	新規	0	0	1	3	0	4
	廃止	0	0	1	0	0	1
	変更	0	0	0	0	0	0
計	新規	4	1	2	5	4	16
	廃止	4	1	2	2	4	13
	変更	0	0	0	0	0	0

(4) きらりん明石 ポイ捨てバッテン運動の展開

ポイ捨て防止の啓発活動をより一層強化し、ポイ捨てごみのない美しい明石のまちを実現するため、散乱防止重点区域である明石駅をモデル地区とし、「きらりん明石 ポイ捨てバッテン運動」を展開しています。

具体的な活動内容として

- 地域住民や各種団体と協働した清掃活動の実施
- 市関係部署と連携した清掃・啓発活動の実施
- 高校や大学などのボランティア団体や個人の発掘
- 駅前ポイ捨て防止パトロールの実施
- 広報紙「きらりん明石かわら版」の発行



(きらりんロゴマーク)

(5) 駅前歩道等の清掃

本市の玄関ともいいくべきJR明石・西明石・朝霧の各駅前周辺歩道等の清掃を、昭和54(1979)年5月から民間委託により定期的に実施しています。実施状況は、次表のとおりです。

JR駅前歩道等清掃実施状況（平成20年度）

場所	清掃日
JR明石駅前周辺歩道等	月～日
〃朝霧 〃	水

IV. 環境美化整備

(6) 屋外一斉清掃

自治会（町内会）、各事業所及び各種ボランティア団体に対し、美しく住みがいのあるまちづくりを目指して、自らの居住地やその周辺等の屋外一斉清掃を積極的に実施するよう啓発するとともに、屋外一斉清掃で出された土砂・ヘドロ・雑草・空き缶・空きびん・木の枝・落ち葉等の収集処理を行いました。近年、定期的に実施する団体が増加していますが、特に、年2回の環境月間（6月、10月）に集中する傾向にあり、清掃時期の分散への協力を呼びかけています。

また、公共下水道の整備に伴い、水路や道路側溝からの土砂やヘドロの排出量は減少傾向にあります。

屋外一斉清掃による土砂等の収集処理状況（収集体制：委託）

	収集件数	収集量（t）
平成20年度	1, 536	878

(7) 犬・ねこ等の死体処理

犬・ねこ等小動物の死体については、飼い犬・飼いねこ等の場合は一体2,000円、飼い主不明の場合は無料で引き取りしています。

犬・ねこ等死体処理の状況（平成20年度） (単位：匹)

犬		ねこ		その他		計		合計
有料	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料	
614	27	306	1,049	92	397	1,012	1,473	2,485

(8) ねこの引き取り

昭和57(1982)年度より、飼えなくなったねこの引き取りを兵庫県動物愛護センター動物管理事務所の巡回収集に応じて、窓口を開設しています。

ねこの引き取り件数（平成20年度） (単位：匹)

飼いねこ			拾得ねこ			計			合計
件数	成ねこ	子ねこ	件数	成ねこ	子ねこ	件数	成ねこ	子ねこ	
10	8	5	10	8	9	20	16	14	30

(9) 墓地・納骨堂等の経営等の許可等

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂等について、経営許可あるいは変更、廃止許可の業務を行っています。本業務は、市町での取り扱いがふさわしい事務であるとして、平成10(1998)年度より、兵庫県から移譲されました。

V 環 境 保 全 対 策



第15回 環境ポスター・コンクール金賞
大久保南小学校 澤内 友希穂さんの作品

V 環 境 保 全 対 策

1. 概 要

わが国においては、高度経済成長の過程で環境汚染と生活環境の悪化が加速度的に進行したため、公害の防止を求める強い社会的要請が起き、それを受け、全国的に環境保全対策が強力に推進されてきました。

その結果、環境汚染は一時の危機的状況を脱するとともに、経済が安定成長へ移行する中で省資源・省エネルギーも進み、全般的には改善の傾向を示すこととなりました。

しかし、ベッドタウン化・大型マンション化の進行等により、市民意識のなかにより快適な生活環境を求める動きが強くなっています。公害の防止に加えて、快適かつ良好な生活環境の実現が求められています。

このような状況にあって、今後、長期的な展望にたって公害防止の諸施策を推進すると同時に、市民一人ひとりの理解と協力のもとに、海峡交流都市として恵まれた自然環境の保全と新しい活力づくりのための開発との調整を図りながら、うるおいとやすらぎのある生活環境の創出に向けた総合的な取り組みが必要となってきています。

2. 公害防止対策事業

(1) 公害防止対策の総合的施策

本市では、現在はもとより将来にわたって良好な生活環境を確保するため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づき、市民、事業者及び市の相互協力による総合的な施策の展開を図っています。

具体的な公害防止対策として、公害関係法令の遵守、環境保全協定の締結による固定発生源への規制強化と行政指導の徹底などを実施しており、総合的な環境保全行政の推進に努めているところです。

また、本市は阪神・播磨両工業地帯の東西交通の要衝に位置し、細長い帶状の市域を国道2号・国道250号・県道明石高砂線及び山陽新幹線等が通過しているため、交通量の増加や車両の大型化等により沿線住民の生活環境に大きな影響を及ぼしており、環境基準の維持・達成のためにはさらに一層の努力が必要となってきたといえます。

(2) 公害防止対策の連絡調整

住民の健康で文化的な生活を確保し、環境の保全を推進するうえで、公害の防止対策はきわめて重要です。

しかし、人の健康や自然環境を保護し、生活環境を保全するためには、単に一地方公共団体のみでできるものではありません。そのため、より広域的な見地から総合的に環境保全の推進を図るため、協議会・連絡会が設置されており、これら機関の諸施策に参画し、相互の連携と調整を

V. 環境保全対策

密にしています。

ア 兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会は、瀬戸内海環境保全特別措置法の制定を契機に、景勝と貴重な漁業資源の宝庫としての瀬戸内海の環境保全に万全を期し、組織的に環境保全の推進と思想の普及、意識の高揚を図る目的で、昭和 54(1979)年 3 月に設立された連絡会です。

平成 20(2008)年度は 5 月に定期総会を開催し、会員相互の積極的な強調のもとに瀬戸内海の環境保全の一層の充実を図るとともに、瀬戸内海環境保全普及活動の一環として 6 月を瀬戸内海環境保全月間とし、クリーン兵庫運動をはじめとした各種の環境保全推進運動を展開し、啓蒙活動及び研修会等の実施により保全対策の積極的な推進を図りました。

イ 大阪湾環境保全協議会は、大阪湾沿岸 1 府 2 県 17 市 3 町の地方自治団体が相互に連携し、大阪湾の浄化を図るため、昭和 47(1972)年 11 月に設立された協議会です。平成 19(2007)年 6 月の総会において、具体的な推進施策を検討し、①大阪湾再生の推進、②汚濁負荷量の削減対策の推進、③生活排水対策の推進、④大阪湾の水質汚濁機構等の調査研究の推進、⑤環境監視の充実、⑥有害化学物質対策の推進、⑦大規模油流出事故に対する環境面での対策の推進、⑧大阪湾の環境保全に係る特別措置についての 8 項目を要望決議し、国の関係機関に提出しました。さらに平成 20(2008)年 6 月 1 日から 6 月 30 日まで大阪湾クリーン作戦を展開し、廃棄物の不法投棄防止及び回収キャンペーンを実施しました。

ウ 兵庫県大気環境保全連絡協議会は、平成 4(1992)年に兵庫県、各市町、事業者及び県民が、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の環境保全及び窒素酸化物などの地域の大気環境保全を図るため設立された協議会です。

平成 20(2008)年度は 7 月に定期総会を開催し、会員が相互に協力し行動することで、行政、事業者、県民の一体化、環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図り、未来にわたって快適な県民生活を確保するため活動しています。

エ 神戸市・明石市環境部局間定期情報連絡会は、特に本市上水源でもある明石川水系の西神戸地区における水質を保全するため、水質監視並びに汚濁源の監視指導等について、連携の強化を図っています。

オ その他、公害防止施策を広域的に推進するため、各種行政協議会において環境保全協定の履行状況及び公害防止の諸施策について、関係市町機関と連絡調整を図りました。

(3) 公害監視測定状況

公害の発生を未然に防止し、環境を汚染から守るために各種汚染物質の常時監視及び定期的な測定を実施しています。

① 大気の汚染については、平成 16(2004)年 12 月に大気監視システムを更新し、市内の大気汚

染状況を把握しています。測定は固定局 5 カ所で行っており、平成 20(2008)年度は概ね環境基準を達成していました。

なお、光化学スモッグシーズン（4月末～10月中旬）中は常時監視体制をとっており、平成 20(2008)年度の光化学スモッグについては、注意報が 2 回発令されましたが、被害はありませんでした。

また、酸性雨調査を 2 カ所で行っています。

- ② 水質の汚濁については、その汚濁源はきわめて多岐にわたっていますが、おおむね生活排水、工場排水、農業等排水、その他の排水に分類できます。

市内主要河川である明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川については県測定計画に基づく常時監視調査を実施しているほか、朝霧川についても、市独自の河川調査を実施しています。

健康項目については全地点で環境基準を達成していました。生活環境項目に係る類型が指定されている明石川・谷八木川については、有機汚濁の代表的指標である BOD を含む全項目の環境基準を達成しました。各河川の水質汚濁は経年的には変動があるものの、良好な水質を維持しています。

また、平成 20(2008)年度は大蔵海岸海水浴場と松江海水浴場で遊泳期間前と期間中において水質などの調査を実施しました。

2 海水浴場とも、良好な水質を維持しています。

● 参 考

環境基準

行政上の目標であり、環境行政を進めていく上での指針となるもので、水質汚濁に係るものとして次の項目が定められています。

・生活環境項目

生活環境を保全するために定められたもの

・健康項目

人の健康を保護するために定められたもの

BOD (生物化学的酸素要求量)

水の汚れ(有機物)が、微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量です。

川の汚れを表します



大 ← → 小

汚れた川

きれいな川

- ③ 騒音、振動については、自動車道路及び新幹線の騒音・振動調査を実施しています。

大気や水質と同じく自動車騒音の常時監視も、騒音規制法の改正によって都道府県及び騒音規制法政令市の事務とされ、明石市においても、平成 14(2002)年度に「自動車騒音評価システム」を導入して実施しており、市内主要幹線道路沿道について、「騒音に係る環境基準」の達成状況等の把握に努めています。

新幹線の騒音、振動については、市内 5 地点で測定した結果、騒音は環境基準が未達成な地点がありましたが、暫定基準は全ての地点で達成していました。振動は全地点において環境庁勧告指針値を下回っていました。この調査を基に、毎年度 JR 西日本㈱及び環境省などに対し

V. 環境保全対策

て、環境基準が早期に達成されるよう強く要望しています。

また、住環境の静けさを把握するため都市環境騒音の測定も行っています。

④ 悪臭については、その原因物質として悪臭防止法によりアンモニア等 22 物質が規制を受けています。

(4) 生活排水対策

近年においては、河川や海などの水質を汚濁している原因に生活排水があげられ、とくに閉鎖性水域である瀬戸内海では、生活排水が 50% を超えています。

そのため、生活排水対策の推進を図る規定を盛り込んだ水質汚濁防止法の改正が、平成 2(1990) 年 6 月に行われ、同年 9 月に施行されました。

行政の責務はもちろんのこと、国民の責務も明確にし、理解と協力を求めるものとなりました。

生活排水処理については、公共下水道の整備を基本として、毎年多額の費用を投入して普及、促進に努めていますが、当面整備の遅れている地区では、し尿と併せて生活排水を処理できる合併処理浄化槽の整備が有効です。本市においては、平成 3(1991) 年度に「明石市生活排水処理計画」を策定し、早期に生活排水処理率 100% を達成することを目指しています。

また、汚濁負荷量の削減を図るために、生活排水対策用啓発パンフレットを配布するなど PR に務めています。

(5) 公害防止施設設置資金融資の調整

工場等が、その事業活動に伴って生ずる産業公害を防止することは、自らに与えられた責務です。しかし、信用力、担保力などの弱い中小企業にとって公害防止資金を確保することは、非常に困難な状況です。そこで事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な資金を長期かつ低利で融資し、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図り、もって住民福祉の充実に寄与することを目的として、兵庫県地球環境保全資金融資制度があり、公害を防止するために必要な施設の設置及び移転等について、公害防止に対する効果、必要性等を勘案し、意見書及び認定書の発行業務を行っています。

3. 公害発生源の規制

(1) 法律・条令による規制

公害対策の基本的な事項は、広域的な視野に立って行わなければなりませんが、反面、公害は地域に密着した問題でもあるので法律の規制はほとんどが地方公共団体の自治事務とされています。そこで地域の実情に即した公害防止を適切に行い、地域の環境保全をより推進するため多くの地方公共団体は条例を制定しています。本市においては、兵庫県・環境の保全と創造に関する条例により、市民の良好な生活環境の確保を図っています。

公害関係法令等による規制及び許可の権限

区分	兵庫県	明石市
大気汚染防止法 事業場	工 場 ○	○
	事 業 場	○
水質汚濁防止法		○
瀬戸内海環境保全特別措置法	○	
土壤汚染対策法		○
騒音規制法		○
振動規制法		○
悪臭防止法		○
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	○	一部 水質または騒音・振動に係る特定工場の場合のみで、大気・粉じんに係る特定工場に該当する場合にはすべて権限は兵庫県となる。
兵庫県・環境の保全と創造に関する条例		○

(2) 環境保全協定

市域の環境保全を一層促進させるため、本市では環境保全協定を積極的に締結しています。

平成19(2007)年度に環境管理の徹底、事故時の措置の強化等を盛り込んだ改定を実施し、現在、総合環境保全協定を14事業所（県、市、事業所の3者協定－10事業所／市、事業者の2者協定－4事業所）と締結しています。

また、昭和56（1981）年3月に二見臨海工業団地で操業又は建設工事予定であった45事業所と「二見臨海工業団地公害防止協定」を締結した後、事業所の進出状況を勘案し、数次にわたって協定を締結してきました。

平成20(2008)年度には、総合環境保全協定と同様に改定を行い、二見臨海工業団地環境保全協定締結事業所は125事業所（市、事業所の2者協定－97事業所／市、播磨町、事業所の3者協定－28事業所）と締結しています（総合環境保全協定締結の2事業所は除く）。

V. 環境保全対策

なお、協定の実効性を確保するため、事業所に対して協定事項について測定の実施及び報告書の提出を義務づけ、立入調査により事業所が使用する原燃料並びに排出水の分析と関係書類の調査等を実施し、規制及び指導にあたっています。

4. 公害関係法令に基づく特定施設等の届出

特定施設等の届出は、公害発生源の規制にとって最も重要なものであり、その届出により実態を把握し、規制及び指導にあたっています。

大気汚染防止法に係る届出については、工場関係の場合は、兵庫県東播磨県民局環境課で受理された後、副本が本市に送付されますが、事業場関係の場合は、本市で受理しています。

水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、騒音規制法及び振動規制法に係る届出については、すべて本市で受理しています。

兵庫県環境の保全と創造に関する条例に係る届出についても、本市で受理しています。

瀬戸内海環境保全特別措置法に係る許可申請等の受付、許可等の事務については、兵庫県農政環境部環境管理局水質課で受理された後、副本が本市に送付されます。

5. 公害に関する苦情処理状況

公害苦情は、産業公害と生活公害（近隣公害）に大別することができます。産業公害とは、工場や建設作業などの生産活動にともない発生するものをいい、生活公害とは、日常生活や営業行為等により、一般家庭や飲食店、事務所、交通機関などで発生するさまざまなものといいます。

本市では、環境関連法及び兵庫県・環境の保全と創造に関する条例等により市民から申し出のあった公害苦情に対して環境保全課担当職員で苦情処理にあたっています。公害苦情は迅速かつ適正な処理が望まれるものであり、被害の未然防止のため発生源への行政指導の徹底と関係機関へのあっせん等によって適切な処理に努めています。

近年のベッドタウン化・大型マンション化の結果として、農業や商業地域と住宅地の接近が進み、生活排水による水質汚濁・近隣騒音・悪臭などさまざまな生活公害が発生しています。これらの苦情を解消するためには、住工混在の解消をめざした抜本的な都市政策や都市生活基盤としての公共下水道の普及および近隣騒音等に対する意識の高揚と啓発の推進を行うとともに、市民一人ひとりにおいても近隣に迷惑をかけない姿勢が強く求められています。



公害を種類別にみると、大気汚染については、ごみ等の焼却に伴う煙・すす・臭いの苦情が多く、ほかには建設工事等による粉じんの苦情があります。工場からのものについては施設の改善や日常の維持管理方法等の指導、建設工事からのものについては廃棄物処分場への搬入の指示や、粉じん飛散防止のため散水等の指導を行うことにより解決をしています。

水質汚濁については、油膜などの見た目の不快感によるものと臭いによるものとが多く、油膜については、不法投棄または工場等の事故や不注意による流出などが考えられます。しかし、油膜の出現は一過性のことが多いため原因究明が困難な場合が少なくありません。工場などに対しては汚水処理施設等の改善及び維持管理の徹底を指導しています。

騒音については、工場からの作業音、建設工事音、交通騒音が多くを占めており、その他では事務所等の室外機音、飲食店のカラオケ音、家庭電化製品等の日常生活に伴う近隣騒音などがあります。工場からの作業音、建設工事音については騒音対策の実施や騒音発生施設の移動等の指導により解決していますが、飲食店のカラオケ音や日常生活からのものについては発生源者のモラルに依存する面が多いため、生活騒音に関するパンフレットの配布等により市民啓発に努めています。

振動については、工場、建設現場等において、騒音に付随しておこる場合がほとんどですが、路面修復や工程改善等の指導により解決を図っています。

悪臭については、工場・池・水路・側溝・畜産もしくは家庭生活の臭気といったように、その発生源は多種多様です。これらの苦情は法の規制にかかるものが多く、住民間の感情的な問題に発展する場合もあり、解決や再発防止等が非常に困難な状況にあります。

公害苦情発生の推移

(単位：件)

年 度	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	そ の 他	計
16	18	0	13	6	4	1	42
17	12	8	11	1	6	0	38
18	30	11	22	4	18	0	85
19	27	9	19	1	8	1	65
20	8	4	18	8	5	1	44

6. 環境の監視

環境保全課では、環境にかかる常時監視及び定期的な測定を実施しています。平成6(1994)年9月に導入した大気監視システムによる大気汚染の常時監視や酸性雨の調査、公共用水域（河川・地下水）の監視や事業所排水の水質分析の他、悪臭・騒音・振動について、さまざまな機器を使って環境測定し、複雑多様化する環境汚染物質の監視の強化に努めています。

平成16(2004)年12月には大気監視システムを更新し、市内の大気汚染の状況が把握できるほか、データが兵庫県農政環境部環境管理局環境影響評価室にも送信されています。

さらに、平成13(2001)年度から、国の広域情報システム「そらまめ君」にもデータを送信し、全国的にデータを活用できるようにしています。

V. 環境保全対策

VI し 尿 处 理



魚住清掃工場

VI し尿処理

1. 概要

本市のし尿収集運搬は、昭和31(1956)年4月に市営住宅300戸を対象として、収集車両1台により開始しました。その後、人口の急激な増加に伴う業務量の拡大に合わせ、施設や車両、機材の整備並びに組織の拡充を図っていく一方、昭和41(1966)年4月から業務の一部を民間に委託し、昭和44(1969)年7月は更に1業者を加えた直営と委託による収集体制で行なってきました。平成20(2008)年4月からは、市内全域を委託業者2社で収集しています。

現在、し尿収集は概ね25日から30日間隔で定期的に実施し、イベント会場や工事現場の仮設トイレなどの収集は、その都度実施しています。また、浄化槽は保守点検や許可業者による清掃を行い、汚泥を魚住清掃工場に搬入しています。なお、浄化槽を正常に機能させるために、浄化槽管理者（使用者）に対し適正な維持管理を行うようパンフレット等を作成し、配布するなどの啓発を行っています。

し尿や浄化槽汚泥を処理する施設は、現在の魚住清掃工場において昭和39(1964)年1月から運転を開始しました。その後、人口や浄化槽設置の増加に合わせて、昭和41(1966)年12月に第2施設を、昭和51(1976)年3月に第3施設を建設し、総処理能力280 kℓ/日としました。現在は、下水道の普及により処理量が減少しており、1日あたり145 kℓの処理能力まで規模を縮小し、さらに、処理の効率化を図るため、平成18(2006)年12月から、一次処理した後、全量を下水道放流しています。

し尿処理区分別状況

(平成21年3月31日現在)

区分	戸数	割合(%)
浄化槽	5,552	4.5
汲取	2,000	1.6
下水道	117,138	93.9
合計	124,690	100.0

注) 住民基本台帳(年報)、外国人登録、事業所等を合計した戸数

2. し尿収集運搬

(1) 概要

一般家庭及び事業所並びに工事現場等の仮設トイレなどから発生するし尿の収集に対処するため、平成20(2008)年度からは委託業者（2社）で市内全域を収集しています。

(2) 収集実施状況

① 市内の汲取戸数

		平成21年3月31日現在
全 市		2,147(戸)
阪 神 連 合 清 掃		1,522
平 野 興 業		625

注) 一般家庭及び事業所を合計した戸数

② 業者別収集区域

(阪神連合清掃)

(平成21年度)

収 集 区 域	町 名
明石川以東の区域（朝霧川以東でJR神戸線以北及び東人丸町の区域を除く。）	松が丘北町の一部、東山町、朝霧北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧町1～2丁目及び3丁目の一部、北朝霧丘1～2丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、荷山町、東野町、太寺大野町、太寺天王町、太寺1～4丁目、人丸町、山下町、上ノ丸1～3丁目、明石公園、鷹匠町、茶園場町、大蔵八幡町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵天神町、天文町1～2丁目、相生町1～2丁目、中崎1～2丁目、鍛冶屋町、桜町、東仲ノ町、大明石町1～2丁目、本町1～2丁目、材木町、樽屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、大蔵海岸通1～2丁目
明石川以西の区域（JR神戸線以北、市道藤江23号線、国道2号線、（都）大久保石ヶ谷線、（都）江井島松陰新田線、市道大久保87号線、市道大久保93号線、西脇皿池及び西脇と緑が丘・山手台との町境に囲まれた区域並びに西明石西町の区域を除く。）	西新町2～3丁目、南王子町、硯町1～3丁目、田町1～2丁目、新明町、船上町、和坂稻荷町、宮の上、立石1～2丁目、貴崎1～5丁目、南貴崎町、林崎町1～3丁目、林1～3丁目、松江、川崎町、西明石南町1～3丁目、別所町、東藤江1～2丁目、藤が丘1～2丁目、藤江の一部、森田の一部、松陰の一部、大久保町の一部、大窪の一部、山手台1丁目の一部、高丘4丁目、西脇の一部、谷八木、わかば、八木、福田、福田1～3丁目、江井島、西島、ゆりのき通1～3丁目
魚住町の区域	魚住町全域
二見町の区域	二見町全域

※（都）は都市計画の略

(平野興業)

収集区域	町名
朝霧川以東でJR神戸線以北の区域	松が丘1～5丁目、松が丘北町の一部、大蔵谷（狩口、清水、東山西山）、大蔵谷奥、朝霧町3丁目の一部
東人丸町の区域	東人丸町
西明石西町の区域	西明石西町1～2丁目
明石川以西町の区域（JR神戸線以北、市道藤江23号線、国道2号線、（都）大久保石ヶ谷線、（都）江井島松陰新田線、市道大久保87号線、市道大久保93号線、西脇皿池及び西脇と緑が丘・山手台との町境に囲まれた区域）	西新町1丁目、北王子、王子1～2丁目、大道町1～2丁目、和坂1～3丁目、西明石町1～5丁目、和坂（西明石北駅前）、花園町、松の内1～2丁目、野々池1～3丁目、小久保1～6丁目、西明石北町1～3丁目、鳥羽、旭ヶ丘、明南町1～3丁目、沢野1～2丁目、小久保、藤江の一部、松陰新田、森田の一部、松陰の一部、大久保町の一部、大窪の一部、高丘1～3丁目及び5～7丁目、山手台1丁目の一部及び2～4丁目、西脇の一部、緑が丘

※（都）は都市計画道路の略

3. し尿収集実績

(1) し尿月別収集量の実績（平成20年度実績）

(単位：kℓ)

月別	業者委託
4	329.2
5	338.6
6	334.8
7	335.3
8	284.4
9	320.3
10	339.6
11	280.8
12	357.9
1	305.5
2	274.9
3	340.2
計	3,841.5

4. 収集経費

(1) 収集経費（平成 20 年度実績）

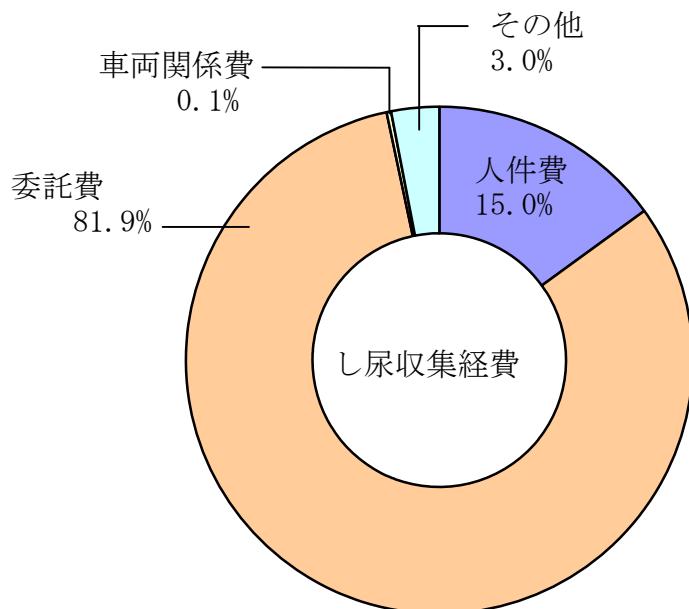
(単位：千円)

項目	区分	金額	摘要
人件費		19,148	職員分
費車両関係	燃料費	65	ガソリン 449ℓ
	車検修理代	42	車検及び修理代
	小計	107	
委託費		104,880	し尿収集運搬業務委託料（2業者分）
その他の		3,921	事務用品、通信費、し尿処理券収納事務委託手数料等
計		128,056	

※人件費は、課長、業務係行政職員（4名）分の1/2（平成20年4月1日現在職員数）の額を含みます。
施設・車両関係の減価償却費は除きます。

(2) 1kℓ当たりの収集単価と経費割合

$$\frac{\text{平成20年度収集経費 } 128,056 \text{ 千円}}{\text{平成20年度収集量 } 3,842 \text{ kℓ}} = 33,331 \text{ 円}$$



(3) 年間収集経費の推移

年 度	金額 (千円)	収集量 (kℓ)	kℓ当り (円)
16	254,743	9,122	27,926
17	236,164	6,545	36,083
18	197,707	5,634	35,091
19	179,851	4,407	40,810
20	128,056	3,842	33,331

5. 収集運搬業務の推移

(1) 汲取戸数と収集量

年 度 区 分		16	17	18	19	20
汲 取 戸 数	直営	2,716	2,065	1,962	1,085	0
	委託	728	529	485	1,265	2,147
	計	3,444	2,594	2,447	2,350	2,147
収 集 量 (kℓ)	直営	6,118	4,971	4,283	2,080	0
	委託	3,004	1,574	1,351	2,327	3,842
	計	9,122	6,545	5,634	4,407	3,842

※ 汲取戸数は各年度の3月31日現在の一般家庭及び事業所の汲取対象戸数の合計です。

収集量は年度合計です。

6. 净化槽の日常管理及び維持管理（保守点検・清掃）

公共下水道の普及していない地域において、便所を水洗化する場合に必要な施設として浄化槽が設置されています。

浄化槽は便所のし尿や台所等の生活廃水を微生物の働きで浄化して放流するもので、その便利さ・快適さの反面、設置工事、維持管理の状況によっては、水質汚濁、悪臭等の発生原因にもなるため、設置者（使用者）を含めてその責任を明確化し、責任ある施工及び適切な維持管理を実施するよう指導し、生活環境の保全に努めています。

(1) 浄化槽設置状況等

平成21(2009)年3月末現在の総設置数は3,253基であり、公共下水道への切り替え等による減少と新設による増加を差引すると昨年より403基減少しています。なお、新たに設置する浄化槽は合併処理浄化槽（単に「浄化槽」という）※1であることとされており、単独処理浄化槽（「みなし浄化槽」という）※2の設置はできなくなっています。

①届出状況・地区別設置状況

届出状況

年度	浄化槽(件)
16	35
17	25
18	22
19	18
20	22

地区別設置状況 (平成21年3月31日現在)

地区	種別	基数	割合(%)
本 庁	浄化槽	69	33.6
	みなし浄化槽	1,024	
大久保	浄化槽	220	43.8
	みなし浄化槽	1,206	
魚住	浄化槽	111	18.8
	みなし浄化槽	501	
二見	浄化槽	28	3.8
	みなし浄化槽	94	
計	浄化槽	428	13.2
	みなし浄化槽	2,825	86.8
	合計	3,253	100.0

※1 浄化槽（合併処理浄化槽）：便所のし尿と共に生活雑排水（台所や風呂等の排水）を処理するもの

※2 みなし浄化槽（単独処理浄化槽）：便所のし尿のみを処理するもの

② 機種別・人槽別設置状況

機種別・人槽別設置状況 (平成20年3月31日現在) (基)

人槽 種別	5~20	21~50	51~200	201~500	501~	合計
淨化槽	357	19	43	7	2	428
ばっ気型	2,363	225	41	2	1	2,632
腐敗型	83	70	37	3	0	193
合計	2,803	314	121	12	3	3,253

人槽別にみると20人槽以下が86.2%、機種別でみると、ばっ気方式(浄化槽、ばっ気型)が94.1%を占めています。また、浄化槽が13.2%となっています。

② 適正な維持管理の啓発

浄化槽を定期的に維持管理（保守点検・清掃）する目的は、浄化槽の機能を十分に発揮できる状態にすることです。浄化槽は維持管理が適性に行われないと、水質汚濁、悪臭等の発生原因になります。このような状況を改善するため、広報やパンフレットの配布等により、点検・清掃の必要性を理解していただくための啓発を行っています。また、法定基準の維持管理を実施していない浄化槽管理者に対しては、保守点検・清掃の専門業者と委託契約を結ぶなどして、適正な維持管理を行うように指導しています。

浄化槽の保守点検・清掃業者に対しては、法に定める基準に適合した保守点検作業、清掃作業を行うよう、適正な業務の実施を指導しています。

(2) 浄化槽の清掃等

浄化槽汚泥年度別処理状況・清掃件数

区分 年度	収集・運搬・処理量 (kℓ)	清掃件数 (件)
16	15,581	5,938
17	11,339	4,152
18	8,804	3,358
19	7,387	2,947
20	5,853	2,633

7. し尿処理

(1) 魚住清掃工場

<施設概要>

施設名称	明石市 魚住清掃工場
所在地	〒674-0084 明石市魚住町西岡 2119-9
敷地面積	11,877m ²
施設面積	総面積 3,754m ² (建物 1,508m ² 、工作物 2,246m ²)
運転開始年月	昭和 39 年 1 月
処理能力	145 kℓ/日
処理方式	水処理 —— 1次処理 —— 好気性消化処理方式 泥処理 —— 消化汚泥 —— 脱水 —— ごみ焼却施設へ搬出 脱臭処理 —— 高濃度臭気 —— 薬液洗浄 (酸+アルカリ+次亜)
希釈水の種類	地下水
放流先	公共下水道
し渣・汚泥の処分方法	ごみ焼却施設へ搬出し、ごみと混合焼却後、焼却灰を埋立処分
届出排出量	2,900m ³ /日 (MAX : 3,100m ³ /日)

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

(単位 : kℓ (%))

年度区分	16	17	18	19	20
し尿	9,122 (36.9)	6,545 (36.6)	5,634 (39.0)	4,407 (37.4)	3,842 (39.6)
浄化槽汚泥	15,581 (63.1)	11,339 (63.4)	8,804 (61.0)	7,387 (62.6)	5,853 (60.4)
総処理量	24,703	17,884	14,438	11,794	9,695

(3) 工場各種測定項目、規制値及び測定結果

悪臭物質

項目・規制値 月 日	6月11日	9月4日	12月3日	3月4日
アシンモニア (規制値 5 ppm)	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
メチルメルカプタン (規制値 0.01ppm)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
硫化水素 (規制値 0.2ppm)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
硫化メチル (規制値 0.2ppm)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
二硫化メチル (規制値 0.1ppm)	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満
トリメチルアミン (規制値 0.07 ppm)	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満
プロピオノ酸 (規制値 0.2ppm)	—	0.003 未満	—	0.003 未満
ノルマル酪酸 (規制値 0.006ppm)	—	0.0001 未満	—	0.0001 未満
ノルマル吉草酸 (規制値 0.004ppm)	—	0.00009 未満	—	0.00009 未満
イソ吉草酸 (規制値 0.01ppm)	—	0.0001 未満	—	0.0001 未満

VI. し尿処理

(4) 処理経費（平成 20 年度実績）

項目	区分	金額(千円)	摘要	要
人	件 費	103, 412	職員分	
薬 剤 費	苛 性 ソ ー ダ	1, 669	102, 730kg	
	次亜塩素酸ソーダ	544	18, 830kg	
	ポリ塩化アルミニウム	411	14, 480kg	
	塩 酸	943	37, 100kg	
	高 分 子 凝 集 剤	1, 131	900kg	
	そ の 他 薬 剤	1, 521	消臭剤等	
	小 計	6, 219		
光 熱 水 料 及 び 費	電 気	12, 656	高压分 864, 517kWh	
	水 道	21, 909	13, 338m ³ (口径 50mm) 下水道使用料(17, 787)含む	
	燃 料 費	65	LPガス	
	小 計	34, 630		
工 事 費	工 事 請 負 費 等	19, 549	工場施設機器類補修 (16, 033 千円) 含む	
	小 計	19, 549		
委	託 費	7, 935	槽内清掃、水質測定、悪臭測定業務委託他	
車 関 係 両 費	燃 料 費	166	ガソリン 449ℓ、軽油 727ℓ、CNG 31ℓ	
	車 檢 代	268	車検代	
	小 計	434		
そ の 他		5, 324	事務用品等	
	計	177, 503		

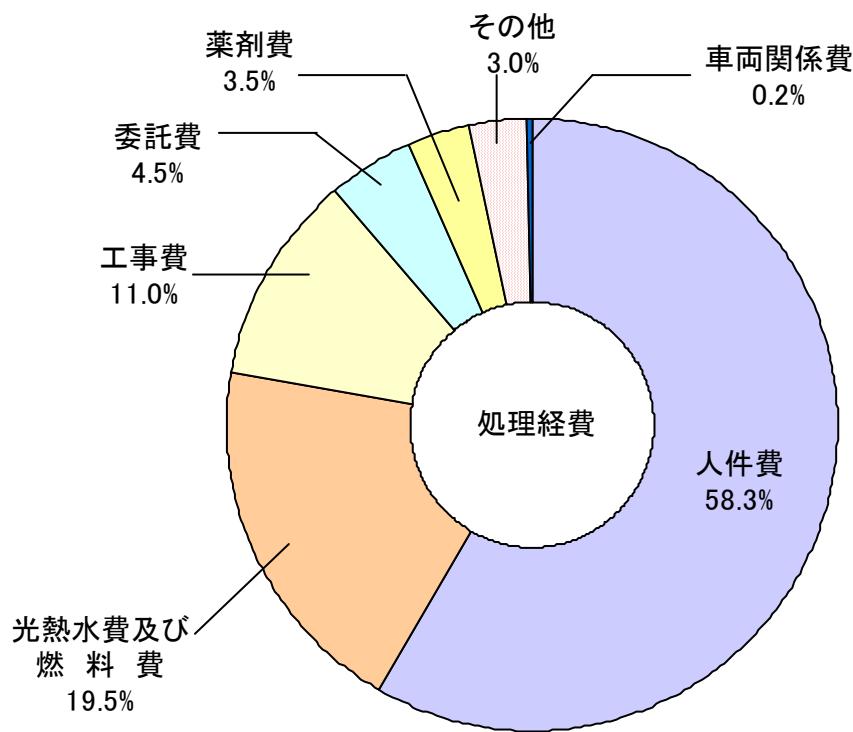
※人件費は職員 9 名分の他に課長、業務係行政職員 (4 名) 分の 1/2 (平成 20 年 4 月 1 日現在職員数) の額を含みます。施設 (機械) 関係の減価償却費は含まれていません。

(5) 1 kℓ当たりの処理単価と経費割合

$$\text{平成 20 年度処理経費 } 177, 503 \text{ 千円} \\ \text{平成20年度処理量 } 9, 695 \text{ kℓ } (\text{し尿 } 3, 842 \text{ kℓ} + \text{浄化槽汚泥 } 5, 853 \text{ kℓ}) = 18, 309 \text{ 円}$$

(6) 年間処理経費の推移

年度	金額（千円）	投入されたし尿・浄化槽汚泥 1 kℓ当たりの金額（円）
16	278,145	11,260
17	240,548	13,450
18	256,852	17,790
19	196,192	16,635
20	177,503	18,309



VI. し 尿 処 理

VII ごみの資源化と処理



あかし環境フェア

VII-1. ごみの減量化・資源化

1. 概 要

現在、私たちは便利で快適な生活を過ごしていますが、反面、大量消費や使い捨ての生活が普通になり、物を大切にしない風潮が生じてきました。このような社会背景の中で、日常生活や事業活動から排出される廃棄物の量が増大してきました。

この増大する廃棄物に対応するためには、ごみの減量化、再資源化への取り組みをより一層、促進するとともに、ごみの発生を抑制し、資源循環型社会への転換を図ることが必要です。それには、行政はもちろん、生産者や消費者、市民との相互理解や協働なくして実現できません。

平成 19(2007)年 3 月に改定した明石市一般廃棄物処理基本計画に掲げる基本理念「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」の実現に向けて、次の施策を柱に取り組んでいます。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 参加と共生のパートナーシップ
<input type="checkbox"/> 事業系廃棄物の減量
<input type="checkbox"/> 減量化等の普及啓発 | <input type="checkbox"/> 家庭系廃棄物の減量
<input type="checkbox"/> リサイクルプラザの運営 |
|---|--|

2. 参加と共生のパートナーシップ

平成 16(2004)年 4 月 1 日、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の改正に伴い、新たに、ごみ減量推進員制度が施行され、28 小学校区 30 連合自治会から、31 人がごみ減量推進員として委嘱を受けました。

ごみ減量推進員は、市民と行政をつなぐ地域の指導者として、次の活動を行うことが期待されています。

- ・ 一般廃棄物の減量、再生利用の指導及び推進
- ・ 資源物の再生利用の推進
- ・ 不法投棄の防止、発見及び市への通報
- ・ 地域の清潔の保持
- ・ その他一般廃棄物の減量及び資源物の再生利用のための市の施策への協力

また、ごみ減量推進員に協力する立場として、ごみ減量推進協力員が市の登録を受けており、全市で 1,371 人が、各自治会内において指導的役割を担っています。

平成 20(2008)年度は、雑がみ収集強化月間キャンペーンを実施。市内スーパー 18ヶ所において、ごみ減量推進員・協力員と環境部職員が参加して、啓発のぼりの掲示、啓発ちらし・回収袋を約 6,000 枚配布した。

3. 家庭系廃棄物の減量

(1) 紙類・布類の収集及び再資源化

① 概 要

「燃やせるごみ」に含まれていた新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、布類は分別すれば貴

VII-1. ごみの減量化・資源化

重な資源物となり、ごみの減量化、再資源化等に大きく寄与することから、平成 16(2004)年11月より、新たに「紙類・布類」として分別収集を実施しています。また、平成 20(2008)年1月から、雑がみの収集を雑誌といっしょにしばるか、紙袋に入れる形で始めています。

収集は、市と契約した業者（古紙問屋）が「紙類・布類」を分別収集し、自社の管理するストックヤードに直接搬入し、再資源化しています。

のことから、分別は「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源ごみ」、「紙類・布類」（新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、布類）、「粗大ごみ」の5種9分別に細分化されました。

② 収集及び再資源化実施状況

世帯数……………117,049 世帯（平成 21 年 4 月 1 日現在）

人口……………292,443 人（平成 21 年 4 月 1 日現在）

平成 20 年度紙類・布類 分別収集・再資源化量……………4,425 トン

③ 収集方法及び収集回数

月 1 回土曜日に、紙類は品目ごとにひもで十字にしばり、布類はポリ袋に入れてもらい、普段「燃やせないごみ」「資源ごみ」を出している場所（ステーション）で収集を行います。なお、雨天時でも通常どおり収集しています。

明石川東地域	毎月 1 回目の土曜日
明石川西地域	毎月 2 回目の土曜日
大久保地域	毎月 3 回目の土曜日
魚住・二見地域	毎月 4 回目の土曜日

④ 収集実績

ア 紙類・布類年度・月別収集量

(単位：t)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
16	—	—	—	—	—	—	—	216	395	223	408	323	1,565
17	336	407	297	325	399	325	277	429	399	338	325	365	4,222
18	329	417	328	305	362	288	383	305	392	350	296	316	4,071
19	422	316	289	368	341	292	399	328	357	423	327	375	4,237
20	489	338	412	343	289	406	334	314	473	273	364	390	4,425

イ 平成 20 年度 紙類・布類地域別及び品目別収集量

(単位 : kg)

	品目合計	新聞	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	布類
明石川東地域	922, 734	517, 020	235, 390	122, 311	2, 343	45, 670
明石川西地域	1, 050, 213	590, 710	263, 670	139, 354	2, 817	53, 662
大久保地域	1, 258, 441	730, 045	299, 865	160, 739	2, 872	64, 920
魚住・二見地域	1, 194, 049	631, 600	313, 198	169, 886	3, 370	75, 995
合 計	4, 425, 437	2, 469, 375	1, 112, 123	592, 290	11, 402	240, 247

(2) プラスチック製容器包装の分別収集モデル事業

① 概 要

モデル事業として、平成 16(2004)年 11 月より大蔵谷清水自治会において、プラスチック類の容器や袋を「プラスチック製容器包装」として「燃やせるごみ」から細分化し、分別収集しています。「プラスチック製容器包装」ごみには、右のマークが付いています。



毎週水曜日に、資源ごみステーション（普段、資源ごみ・燃やせないごみを出している集積場所）に出してもらいますが、燃やせないごみ又は資源ごみの収集日と重なるため、橙色半透明の指定収集袋を無料配布して色分けし、区分けして置いてもらっています。

収集した「プラスチック製容器包装」については、三木市口吉川町の大栄環境㈱三木リサイクルセンターに搬入されます。センターにおいて、混入されている不適性ごみが取り除かれた後、圧縮梱包され、指定法人((財)日本容器包装リサイクル協会)ルートでプラスチック製品や高炉、コークス炉の還元剤などにリサイクルされます。

将来の全市実施に向けた、事業の継続性と安定性、高コスト抑制等を検討していきます。

プラスチック製容器包装具 体 例	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製の飲食料品や日用品のボトル・カップ・パック類 ・プラスチック製の飲食料品や日用品の袋・外側フィルム・ネット ・食料品のトレイ・発泡スチロール・空気の入ったシート
------------------	--

② プラスチック製容器包装分別収集実績量

対象世帯数…………… 約 1, 400 世帯

対象ステーション数…………… 46 箇所

平成 20 年度排出量…………… 28.25 トン

(平成 16 年度からの累計…………… 125.90 トン)

(3) 集団回収の推進

① 再生資源集団回収団体研修会

平成 20(2008)年 6 月 15 日、明石市立産業交流センターにて研修会を実施しました。再生資源集団回収優秀団体表彰、上野紙料（株）による講演「集団回収から始まるリサイクル！」、集団回収活動における雑がみへの取り組みについて等を行い、195 団体 255 名の参加がありました。

② 再生資源集団回収団体への助成金交付

ア 交付基準 紙類、布類、金属類、びん類の回収量 1 kg当たり 4 円を助成しています。

イ 交付回数 年 2 回

ウ 実施経過 平成 3(1991)年度から当初 1 kg当たり 3 円で実施しました。平成 10(1998)年度に 1 kg当たり 5 円に改正しましたが、平成 19(2007)年 4 月 1 日より再び改正し現行の額となっています。なお、平成 17(2005)年度からは交付回数を年 2 回に改定しています。

エ 回収実績 「(表 1) 再生資源集団回収実績」のとおりです。

オ 登録団体の状況

団体の種類	18 年度(H18. 12 末)		19 年度(H19. 12 末)		20 年度(H20. 12 末)	
	団体数	回収量	団体数	回収量	団体数	回収量
子ども会	192	6,090 t	187	5,891 t	185	5,646 t
自治会	120	2,337 t	119	2,368 t	117	2,446 t
PTA他学校関係	69	647 t	69	638 t	73	622 t
高年クラブ	41	944 t	27	591 t	25	568 t
女性の会	7	76 t	7	57 t	6	47 t
マンション管理組合	35	490 t	36	479 t	36	484 t
消費者研究会	1	1 t	1	1 t	1	1 t
その他	6	30 t	16	208 t	17	210 t
計	471	10,615 t	462	10,233 t	460	10,024 t



(表1) 再生資源集団回収実績

年 度		16	17	18	19	20
登録団体数		447	457	471	462	460
活動団体数		431	449	462	459	457
全世帯数		112,098	111,898	113,226	115,083	116,533
全 人 口		292,433	291,089	291,207	292,162	292,529
可燃系 (t)	古紙類	新聞紙	5,937	6,855	6,836	6,588
		雑誌・雑がみ	1,812	1,976	2,017	1,931
		段ボール	929	1,070	1,065	1,014
		計	8,678	9,901	9,918	9,533
		古 布	413	399	381	392
不燃系 (t)	牛乳パック		25	28	29	29
		合 計	9,116	10,328	10,328	9,954
		アルミ缶	169	169	162	165
		スチール缶	25	21	23	20
		その他の金属	1	5	4	3
びん類 (t)	生きびん		8	5	5	3
		カレット	80	81	93	88
		計	88	86	98	91
		合 計	283	281	287	279
		総 計(t)	9,399	10,609	10,615	10,233
						10,024
助成金円		46,992,855	53,044,630	53,075,825	43,334,824	40,097,912
売却金円		7,249,495	7,047,344	7,749,211	8,386,492	9,497,576
1 団体平均	回収量kg	21,806	23,628	22,975	22,293	21,935
	助成金円	109,032	118,139	114,883	94,411	87,742
	売却金円	16,820	15,696	16,773	18,271	20,782
	総収益円	125,852	133,835	131,656	112,683	108,524

- 注) 1. 「活動団体数」は、助成金の請求のあった団体を指します。
 2. 「全世帯数」「全人口」は、各翌年1月1日（平成20年度であれば平成21年1月1日）現在の国勢調査要計表人口による推計数値とします。
 3. 「1団体平均」は、各項目を「活動団体数」で除した値です。

③ 再生資源集団回収団体への活動用具助成

- ア 交付基準 消耗品（紙ひも、ポリ袋、軍手など6品目）は、希望する1品目を年1回交付しています。
備品（台車、物置など5品目）は、登録から2年未満の団体に希望する1品目を交付しています。
- イ 実施経過 平成4(1992)年度から実施しています。
- ウ 交付実績 「(表2) 活動用具の交付実績」のとおりです。

④ 再生資源集団回収業者への協力金交付

- ア 交付基準 古紙(新聞、雑誌、段ボール)の回収量1kg当たり0～2円を交付しています。
- イ 交付回数 年2回
- ウ 業者登録数 17業者(平成20(2008)年3月末)
- エ 実施経過 平成10(1998)年度から古紙市況低迷による、登録団体への逆有償を防ぐため、実施しています。なお、平成17(2005)年度より交付基準額を2円以下に、交付回数を年2回に改定しています。平成20年度実績では、1、2期とも1kg当たり0円でした。
- オ 収集実績 平成20(2008)年実績 回収量 9,349t

⑤ カレットびん・スチール缶回収業者への助成金交付

- ア 交付基準 カレットびん、スチール缶の回収量1kg当たり0～15円を交付しています。
- イ 交付回数 年2回
- ウ 業者登録数 3業者(平成20(2008)年3月末)
- エ 実施経過 平成5(1993)年度から、市場ルートに乗らない品目の資源化ルートを確保するため実施しています。なお、平成17(2005)年度より交付基準額を15円以下に、交付回数を年2回に改定しています。平成20年度実績では、カレットびんは1、2期とも1kg当たり12円、スチール缶は1、2期とも1kg当たり0円でした。
- オ 収集実績 平成20(2008)年実績 回収量 109t

※ 1期・・・1月～6月分

2期・・・7月～12月分

(表2) 平成20年度活動用具の交付実績

<消耗品> (交付対象 452団体)

品目	回収量 20t未満			回収量 20t以上80t未満 及び新規団体			回収量 80t以上			合計	
	団体	交付基準	交付数量	団体	交付基準	交付数量	団体	交付基準	交付数量	団体	交付数量
①紙ひも	31	10	310	17	15	255	1	20	20	49	585
②ポリ袋(大)	64	50	3,200	47	100	4,700	2	150	300	113	8,200
③ポリ袋(中)	63	100	6,300	18	200	3,600	3	300	900	84	10,800
④標識板	8	2	16	1	4	4	2	6	12	11	32
⑤軍手	76	10	760	66	15	990	3	20	60	145	1,810
⑥回収容器	16	2	32	6	3	18	3	4	12	25	62
①～⑥計	258		10,618	155		9,567	14		1,304	427	21,489

<備品> (交付対象 21団体 : 登録から2年以内の団体)

品目	回収対象世帯数 229世帯以下			回収対象世帯数 230世帯以上			合計	
	団体	交付基準	交付数量	団体	交付基準	交付数量	団体	交付数量
⑦物置	3	1	3	3	1	3	6	6
⑧手押四輪車	0	1	0	3	1	3	3	3
⑨台車(小)	2	1	2	1	1	1	3	3
⑩台車(大)	2	1	2	2	1	2	4	4
⑪手押一輪車	1	1	1	0	1	0	1	1
⑦～⑪計	8		8	9		9	17	17

注) 1. 平成18年度から、活動用具の品目について、防水シート、ゴム手袋、リヤカーを削除しています。また、消耗品については、従来の回収対象世帯数に応じた基準から回収量に応じた基準に変更しています。

(4) 生ごみの減量化、再資源化

① 生ごみ堆肥化容器の購入助成 (平成18年度末で終了)

ア 交付基準 コンポスト容器(容量100ℓ以上)、ボカシあえ容器(容量10ℓ以上)について、20,000円を限度に販売価格の1/2を助成しました。
(ともに、1世帯2基まで)

イ 実施経過 コンポスト容器は平成4(1992)年度から、ボカシあえ容器は平成8(1996)年度から実施し、平成18(2006)年度末で終了しました。

ウ 交付実績 コンポスト容器 累計 2,386基(H4～H18)
ボカシあえ容器 累計 696基(H8～H18)

② 生ごみ処理機(機械式0.5kg/日以上)の購入助成 (平成18年度末で終了)

ア 交付基準 20,000円を限度に販売価格の1/2を助成しました。
(1世帯1基まで)

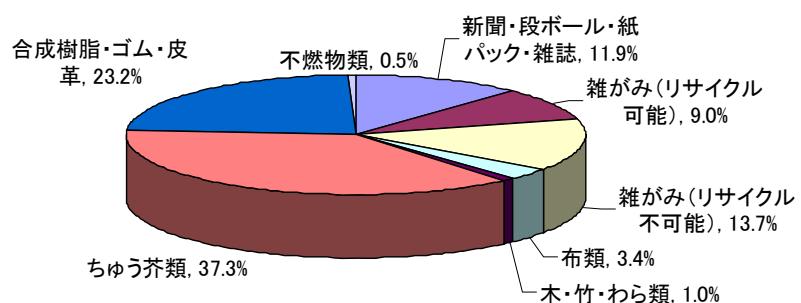
- イ 実施経過 平成12(2000)年度から実施し、平成18(2006)年度末で終了しました。
- ウ 交付実績 累計 865基(H12～H18)

(5) 家庭系可燃ごみ組成分析結果(湿ベース)

本市では、「家庭から出された可燃ごみ」を対象に、可燃ごみの種類と割合を調べる「組成分析」を行っています。

ごみの組成を明らかにすることは、ごみ減量化施策の企画立案及び実施、諸計画の策定にあたっても基礎的なデータとして高い利用価値があるなど、廃棄物行政を的確に進める上で重要となります。

「平成20年度」



4. 事業系廃棄物の減量

(1) 大規模事業所の減量計画の提出

① 対象となる事業者

下記に該当する建築物の所有者もしくは占有者。計75事業所(H21.4末現在)

- ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(通称「ビル管法」)に規定する特定建築物(延床面積3,000m²以上)
- イ 大規模小売店舗立地法(通称「大店立地法」)に規定する大規模小売店舗(延床面積1,000m²を超える)
- ウ その他、ア、イ以外の年間200t以上事業系廃棄物を排出する事業所

② 義務

- ア 減量及び適正処理に関する計画書の提出
- イ 廃棄物管理責任者の選任と届出

③ 実施時期

平成14(2002)年6月施行

平成20(2008)年度では、市内71事業所から平成20年度の計画書の提出を受けました。

④ 実績値と計画値

	廃棄物として 排出した量	資源物として 排出した量	合 計	資源化率	対象事業所数	提出事業所数
平成17年度 実績値	11,755,091	8,432,838	20,187,929	42%	71	71
平成18年度 実績値	11,312,333	8,252,062	19,564,395	42%	78	71
平成19年度 実績値	10,027,087	9,711,114	19,738,201	49%	75	71
平成20年度 計画値	8,982,892	9,820,713	18,803,605	52%	75	71

(2) 市庁舎内古紙等回収資源化

① 平成2(1990)年度に「庁内における再生紙利用と回収・資源化対策」をまとめ、事業系ごみ減量化対策の一環として平成3(1991)年度から始めました。

平成17(2005)年度以降における新聞雑誌等については、紙類・布類分別収集の市契約業者が品目別契約単価で回収しています。

② 回収実績

種 別	17年度	18年度	19年度	20年度	H3からの 累計
再 生 紙	101t	110t	95t	129t	1,175t
新聞雑誌等	23t	22t	22t	16t	369t

5. リサイクルプラザの運営

(1) 施設見学者の案内

区 分	18年度		19年度		20年度	
	団体	人数	団体	人数	団体	人数
学校関係	27	2,573	23	2,618	26	2,749
市民団体	59	693	37	658	25	408
行政視察	0	0	2	77	2	13
計	86	3,266	62	3,353	53	3,170

(2) 環境講座等

区 分	18年度	19年度	20年度
講座内容	・夏休み親子リサイクル木工教室 ・再生利用家具展示会	・再生利用家具展示会 ・西日本衛材施設見学会	・楽しいマイ箸作り:2回 ・牛乳パックリサイクル講習会 ・ソーラーカー作り ・私だけのプチふろしきを作ろう
参加者	616人	1,024人	175人

(3) 不用家具（粗大ごみ）の再利用

① 経年実績

区分	17年度	18年度	19年度	20年度
展示回数	3回	3回	4回	4回
展示数	100点	100点	100点	115点
提供数	100点	100点	100点	115点

② 平成20年度実施状況

開催日時	開催行事名	展示数	参加人数
平成20年 5月25日	再生利用家具展示会 in 石ヶ谷公園『原人まつり』 (リサイクル図書配布コーナー)	30点	1,200人
平成20年 6月7~8日	再生利用家具展示会 in マイカル明石 『環境フェア2008』 (リサイクル図書配布コーナー)	15点	1,800人
平成20年 10月25日～ 11月24日	再生利用家具展示会 in 山陽グルメファクトリー (リサイクル図書配布コーナー)	30点	3,500人
平成21年 3月8日	あかし環境フェア ～見つけよう！そして始めよう！あなたが地球のためにできること～ ※「6. 減量化等の普及啓発」を参照	40点	4,000人

(4) ホームページの開設と運営

- ① 開始 平成13(2001)年10月 (平成17(2005)年4月リニューアル)
- ② 名称 ごみとリサイクル
- ③ 内容 ○ごみの出し方 ○ごみの減量・リサイクル
○明石クリーンセンター施設紹介 ○統計情報 ○資料 ○リンク
- ④ アクセス数

18年度	19年度	20年度
15,196回	19,383回	23,239回

⑤ ホームページアドレス

http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/gomitai_ka/gomi/index.html

(5) ブログの開設と運営

- ① 開始 平成17(2005)年7月
- ② 名称 明石e-ごみゅにていBLOG
- ③ アクセス数

18年度	19年度	20年度
248,465回	482,389回	612,893回

④ ホームページアドレス

<http://www.akashi-e-gomi.info>

6. 減量化等の普及啓発

(1) 「あかし環境フェア」の開催

① 目的 地球温暖化、資源循環といった環境問題全般について、市民（子どもを含む）に対し、市民団体、事業者、行政とのコミュニケーションの場、環境学習の場を提供することを基底としたイベントを開催することにより、市民の環境意識の醸成を図り、ひいてはライフスタイルを見直すきっかけとしてもらうことを目的としています。

② 開催

年度	開催場所	年度	開催場所
13	(中止)	17	市立産業交流センター
14	市立産業交流センター	18	市立産業交流センター
15	明石クリーンセンター	19	市立産業交流センター
16	市立産業交流センター	20	市立産業交流センター

③ 内容 従来から集客力のある再生利用家具展示会、リサイクル図書コーナー、フリーマーケットの実施のほか、共催であるエコウイングあかしによる明石の情報発信、体験ブースによる子どもをターゲットにした学習・遊びの場の提供、各種環境発表&環境講座など環境ステージ、環境学習を取り組む子どもの発表など環境学習パネルコーナー、地産地消をキーワードとしたフードコーナーの設置など



(2) 啓発パンフレット等の作成

目的	冊子名	配付先
一般啓発用	明石市3Rガイドブック	市内公共施設、講習会等
事業所啓発用	事業所ごみ減量マニュアル	市内事業所
小学生学習副読本	みんなで考えようごみの問題	市内小学校、公共施設等に配付

(3) 環境ビデオ・ライブラリー

ごみ処理やごみ減量・資源リサイクルを中心とした環境問題についての知識と理解を深めてもらうため、学習ビデオ・関連図書の無料貸し出しを行っています。

(4) 廃食用油のリサイクル

市内の小学校・保育所などから排出される廃食用油の回収を平成21年2月から開始し、京都市の業者にてバイオディーゼル燃料に転換したものを、市のごみ収集車の燃料として利用しています。バイオディーゼル燃料は、大気汚染の原因となる黒煙を出さず、原料がバイオマスである使用済み天ぷら油であることから、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を増やさないというメリットがあります。

現在、ごみ収集車6台と廃食用油回収車1台の燃料として活用しています。

今後、家庭からの廃食用油の拠点回収を計画しています。

平成20年度	
廃食用油回収量	468ℓ
C-FUEL 購入量	2000ℓ
CO ₂ 削減量	524kg

VII-2. ごみ処理（収集・運搬）

1. 概 要

(1) 展 望

近年、価値観やライフスタイルが多様化する中で、より快適な生活環境を提供することが、行政に求められています。ごみの収集・運搬についても市民のニーズにいかに応えるかを最重点課題として取り組んでいく必要があります。

また、市民に対しても啓発活動を通じて、ごみの持ち出しマナー等の指導を行い、市民と行政が一体となって快適な環境をつくっていくよう努力していくことが肝要です。

その一環として、平成20年度より、適正処理と住民サービス向上を目的とした「五つの取組み（収集職員による不法投棄パトロールや学校・自治会での説明会開催など）」を本格実施に向けて着手しました。

(2) 事業の沿革

本市におけるごみ収集は、昭和45(1970)年5月に一括混合収集から「燃やせるごみ」週2回、「燃やせないごみ」週1回の定期収集に移行しました。昭和47(1972)年4月にはステーション方式によるビニール袋収集体制を採用し、同年12月、全市域にごみ集積場を設置しました。

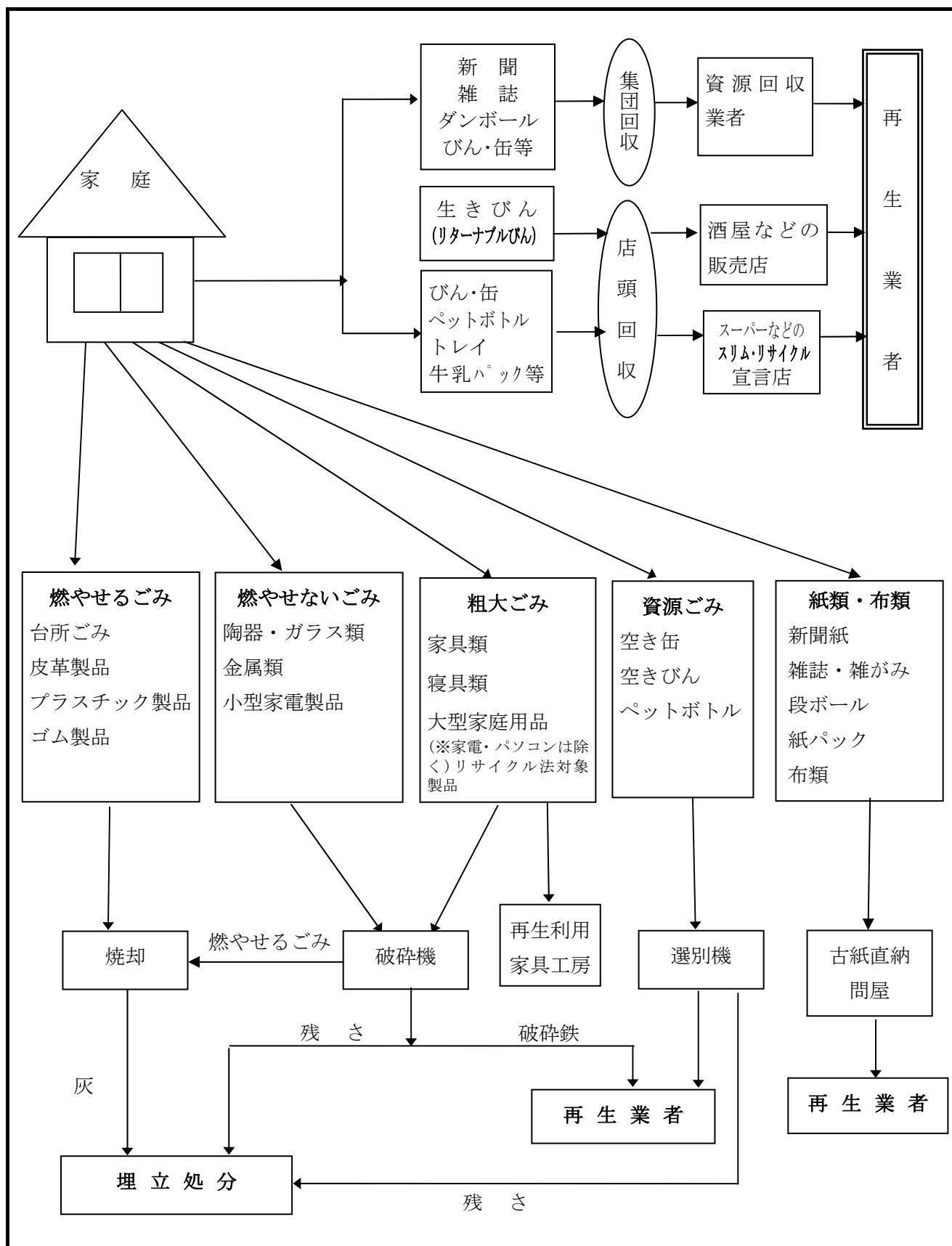
その後、ごみの減量化・資源化を図るため、昭和53(1978)年6月に一部地域において「燃やせないごみ」を空き缶・空きびん・その他の燃やせないごみに細分化し、それぞれ別々に収集・運搬を行う「燃やせないごみの分別収集」を開始し、以後順次地区の拡大を図りました。また、平成元(1989)年8月からは、空き缶、空きびん混合袋収集へ移行し、平成11(1999)年6月にはペットボトルも品目に加え、「資源ごみ」として全市域で収集しています。

平成16(2004)年11月から「紙類・布類」を「燃やせるごみ」から細分化し分別収集しています。

粗大ごみ収集については、昭和53(1978)年から燃やせないごみ収集とは別に収集を開始し、自治会（町内会）等単位で、年4回の収集を行ってきましたが、平成16(2004)年11月からは、戸別有料収集を実施しています。



明石市のごみの流れ



※平成13年4月1日より、「エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、洗濯機」は、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の施行に伴い、収集対象外となりました。平成15年10月1日よりパソコンリサイクル制度施行に伴いパソコンは収集対象外となりました。家電リサイクル法の改正により、平成21年4月1日より、衣類乾燥機は収集対象外となりました。

2. 収集及び運搬

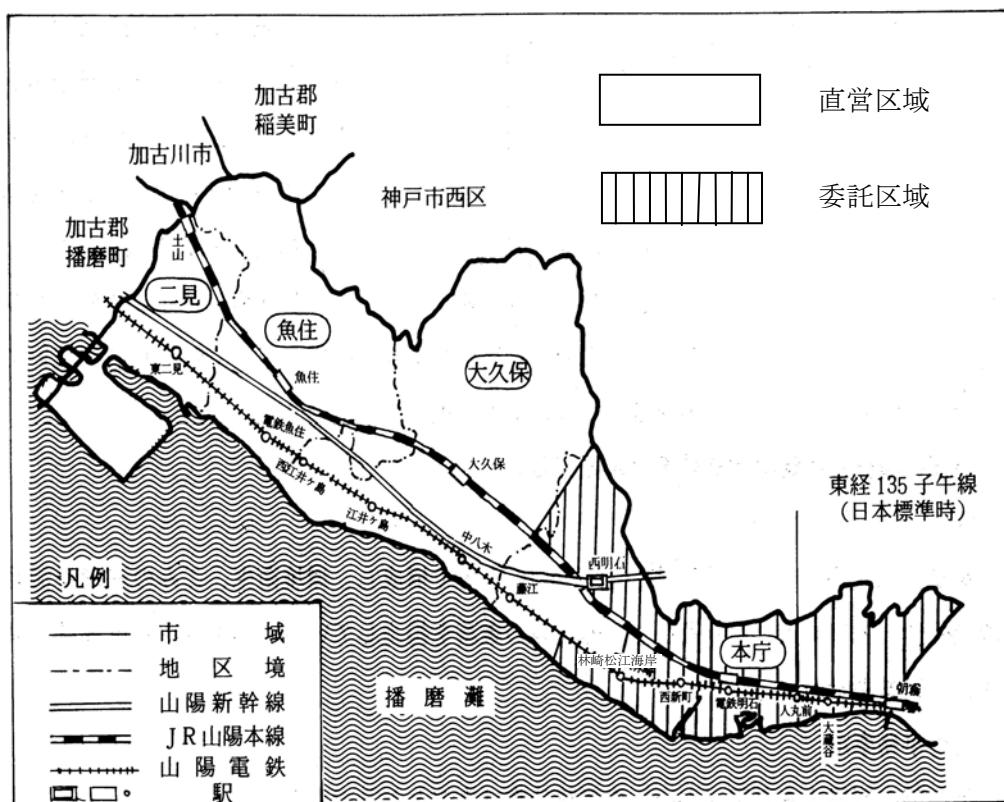
(1) 概 要

一般家庭から排出される生活ごみに対処するため、本市では下図のとおり市域をほぼ東西に分け、東部地域は委託3業者で西部地域は直営で、それぞれ分担して収集しています。

具体的には、作業長5名、自動車運転手51名、作業員8名(平成21年4月1日現在)が西部地域の燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみの収集を行うほか、市内全域の粗大ごみの収集、不法投棄ごみ等の収集業務に従事しています。

なお、平成16(2004)年4月より屋外一斉清掃に伴う土砂収集、犬ねこ等の小動物死体収集業務は業者委託しています。

さらに、平成16(2004)年11月からは、燃やせるごみから「紙類・布類」を分別し、収集業務については、業者委託しています。



(2) 収集実施状況

世帯数……………117,049 世帯（平成21年4月1日現在）

人 口……………292,443 人（平成21年4月1日現在）

① 直営収集区域

町	名
貴崎1～5丁目、松江(一部)、川崎町、西明石南町1～3丁目、西明石西町1～2丁目、別所町、東藤江1～2丁目、藤が丘1～2丁目、藤江(一部) 大久保町松陰新田、大久保町森田(一部)、大久保町松陰(一部)、大久保町大久保町(一部)、大久保町大窪、大久保町山手台1～4丁目、大久保町高丘1～7丁目、大久保町西脇、大久保町緑が丘、大久保町谷八木、大久保町八木、大久保町福田、大久保町福田1～3丁目、大久保町江井島、大久保町西島、大久保町ゆりのき通1～3丁目、大久保町わかば 魚住町金ヶ崎、魚住町長坂寺、魚住町錦が丘1～4丁目、魚住町鴨池、魚住町清水、魚住町中尾、魚住町住吉1～4丁目、魚住町西岡 二見町福里、二見町東二見、二見町西二見、二見町西二見駅前1～4丁目	

② 委託収集区域

(阪神連合清掃株)

町	名
松が丘1～5丁目、大蔵谷字狩口、荷山町、太寺1～4丁目、太寺大野町、太寺天王町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵八幡町、大蔵天神町、上ノ丸1～3丁目、山下町、天文町1～2丁目、人丸町、東人丸町(一部)、東仲ノ町、桜町、大明石町1～2丁目(JR以南)、樽屋町、材木町、港町、日富美町、岬町、大観町、相生町1～2丁目、鍛冶屋町、中崎1～2丁目、本町1～2丁目	

((有)毎日清掃)

町	名
松が丘5丁目(一部)、大蔵谷字(狩口を除く)大蔵谷奥、松が丘北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧北町、東山町、朝霧町1～3丁目、北朝霧丘1～2丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、東野町、東人丸町(一部)、鷹匠町、茶園場町、大明石町1～2丁目(JR以北)、船上町(一部)、和坂1～3丁目、西明石町1～5丁目、新明町、林崎町1～3丁目、南貴崎町、林1～3丁目、松江(一部)、和坂(アメニティーコート)、旭が丘、鳥羽(一部)、野々上1～3丁目	

((有)東播清掃)

町	名
大道町1～2丁目、和坂、松の内1～2丁目、花園町、鳥羽(一部)、沢野1～2丁目、明南町1～3丁目、小久保1～6丁目、小久保、西明石北町1～3丁目、北王子町、王子1～2丁目、西新町1～3丁目、硯町1～3丁目、田町1～2丁目、船上町、立石1～2丁目、和坂稻荷町、宮の上、南王子町、野々上3丁目(一部)、藤江(一部)、大久保町森田(一部)、大久保町松陰(一部)、大久保町大久保町(一部)	

(3) 収集方法及び収集回数

家庭から排出されるごみは、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」「紙類・布類」に分け、それぞれ別々に決められた収集曜日に、決められた場所（ステーション）で収集を行っています。また「粗大ごみ」については、平成16年11月から戸別有料収集となっています。

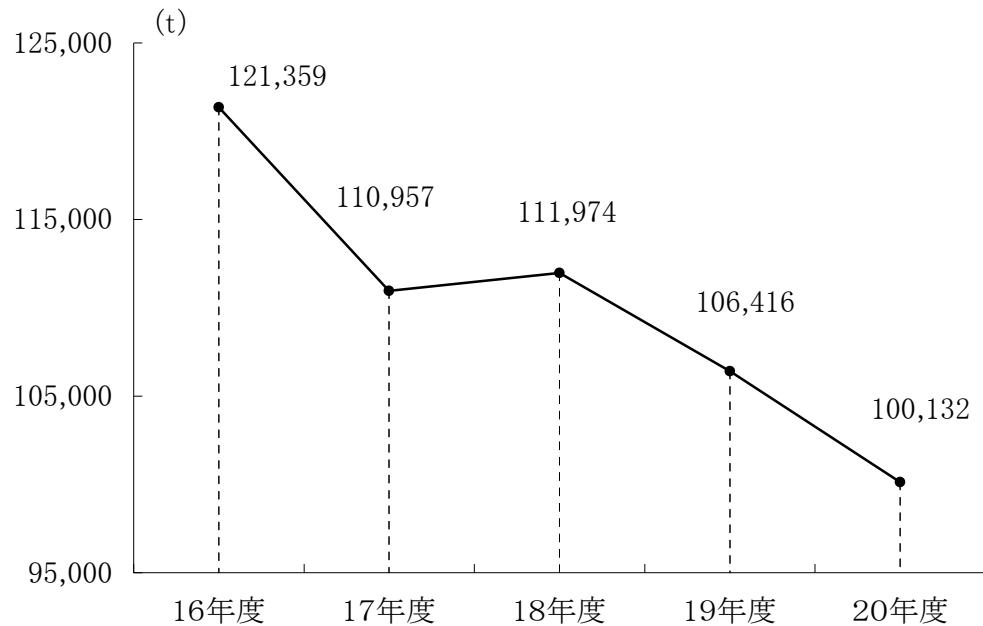
さらに平成19年1月には、地域によって収集曜日が異なっていた「燃やせないごみ」「資源ごみ」の収集曜日を水曜日に統一しました。

収集の区分	ごみの種類	回数	ステーション数
燃やせるごみ	・台所ごみ ・プラスチック製品 ・皮革製品 ・ゴム製品	週 2回	約3,800
燃やせないごみ	・陶器・ガラス類 ・金属類 ・小型家電製品 ・その他(筒型乾電池、体温計など)	月 2回	約2,700
資源ごみ	・空き缶、空きびん、ペットボトル	月 2～3回	約2,700
紙類・布類	・新聞紙 ・雑誌・雑がみ ・段ボール ・紙パック ・布類	月 1回	約2,700
粗大ごみ	・家具、建具類 ・布団類、スプリング入りマットレス ・自転車 ・大型家庭用品 〔※ エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫を含む）、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは除く〕	戸別有料収集	—

※ 平成13年4月1日より、「エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫を含む）、洗濯機」は、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の施行に伴い、収集対象外となりました。平成15年10月1日よりパソコンリサイクル制度施行に伴い、パソコンは収集対象外となりました。家電リサイクル法の改正により、平成21年4月1日より、衣類乾燥機は収集対象外となりました。

3. ごみ収集実績（計画収集分）

(1) 年度別収集量



※集団回収分、自己搬入分は除く。

(2) 月別収集量

(単位: t)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
16	10,802	10,825	10,621	10,843	10,922	11,331	10,970	9,262	10,192	8,647	7,672	9,272
17	9,279	9,865	9,375	9,297	9,688	9,270	9,177	9,049	10,107	8,715	7,790	9,345
18	8,834	10,210	9,684	9,426	9,779	8,988	9,387	8,994	10,448	9,101	7,985	9,138
19	9,132	9,944	9,001	9,580	9,208	8,128	9,223	8,498	9,507	8,271	7,533	8,391
20	8,598	8,949	8,371	8,742	8,017	8,524	8,464	7,640	9,751	7,763	6,989	8,324

※集団回収分、自己搬入分は除く。

(3) 搬入者別収集量

(単位：t)

搬入者	可・不燃物	年 度				
		16	17	18	19	20
直 営	燃やせるごみ	37,769	35,702	36,155	35,594	34,424
	燃やせないごみ	2,179	2,069	2,132	1,920	1,771
	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	2,084	2,003	1,914	1,912	1,844
	粗大ごみ	5,041	452	526	532	552
委 託	燃やせるごみ	27,278	25,296	25,500	24,661	23,868
	燃やせないごみ	1,523	1,376	1,496	1,309	1,279
	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	1,449	1,392	1,351	1,335	1,269
	一斉清掃ごみ	1,031	905	944	898	878
集團回収	資源ごみ(びん)	75	88	85	86	92
許 可	燃やせるごみ	41,517	40,645	40,675	36,734	33,320
	燃やせないごみ	1,488	1,117	1,281	1,521	927
自己搬入	燃やせるごみ	6,867	5,374	6,238	7,661	5,613
	燃やせないごみ	2,437	2,240	2,331	2,132	1,890
計	燃やせるごみ	113,431	107,017	108,568	104,650	97,225
	燃やせないごみ	7,627	6,802	7,240	6,882	5,867
	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	3,608	3,483	3,350	3,333	3,205
	粗大ごみ	5,041	452	526	532	552
	一斉清掃ごみ	1,031	905	944	898	878
合 計		132,531	118,659	120,628	116,295	107,727

4. 分別収集（資源ごみの収集）

(1) 概 要

当市においては、燃やせないごみとして出される空き缶・空きびんを埋立て処分せず資源として再利用するため、昭和 53(1978)年 6 月から一部地域で「空き缶」・「空きびん」個別かご収集方式による分別収集を開始しました。その後順次拡大を図り、平成元(1989)年 8 月にかご方式から「缶・びん混合袋収集」に変更しました。また平成 11(1999)年 6 月からペットボトルも品目に加え、全市域実施に至りました。

(2) 資源ごみ分別収集実績量

昭和 53(1978)年に一部の地区で収集を開始した当時は、2,500 世帯で収集量は「空き缶」25t・「空きびん」58t でしたが、平成 20(2008)年度には 115,489 世帯、収集量は「空き缶・空きびん・ペットボトル」3,113t となっています。

項目 年度	収集世帯数	資源ごみ (t)
17	112,176	3,395
18	112,160	3,265
19	113,541	3,247
20	115,489	3,113

※集団回収分を除く。

5. 粗大ごみ戸別有料収集

(1) 概 要

平成 16(2004)年 11 月より、戸別有料収集を実施しています。平成 20(2008)年度は 13,455 世帯から、39,578 個の粗大ごみを収集しました。粗大ごみ処理券(1 枚 300 円)の売上枚数は 65,468 枚(売上金額 19,640,400 円)でした。収集した品目のなかで多い物は、布団、自転車、いす、じゅうたん等でした。

(2) 粗大ごみ量の変化

(単位 = t)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
17	36	31	32	35	42	33	35	36	57	30	37	48	452
18	50	44	43	43	45	41	43	44	64	32	33	44	526
19	47	44	42	40	43	46	44	45	70	29	32	50	532
20	50	47	45	50	44	46	43	43	70	31	35	48	552
前年比	106%	107%	107%	125%	102%	100%	98%	96%	100%	107%	109%	96%	104%

戸別有料収集も定着し、平成 18(2006)年度以降、粗大ごみの収集量は安定してきています。平成 20(2008)年度も、前年に比べ 4 % の増加にとどまっています。

6. 広報・広聴活動

ごみの減量化と資源の有効利用をめざして、新たに「紙類・布類」の分別収集と粗大ごみの戸別有料収集を平成 16(2004)年 11 月より実施するにあたり、平成 16 年 6 月より同年 10 月にかけて自治会等を中心に、全市において地元住民向け説明会を実施しました（約 220 カ所、12,000 人の住民参加）。これにより、新たな制度やごみの現状と課題について理解と協力を求めるとともに、市民からの意見や要望を聞くなど制度の円滑な導入に努めました。

あわせて、住民向けにわかりやすく「紙類・布類」の分別と粗大ごみの戸別有料収集を解説した分別収集変更チラシとリーフレットを全戸配布し、いっそうの啓発に取り組みました。

また、ごみの出し方等についてわかりやすく解説している住民向け「ごみハンドブック」を、新たな分別収集の変更などに伴い全面改訂し、平成 16(2004)年 10 月に自治会などを通じて、全戸配布しました。平成 20(2008)年度は、主に転入者等を対象に提供しました。

さらに、一年間のごみ分別カレンダーについても、燃やせないごみ・資源ごみの収集曜日の水曜日一本化にともない、より市民にわかりやすいものをめざして一部改訂し、全世帯に配布し、円滑なごみ排出と収集を図っています。



7. 収集経費

(1) 収集経費

(単位：千円)

区分 項目	金額	摘要
人件費	728,370	職員 83 名分
車両関係費	燃料費	軽油 86,541ℓ・ガソリン 3,112ℓ・天然ガス 20,009 m ³ /N ・灯油 88ℓ
	車検・修理代	車両 47 台（タイヤ、エンジンオイル含む）
	保険・重量税	特殊車 38 台、ダンプ 4 台、ミニダンプ 1 台、バン 1 台 軽四貨物 2 台、薬剤散布車 1 台
	小計	
委託費	369,179	ごみ収集運搬業務委託等
その他	22,431	光熱水費及び消耗品等事務経費
計	1,152,588	

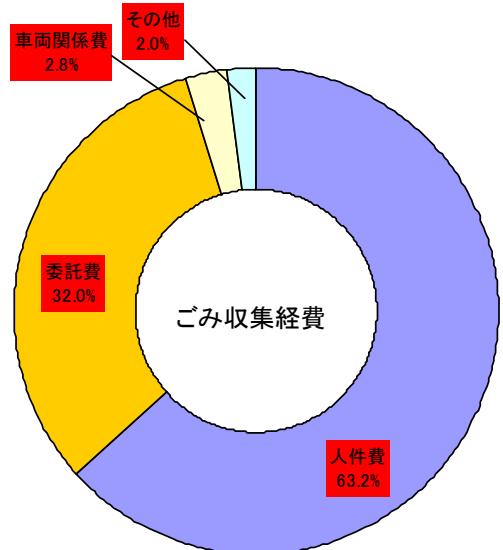
※ 施設・車両関係の減価償却費は除く。

(2) 1t当たりの収集単価と経費割合

$$\frac{\text{平成20年度収集経費} \quad 1,152,588 \text{ 千円}}{\text{平成20年度収集量} \quad 65,885 \text{ t}} = 17,494 \text{ 円}$$

(3) 年間収集経費の推移

年度	金額(千円)	収集量(t)	1t当たりの収集単価(円)
16	1,431,527	78,354	18,270
17	1,368,657	69,195	19,780
18	1,293,641	70,018	18,476
19	1,234,815	68,161	18,116
20	1,152,588	65,885	17,494



VII-3 ごみ処理（中間処理・最終処分）

1. 概 要

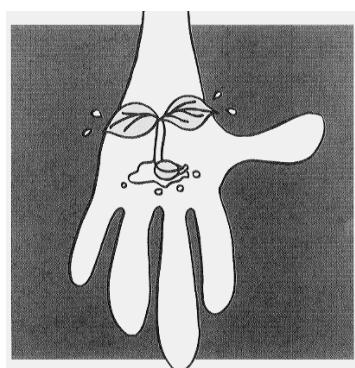
環境の保全とリサイクルの推進が近年の大きな課題となっているなかで、明石クリーンセンターは、廃棄物の多様化や大気汚染物質の適正処理に対応した焼却施設と、資源化を促進する破碎選別施設を稼働させ、健全な市民生活の維持と、安全で効率的な廃棄物処理に努めています。

市内から排出された廃棄物は、明石クリーンセンターで中間処理をした後、最終処分されています。中間処理とは、廃棄物を減容化、安定化、無害化することを目的として行う手段であり、最終処分とは、埋立の方法で廃棄物を自然界に還元する処理です。

明石クリーンセンターへ搬入された可燃ごみは、焼却施設で焼却し、その後発生する焼却灰等は再資源化できる金属を除去した後に、同センターの埋立処分場と、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）で埋立処分しています。不燃ごみは、その組成に鉄くず等の再利用できるものが多く含まれているため、リサイクルや埋立処分するごみの量を減らす目的で破碎を行い、金属については再資源化し、不燃ごみに含まれている可燃物については焼却、その他は埋立処分を行っています。資源ごみは、空きびん（無色・茶色・ガラスカレット）、空き缶（アルミ・鉄）、ペットボトルに選別処理し、種類ごとにリサイクル業者に引き渡しています。

また、明石クリーンセンターでは、焼却熱を利用した発電（発電能力 8,000kW）を行っており、施設内や周辺公共施設へ電力を供給し、余剰電力は電力会社に売却しています。

さらに、明石クリーンセンターは、環境マネジメントシステムの活動として、ダイオキシン類や大気汚染物質の排出濃度の適性管理、売電事業の推進に取り組んでいます。



2. 明石クリーンセンターの施設概要

(1) 焼却施設

① 所在地	明石市大久保町松陰 1131		
② 焼却炉方式	全連続燃焼式焼却炉		
③ 焼却能力	480t/日 (160t/24h×3炉)		
④ 排ガス処理	有害ガス除去装置+バグフィルタ 触媒及び無触媒脱硝装置		
⑤ 灰処理	焼却灰：搬出埋立 飛 灰：薬剤による安定化及びセメント固化		
⑥ 排水処理	場内で処理後、公共下水道に放流		
⑦ 発電能力	蒸気タービンによる発電：8,000kW		
⑧ 余熱利用	場内利用：給湯		
⑨ 建築面積	約 8,070m ²		
⑩ 延床面積	約 17,588m ²		
⑪ 建物構造	69.5m×102m 高さ 31m 地下 5.5m		
⑫ 排ガス基準値	ばいじん量：0.02g/Nm ³ 以下 硫黄酸化物：20ppm 以下 塩化水素：30ppm 以下 臓素酸化物：50ppm 以下		
⑬ 着工	平成 8(1996)年 1月		
⑭ 竣工	平成 11(1999)年 3月		
⑮ 設計・施工	住友重機械工業株式会社		
⑯ 総事業費	21,882,889 千円		

(2) 破碎選別施設

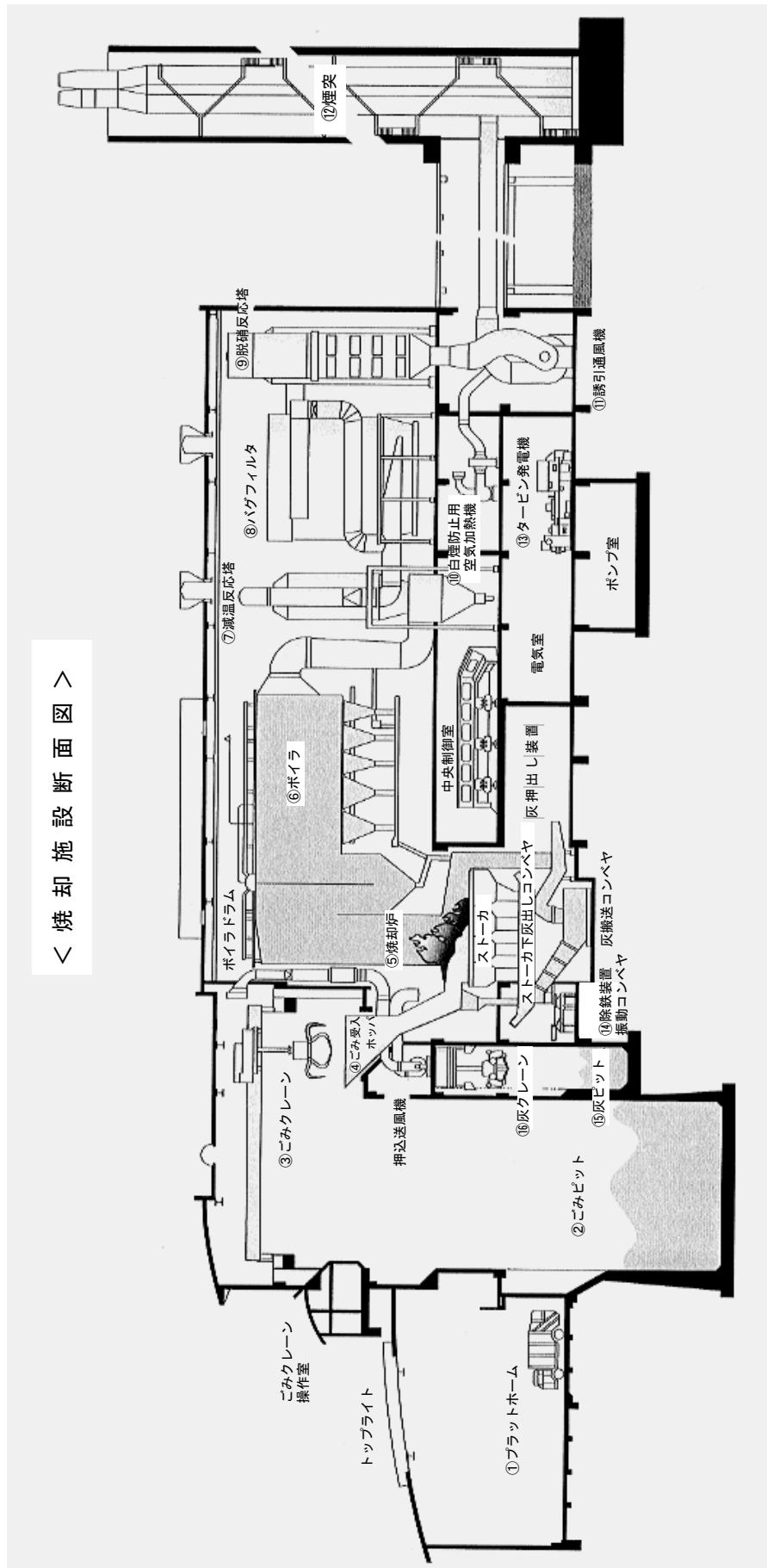
① 所在地	明石市大久保町松陰 1131		
② 処理能力	92t/5h (破碎系統 60t/5h、資源化系統 32t/5h)		
③ 破碎形式	横型 2 軸剪断式破碎及び衝撃剪断併用回転式破碎		
④ 選別種別	<破碎系統> 鉄類・可燃物・不燃物 <資源化系統> 鉄類・アルミ類・びん類 (無色・茶色・その他色) プラスチック (PET・その他)		
⑤ 建築面積	2,519.37m ²		
⑥ 延床面積	6,729.91m ²		
⑦ 着工	平成 9(1997)年 7月		
⑧ 竣工	平成 11(1999)年 3月		
⑨ 設計・施工	川崎重工業株式会社		
⑩ 総事業費	3,946,320 千円		

施設配置図



- ①焼却施設
- ②破碎選別施設
- ③管理棟・駐車場
- ④明石市一般廃棄物最終処分場（第3次最終処分場）
- ⑤煙突

< 焼却施設断面図 >



収集されたごみは、まず①プラットホームから②ごみピットに一時的に貯留されます。次に、③ごみクレーンで④ごみ受入ホッパに投入されたごみは、徐々に⑤焼却炉に運ばれ、最新技術を駆使した焼却炉で完全燃焼されます。燃焼時に発生する排ガスは、⑥～⑫有害物質・ばい塵の除去など7段階の処理を経たのち、大気中へと放出されます。

また、ごみ焼却熱を利用して⑬タービン発電機を稼動させ、発電しています。発電能力は、8,000kWです。

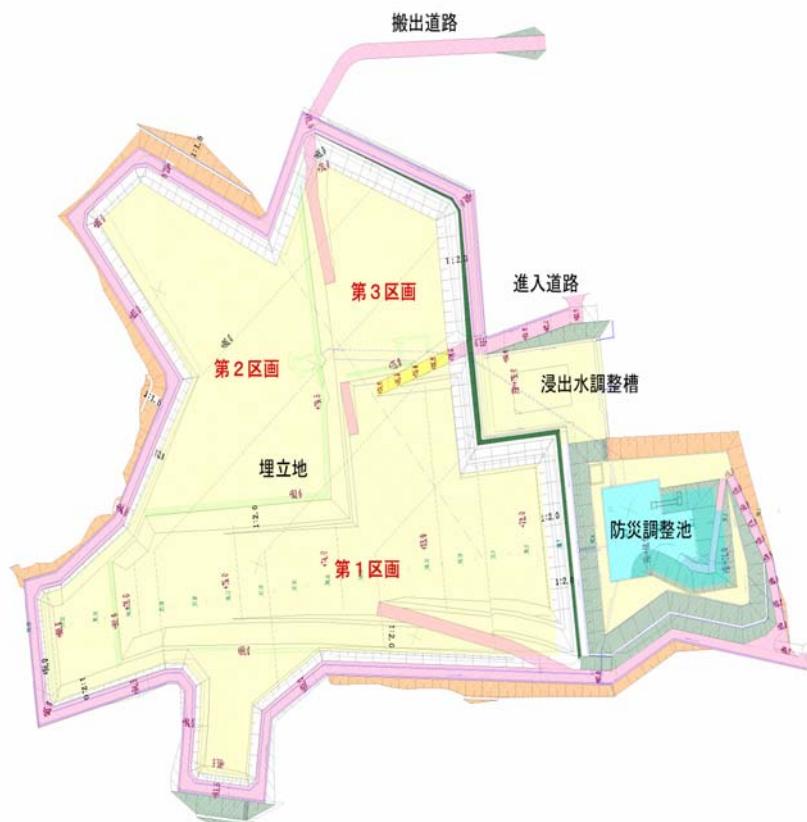
焼却されたごみは、⑭除鐵装置により、焼却鉄と焼却灰に選別後、それぞれ⑮灰ビットに貯留され、⑯灰クレーンで搬出用の車両に積み、搬出されます。

(3) 最終処分場

施設の概要

- ① 名 称 明石市一般廃棄物最終処分場（第3次最終処分場）
- ② 所在地 明石市大久保町松陰地内
- ③ 規 模 総面積 91,000m²
埋立面積 59,000m²
埋立容量 420,000m³
- ④ 浸出汚水の処理 浸出水調整槽で流量調整後、下水道放流方式
- ⑤ 供用開始 平成19(2007)年5月28日～
- ⑥ 埋立方式 セル方式準好気性埋立
- ⑦ 設備の概要 しゃ水設備（電気式漏水検知システム）、擁壁等流出防止設備、雨水等集排水設備、保有水等集排水設備、飛散防止設備
- ⑧ 総事業費 2,300,815千円

最終処分場全体図



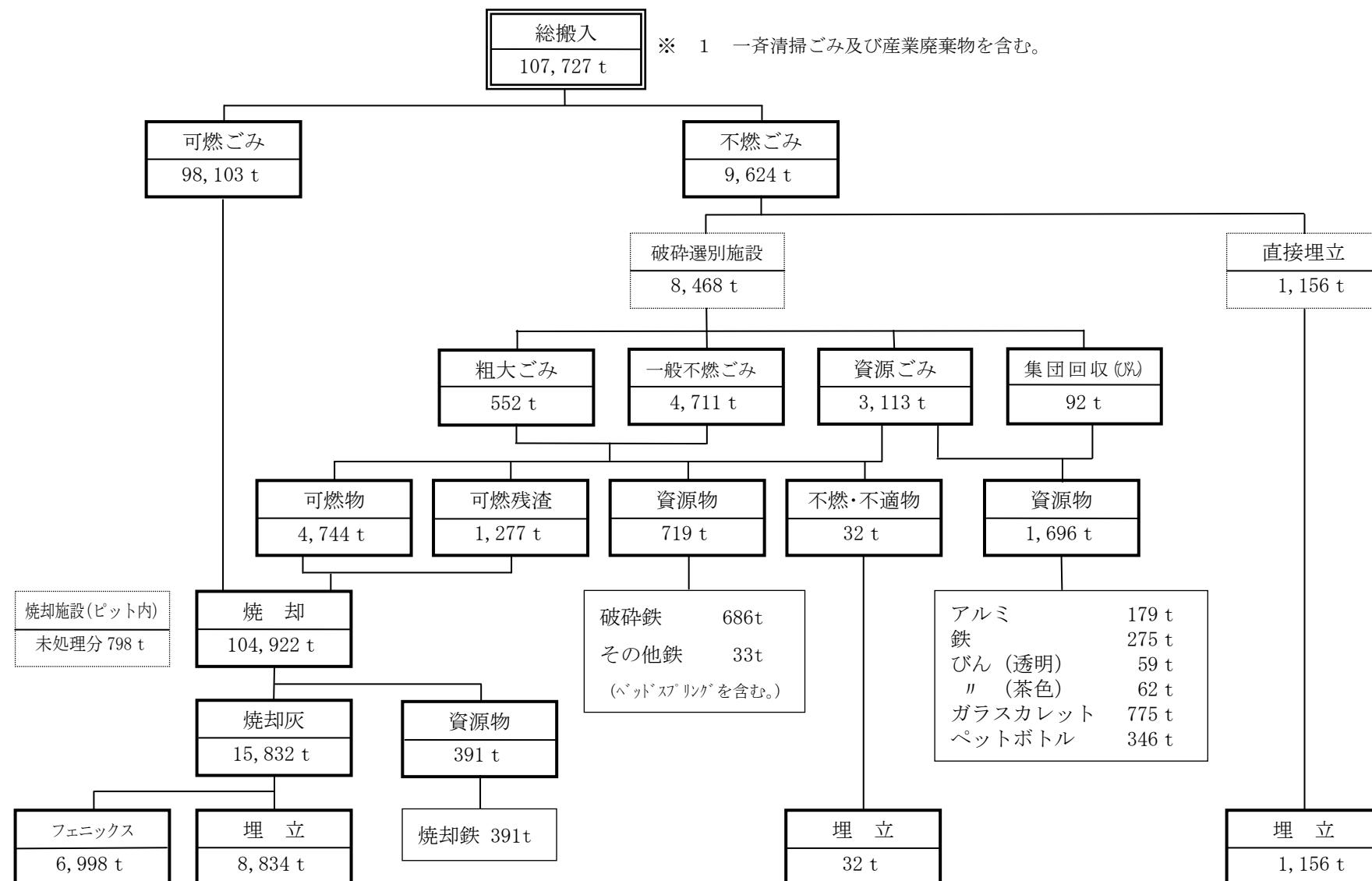
3. ごみ処理の実績等

(1) 明石市におけるごみ排出状況 (単位: t)

年度	人口(人)	可燃ごみ	不燃ごみ			計
			粗大ごみ	その他ごみ	資源ごみ	
16	291,687	113,927	5,041	8,162	3,608	130,738
17	290,674	107,476	452	7,248	3,483	118,659
18	290,878	109,104	526	7,648	3,350	120,628
19	291,927	105,298	532	7,132	3,333	116,295
20	292,443	98,103	552	5,867	3,205	107,727

※ 人口は、各年度末翌月1日現在の国勢調査による推計人口とします。

(2) 平成 20 年度ごみの搬入量と処理実績フロー



※ 2 アルミ、鉄、破碎鉄、焼却鉄、その他鉄は、有価物として木村工業㈱及び杉野興業に引き渡しました。びんは、㈲日本容器包装リサイクル協会が指定した再商品化事業者に、ガラスカレット（3色混合）はトーエイ㈱に引き渡しました。

ペットボトルは、有価物として(有)アルミック徳原及び(有)ハタリサイクルファクトリーに引き渡し、繊維及びシート等に再商品化されました。

(3) 過去5年間の焼却に関する実績

(単位:t)

年度	可燃ごみ搬入量	日平均搬入量	焼却量	焼却炉運転日数(日)	運転日平均焼却量	焼却灰搬出量 ()内は焼却残さ率
16	113,927	366	125,050	359	348	20,397 (16%)
17	107,476	346	115,100	359	321	19,056 (17%)
18	109,104	351	116,385	359	324	19,016 (16%)
19	105,298	339	109,997	360	306	17,209 (16%)
20	98,103	269	104,922	359	292	15,832 (15%)

(4) 焼却施設発電状況

(単位:kWh)

年度	発電量	受電電力量	施設内使用電力量	売却電力量	売却電力料金(円)
16	38,620,370	1,746,255	20,116,752	20,249,873	147,312,997
17	41,556,360	1,920,058	19,032,180	24,444,238	179,101,621
18	45,070,370	1,303,162	18,786,546	27,586,986	193,703,001
19	40,971,080	1,505,728	18,194,515	24,282,293	181,909,841
20	39,988,420	692,937	17,112,686	23,568,671	235,021,214

(5) 可燃ごみ組成分析結果

項目	年度	16	17	18	19	20
単位容積重量 (kg/m ³)		112	129	143	93	80
ごみ組成 乾量 %	紙・布類	50.6	53.2	54.2	49.2	55.4
	プラスチック類	21.9	25.2	23.9	24.5	24.6
	木・竹・ワラ類	8.0	5.0	5.3	12.5	13.5
	ちゅう芥類	11.1	10.4	9.3	8.8	4.2
	不燃物類	2.1	0.9	2.4	1.9	1.3
	その他	6.3	5.3	4.9	3.1	1.0
成分 %	水分	34.7	35.3	34.1	40.1	32.4
	灰分	6.7	6.0	7.6	6.9	6.3
	可燃物	58.6	58.7	58.3	53.0	61.3
低位発熱量 (kJ/kg)		10,167	10,167	10,112	8,978	10,730

※ 年平均値

(6) 過去5年間の埋立に関する実績

年度	不燃ごみ埋立量 (t)	焼却灰埋立量 (t)	残余容量 (m ³)
16	4,178	17,600	91,589
17	1,863	16,300	85,942
18	1,328	12,234	90,406
19	1,312	10,214	491,894
20	1,188	8,834	477,244

※ 1 残余容量は、覆土を含んだ値です。

2 平成19年度より、第3次最終処分場が供用開始されています。

(7) 不燃ごみの組成分析表

項目		年度	16	17	18	19	20
単位容積重量 (kg/m ³)			139	91	115	142	154
ご み 組 成 (%)	フ ィ ル ム 類		0	0	2.2	0.4	1.7
	ペ ッ ト ボ ト ル		0.4	0.2	1.6	0.9	0
	ト レ イ 類		0	0	0.4	0.0	0
	発 泡 類		0.1	0.1	0.3	0.1	0
	そ の 他		26.2	42.6	26.2	21.6	40
	小 計		26.7	42.9	30.7	23.0	41.7
	ガ ラ ス く ず		3.6	4.7	5.5	19.5	3.4
	セメント・陶磁器くず		1.7	1.2	6.5	13.8	5.7
	金 属	アルミニウム	1.6	7.6	9.8	1.8	1.6
	そ の 他	53.6	29.6	34.1	28.5	40.8	
そ の 他 不 燃 物			1.5	1.6	1.3	3.6	2.7
可 燃 物			11.3	12.4	12.1	9.8	4.1
水 分 (%)			5.4	3.1	3.1	1.9	0.9

※ 年平均値

(8) 資源物搬出状況 (単位: t)

年 度		16	17	18	19	20
項 目						
缶	アルミ	238	224	212	248	179
	鉄	450	386	374	351	275
ガラスびん	無色	63	65	69	66	59
	茶色	84	72	81	80	62
	その他の	17	24	21	16	
	ガラスカレット				81	775
ペットボトル		260	230	306	402	346
破碎鉄等		1,595	744	887	875	719
焼却鉄				63	389	391
計		2,707	1,745	2,013	2,508	2,806

(9) クリーンセンター総合排水分析結果表

試料名	採取・点検場所	測定項目	基準値	単位	平成 20 年度
排出水	污水ポンプ場	水素イオン濃度	5.8～8.6	—	7.7
		生物化学的酸素要求量	100	mg/ℓ	18
		浮遊物質量	90	mg/ℓ	8
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5	mg/ℓ	0.5 未満
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（植物油脂類）	20	mg/ℓ	1.1
		カドミウム及びその化合物	0.03	mg/ℓ	0.01 未満
		シアノ化合物	0.3	mg/ℓ	0.05 未満
		有機燐化合物	0.3	mg/ℓ	0.01 未満
		鉛及びその化合物	0.1	mg/ℓ	0.01 未満
		六価クロム化合物	0.1	mg/ℓ	0.05 未満
		砒素及びその化合物	0.05	mg/ℓ	0.01 未満
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	mg/ℓ	0.0005 未満
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/ℓ	不検出
		ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/ℓ	0.0004 未満
		ほう素及びその化合物	10	mg/ℓ	0.91
		ふつ素及びその化合物	8	mg/ℓ	0.2
		フェノール類	5	mg/ℓ	0.5 未満
		銅及びその化合物	3	mg/ℓ	0.01 未満
		亜鉛及びその化合物	2	mg/ℓ	0.01 未満
		鉄及びその化合物（溶解性）	10	mg/ℓ	0.09
		マンガン及びその化合物（溶解性）	10	mg/ℓ	0.11
		クロム及びその化合物	2	mg/ℓ	0.01 未満
		沃素消費量	220 未満	mg/ℓ	14
		トリクロロエチレン	0.3	mg/ℓ	0.00005 未満
		テトラクロロエチレン	0.1	mg/ℓ	0.00008 未満
		ジクロロメタン	0.2	mg/ℓ	0.0002 未満
		四塩化炭素	0.02	mg/ℓ	0.0002 未満
		1・2-ジクロロエタン	0.04	mg/ℓ	0.0002 未満
		1・1-ジクロロエチレン	0.2	mg/ℓ	0.00005 未満
		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4	mg/ℓ	0.00005 未満
		1・1・1-トリクロロエタン	3	mg/ℓ	0.00005 未満
		1・1・2-トリクロロエタン	0.06	mg/ℓ	0.0001 未満
		1・3-ジクロロプロペン	0.02	mg/ℓ	0.0002 未満
		ベンゼン	0.1	mg/ℓ	0.00018 未満
		チウラム	0.06	mg/ℓ	0.006 未満
		シマジン	0.03	mg/ℓ	0.0002 未満
		チオベンカルブ	0.2	mg/ℓ	0.00002 未満
		セレン及びその化合物	0.1	mg/ℓ	0.01 未満

※ 1 基準値は、「明石市下水道条例」の排除基準、又は「環境保全協定書」の排出基準である。

2 水素イオン濃度から沃素消費量までは平成 21 年 3 月 5 日、トリクロロエチレン以下については平成 21 年 2 月 4 日の分析結果である。

(10) ダイオキシン類分析結果表

試料名	採取・点検場所	測定項目	基準値	単位	平成 20 年度
1号焼却炉ばい煙	1号煙突	ダイオキシン類濃度	0.5	ng-TEQ/m ³ N	0.00089
2号焼却炉ばい煙	2号煙突	ダイオキシン類濃度	0.5	ng-TEQ/m ³ N	0.012
3号焼却炉ばい煙	3号煙突	ダイオキシン類濃度	0.5	ng-TEQ/m ³ N	0.01

※ 1 基準値は、「環境保全協定書」の排出基準である。

※ 2 1号焼却炉は平成 20 年 8 月 28 日、2号焼却炉は平成 20 年 10 月 16 日、3号焼却炉は平成 20 年 12 月 4 日の分析結果である。

(11) フロン回収

オゾン層を破壊して有害紫外線を増大させる原因物質がフロンです。電気冷蔵庫やエアコンにはフロンが使用されており、廃棄する際の大気への放出が問題となりました。

本市では、平成 8(1996)年 7 月に施行された県条例のフロン放出禁止規制を受け、同月から家庭用冷蔵庫等の保管を始め、同年 12 月に回収機の購入と同時にフロン回収作業を始めました。

平成 13(2001)年 4 月に特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行されたため、電気冷蔵庫及びエアコンの保管は終了しました。

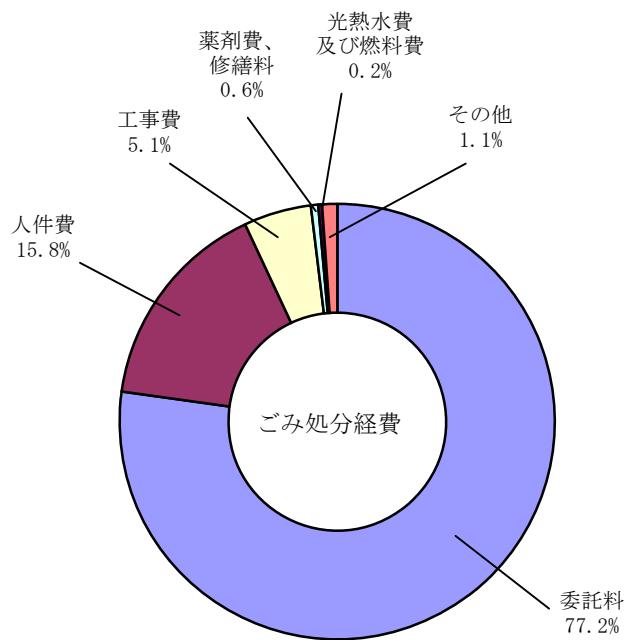
また、平成 16(2004)年 4 月に、家庭用電気冷凍庫が同法の対象品目に加えられたことから、現在は、不法投棄された業務用冷蔵庫（ショーケース等）についてのみフロン回収を行っています。

年度	回収台数		フロン 抜取量	備考
16	冷凍庫	11 台	5.0 kg	家電リサイクル法対象外品目により抜取りを実施 (不法投棄された業務用冷凍庫のみ)
17	冷凍庫	7 台	0.6 kg	家電リサイクル法対象外品目により抜取りを実施 (不法投棄された業務用冷凍庫のみ)
18	冷凍庫	3 台	0.7 kg	家電リサイクル法対象外品目により抜取りを実施 (不法投棄された業務用冷凍庫のみ)
19	冷蔵庫	1 台	0.3 kg	家電リサイクル法対象外品目により抜取りを実施 (不法投棄された業務用冷蔵庫のみ)
20	冷蔵庫	3 台	0.4 kg	家電リサイクル法対象外品目により抜取りを実施 (不法投棄された業務用冷蔵庫のみ)

(12) ごみ処分経費

(平成 20 年度)

項 目	金額 (千円)	摘要
人 件 費	2 0 7 , 4 5 4	職員 24 名分(社会保険等の事業主負担を含む。)
消耗品等	薬 剤 費	2 1 1
	修 繕 料	7 , 0 7 5 設備等修繕
光熱水費 及び燃料	電 気	1 , 9 1 7 センター受電電力量 692, 937kWh
	水 道	1 1 プラント水は主に井戸水使用、下水使用料を含む。
	灯 油	1 3 9 灯油 1.9 kℓ
	軽油及びガソリン	軽油 4, 603.5ℓ 、ガソリン 3, 631.6ℓ 外
委 託 料	1 , 0 1 0 , 2 6 8	
工 事 費	6 6 , 2 8 7	
そ の 他	1 4 , 9 3 0	総務費外
計	1 , 3 0 9 , 4 4 4	



(13) 年間処分経費の推移

年 度	金額 (千円)	搬入されたごみ 1 tあたりの 金額 (円)
16	1, 828, 173	13, 983
17	1, 712, 391	14, 431
18	1, 465, 207	12, 146
19	1, 604, 894	13, 800
20	1, 309, 444	12, 155

(14) 廃棄物処理手数料

(10kgあたり単価)

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	
		破碎	埋立
一般廃棄物	家庭系	50円	60円
	事業系	70円	80円
産業廃棄物	100円	120円	150円

※ 平成12年4月1日改正



VIII 資 料

1. 明石市地球温暖化対策実行計画の概要	99
2. 明石市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の概要	102
3. 環境行政関係条例等	105
明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例	
明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則	
明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例・施行規則	
明石市再生資源集団回収団体助成要綱	
明石市古紙集団回収業者協力金交付要綱	
カレットびん及びスチール缶に係る明石市集団回収業者助成金交付要綱	
4. 保有車両一覧表	147
5. 委託・許可業者一覧表	149
6. 年 表	153

VIII 資料

1. 明石市地球温暖化対策実行計画の概要

(I) 基本的事項

明石市地球温暖化対策実行計画は、市役所の事務事業によって排出される温室効果ガスを抑制するため、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律117号)第21条に基づき策定するものです。

1 目的

市役所は、市内でも規模の大きい事業所の1つです。その事務事業による温室効果ガスの排出量を抑制することで、地域に貢献しています。

また、市役所が地球温暖化対策を推進することで、市民や事業者の自主的な取り組みが促進されることを目的としています。

2 期間

計画の期間は、平成18(2006)年度から平成22(2010)年度の5年間とし、温室効果ガス排出量の削減目標に対する基準年度は平成17(2005)年度とします。

3 対象

市役所のすべての事務事業を対象とするため、市立病院、市立小・中学校等を含めたすべての組織や施設を対象とします。ただし、外部委託によって実施する事業については計画の範囲外とします。

算定対象とする温室効果ガスについては、以下のとおりです。

算定対象の温室効果ガス一覧表

種類	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	ごみの焼却、電気・都市ガスの使用など
メタン (CH ₄)	廃棄物の埋立、下水処理など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	汚泥の焼却、ごみの焼却、下水処理など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用
パーカーフルオロカーボン (PFC)	活動量の把握が困難であるため、算定対象外
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	

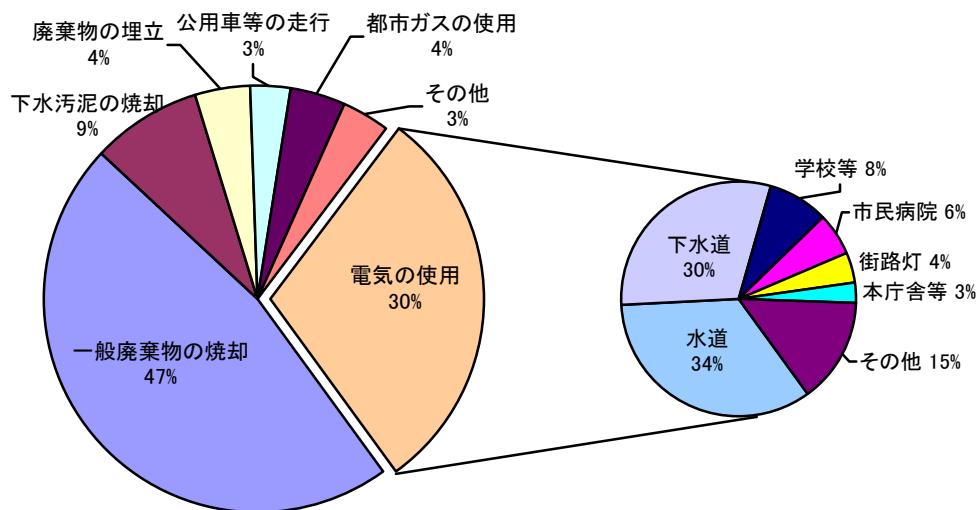
(II) 温室効果ガス排出量

1 基準年度(平成 17 年度)における排出量

市役所の事務事業に伴って排出される平成 17(2005)年度温室効果ガス排出量は、110,843t-CO₂です。

これを活動別にみると、市内の家庭や事業者から排出される一般廃棄物の焼却（大半が廃プラスチック類の焼却によるもの）によるものが 47%を、電気の使用によるものが 30%、以下、下水汚泥の焼却、都市ガスの使用、廃棄物の埋立などとなっています。

活動別排出割合(平成 17 年度)



このように市役所の事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量は、廃棄物の処理（焼却・埋立）と上下水の処理（浄水場・浄化センター等での電気の使用、汚泥焼却）によるものだけで全体の約 8 割を占めており、これらは市民や市内事業者の活動により大きく影響されます。

2 ごみ焼却によるエネルギー有効利用について

明石クリーンセンターでは、平成 11 年度以降、ごみの焼却により発生する熱を利用して発電し、施設内や周辺公共施設で使用しています。また、余剰電力を電力会社に売却しています。

平成 17 年度の発電量は約 41,600 千 kWh で、これを新たに電力会社で発電するためには、約 16,000 t - CO₂ の二酸化炭素が排出されることを考えると、同量の温室効果ガス削減に貢献し環境負荷の低減を図っています。

(III) 目標

1 温室効果ガス排出量の目標値

「平成 22(2010)年度における市役所の事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量を平成 17(2005)年度と比較して 6 %削減に努めること」を目標とします。

2 目標値設定の考え方

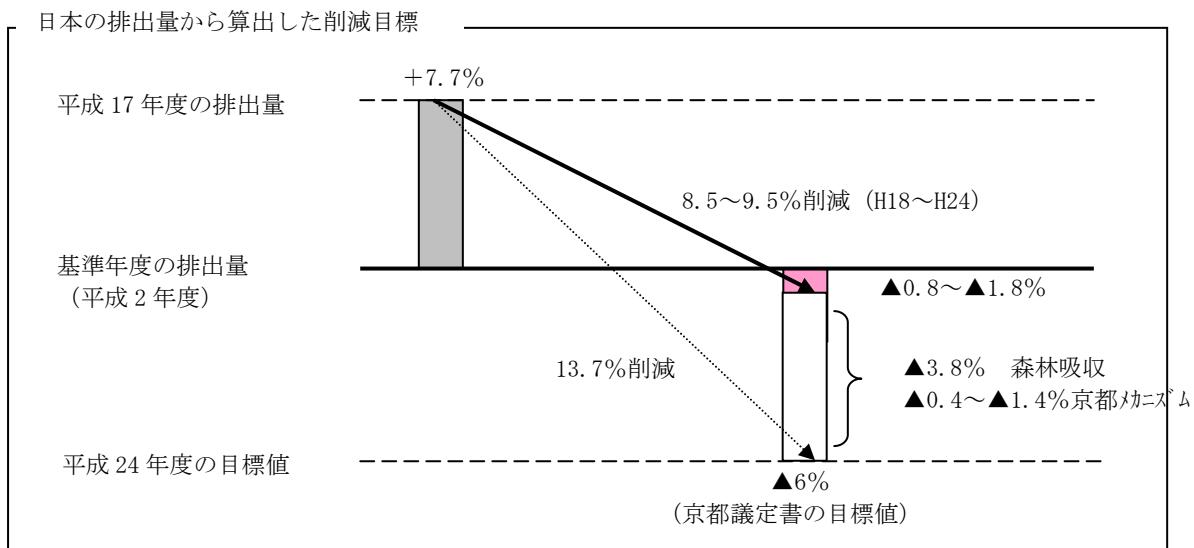
京都議定書で決められた日本の温室効果ガス排出量についての目標は、平成 20(2008)年から平成 24(2012)年の期間に、基準年である平成 2(1990)年から 6 %削減することですが、平成 17(2005)年度の温室効果ガス排出量は、基準年と比べ、7.7%増加しています。

このため、京都議定書を遵守するためには平成 17(2005)年度よりも 13.7%削減する必要があります。

京都議定書目標達成計画(平成 20 年 3 月 28 日閣議決定)では、6 %削減に向けた対策として、温室効果ガス排出抑制対策施策の推進により(0.8~1.8%)、森林吸収源(3.8%)、京都メカニズム(0.4~1.4%)を挙げています。エネルギーの使用抑制や廃棄物などの対策としては、平成 17(2005)年度より 8.5~9.5%の削減が必要となっています。

このような状況を考えると、市役所の事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量を平成 24(2012)年度までに平成 17(2005)年度比で 8.5%削減することが、最低限の達成目標であると考えられます。

そこで、平成 18(2006)年度から平成 24(2012)年度までの 7 年間で 8.5%削減することから、5 年間の目標値を 6 %削減($8.5\% \div 7 \text{ 年} \times 5 \text{ 年}$)とします。



2. 明石市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の概要（改定版）

1 計画改定（平成 19 年 3 月）の背景

平成 15(2003)年 2 月、持続可能な循環型のまちを目指すための新しいごみ減量システムの構築は、市民・事業者・行政のパートナーシップのしくみを模索し強化することにより実現していく必要があるという新たな視点のもと、明石市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

しかし、地球温暖化の急激な進展等地球規模の環境問題に加え、平成 19(2007)年度供用開始の新（第 3 次）最終処分場以降は市内で最終処分場の用地取得が極めて困難になるであろうという状況を踏まえ、循環型のまちへの転換をより一層推進するために、平成 17(2005)年度までの実績と平成 15 年 2 月策定の減量化目標の達成状況等を検証することにより、平成 19(2007)年 3 月、計画の改定を行いました。

2 計画の目標年度

計画の最終目標年度は、平成 32(2020)年度とし、第 1 次中間目標年度を平成 22(2010)年度に、第 2 次中間目標年度を平成 27(2015)年度と設定して、施策を推進していくこととしています。各目標年度には、具体的な数値である「ごみの減量化目標（ごみ発生量・リサイクル率・焼却量・最終処分量）」の達成状況を検証します。

なお、見直しは概ね 5 年ごととしますが、国における廃棄物行政や社会経済情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 ごみ処理基本方針

(1) 基本理念

「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」

(2) 基本原則

① 発生抑制優先の原則

第 1 にリデュース（発生抑制）、第 2 にリユース（再利用）、第 3 にリサイクル（再生利用）、第 4 にサーマルリサイクル（熱回収）をし、やむを得ず排出されるごみについては適正処理を優先順位とします。

② 総合的かつ強力なごみ処理マネジメントの原則

ごみとして出てきたものをただ焼却・処理する事業として捉える従来の廃棄物対策から、環境政策として認識し総合的かつ強力なごみ処理経営（マネジメント）にシフトしていきます。

③ 環境負荷低減の原則

リサイクルやごみ処理を進めていく上で、環境に与える影響を低減するため、適切、適正で効率的な施設運営と処理を行います。

④ 参加と共生のパートナーシップの原則

循環型社会の構築に向けて、市民・事業者は、従来の協力から主体的に参加することが求められます。また、行政は、適正な処理者という従来の役割にとどまらず、3R の推進者、コーディネーターの機能を発揮していきます。

(3) ごみの減量化目標

目標の設定については、活動の検証や見直しが可能なように、数値を採用しています。目標は平成 17(2005)年度を基準年とし、第 1 次中間目標年度の平成 22(2010)年度の減量化目標は次表のとおりです。

ごみ発生量	平成 22 年度のごみ発生量を平成 17 年度実績よりも 3% 削減する。
リサイクル率	平成 22 年度のリサイクル率を 26% にする。
焼却量	平成 22 年度焼却量を平成 17 年度実績よりも 12% 削減する。
最終処分量	平成 22 年度の最終処分量を平成 17 年度実績よりも 21% 削減する。

4 ごみ処理基本施策

基本方針の実現に向けて施策を推進していくこととしていますが、ここでは主なものを取り上げています。

(1) ごみ減量を進めるためのシステム整備

① 家庭系ごみ

ア. 家庭系ごみの分別の細分化

資源化可能な紙類の分別収集量拡大、プラスチック製容器包装分別収集モデル事業の全市展開に向けた検討、資源ごみの細分化の検討を行います。

イ. 生ごみ資源化の促進

生ごみは発生段階から抑制できるようエコクッキング等の啓発を実施します。そして、排出されたものについては、組成分析結果をみて生ごみ資源化のシステムの可能性を検討します。

ウ. 参加と共生のネットワークづくり

子供から高齢者まですべての市民の環境に対する社会意識を培うため、環境学習の推進、身近なリサイクル実践の場である集団回収の活動の拡充と活動団体の育成、ごみ減量推進員の配置を推進します。

② 事業系ごみ

ア. 多量排出事業者への指導

ごみ多量排出事業者に対する減量適正計画書及び廃棄物管理責任者選任届の提出と指導をします。

イ. ごみ減量マニュアルの改定

上記の新たな事業者への取り組みをすすめるなかで、『事業系ごみ減量マニュアル』を改定し、事業者間情報の交換を促進します。

ウ. 公共施設での取り組み

庁内古紙の回収量を向上させるとともに、学校での給食残飯の減量化・リサイクルの取

り組みを検討します。

(2) 環境負荷を低減した適正処理の推進

① 不法投棄対策の強化

家電リサイクル法に係る家電4品目だけでなく、それ以外の不法投棄に対する取り組みを、引き続き地域や関係機関と協力し合いながら推進します。

② ごみ処理事業の効率化と行政サービスの向上

ア. 環境事業指導員の配置

イ. ごみ収集車両の低公害車の計画的導入

ウ. ごみ処理経費の抑制

エ. ごみ収集における行政サービスの向上

(3) 施設整備の計画的推進

① 現（第2次）最終処分場の跡地利用の考え方

第2次最終処分場については、ほぼ埋立を完了しており、埋立物が安定するまでの間、適正な管理を行います。今後は、処分場の再整備を含めてあり方を検討します。

② 新（第3次）最終処分場の安定的利用と延命化

第2次最終処分場が満杯になるのを受け、第3次最終処分場については、第2次処分場の北側に整備されました。市域の狭い明石市にとって、第3次最終処分場以降市内で最終処分場の用地を確保することは非常に困難であるという状況を踏まえ、少しでも長く使い続けるため、「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち」への転換をより一層推進します。

(4) 計画のフォローアップ

この計画の進行管理として、P D C A（Plan-Do-Check-Action）サイクルによる環境マネジメントシステムを適用していきます。減量化施策の活動結果については公表し、明石市資源循環推進審議会へ進捗状況の報告をおこない、活動の評価を聴取し、意見を求めるものとします。

3. 環境行政関係条例等

◆ 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例

[平成 11(1999)年 6月 30 日制定]

本市の地域性を十分考慮しつつ、今日的課題である「地球環境問題」を視野にいれた共通の基本理念や基本方針等を定めるとともに、それにもとづく諸施策を効果的に推進するために制定しました。

これには、上記の内容のほかに、昭和 48(1973)年制定の「環境保全条例」から一部「生活環境の保全」を取り込むとともに全国的にも珍しい「夜間花火の規制」の条文を罰則付きで新たに加えました。

なお、基本条例の施行に伴い、前身である環境保全条例は廃止されました。

平成 17(2005)年 9月には、明石市環境審議会に関する規定を改正し、審議会委員に一般公募による市民委員を加えました。

◆ 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則

[昭和 46(1971)年 12月 24 日・平成 5(1993)年 7月 15 日制定]

法令の定めのあるもののほか、市内から発生する廃棄物の排出の抑制及び再生利用の促進並びにその適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）及び清掃について定め、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。市、事業者、市民等の責務をはじめ、一般廃棄物の処理手数料等について定めています。

◆ 明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例

[平成 11(1999)年 6月 30 日制定]

平成 11(1999)年 10月 1日から施行しました。

公共の場所での、飲食料缶、瓶、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くず、花火のもえかす等のポイ捨て、飼い犬のふん放置について防止するために、市、市民、事業者、所有者等が果たすべき責務並びに市民等の「ポイ捨て」や、飼い主の「犬のふん放置」行為を禁止することを定めています。

また、散乱防止重点区域として指定した区域内で（飲食料用）自動販売機により販売を行う事業者の設置届出、回収容器の設置等を義務付けています。

上記については、勧告、命令のほか、罰則規定を設けています。

この条例の制定の背景には、コンビニエンスストアや自動販売機の著しい普及等に見られる「便利さ」「使い捨て」の社会感覚の進展に伴って、駅前周辺・海岸などの公共の場所において「ポイ捨て」が後を絶たない実情や近年のペットブームにより、「飼い犬のふんの放置」の問題が地域で多発している現状があります。

これらは、基本的には個人のマナー・モラルに帰する問題であることは明らかですが、「罪悪感なく無意識のうちに」行われる現代社会の実情に対処すべく、規制的手段を用いることにより抑制を図るものです。

明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例

平成 11 年 6 月 30 日
条例第 22 号

改正 平成 17 年 3 月 29 日条例第 19 号

平成 19 年 3 月 29 日条例第 2 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 基本的施策（第 7 条—第 11 条）

第 3 章 効果的推進のための施策（第 12 条—第 23 条）

第 4 章 自然環境の保全及び創造

第 1 節 自然環境の保全及び創造に関する施策の推進（第 24 条—第 28 条）

第 2 節 保護地区等（第 29 条—第 35 条）

第 5 章 生活環境の保全

第 1 節 地下水の保全（第 36 条—第 39 条）

第 2 節 港湾の保全（第 40 条・第 41 条）

第 3 節 夜間花火の規制（第 42 条・第 43 条）

第 4 節 道路等の保全（第 44 条—第 46 条）

第 5 節 削除

第 6 節 空き地の適正管理（第 50 条・第 51 条）

第 6 章 環境審議会等（第 52 条—第 54 条）

第 7 章 補則（第 55 条・第 56 条）

第 8 章 罰則（第 57 条—第 60 条）

附則

人は、自然の恵みのもとで、生命をはぐくみ、様々な文化を築いてきた。

しかし、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、一方で、資源やエネルギーの大量生産、大量消費を伴い、環境への負荷を著しく増大させ、その影響は単に地域の環境にとどまらず地球の環境をも脅かしている。

もとより、すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、かつ、かけがえのない自然を回復し、再生し、又は代償措置を講じ、新しい生活様式をつくり出すなど環境を創造しながら、将来に引き継いでいく責務を担っている。

明石は、淡路島を臨み、明石海峡に面し、温暖な瀬戸内海型気候に属している。古くからの営みにより、豊かな文化と新鮮で豊富な魚を活かす漁業、多種な野菜を生産し大消費地に近い都市近郊型農業、機械等の製造など多様な産業のもとに繁栄し、多くの歴史的文化的遺産と水に親しむ海岸線、多くのため池などの風土を作ってきた。私たち市民は、環境が大気、水、土壤及び様々な生物の微妙な均衡と循環のもとに成り立っていること、そして自然はそれ自身に固有の価値と尊厳を有していることを深く認識し、環境を基調とした価値観に基づき行動する文化を築いていかなければならない。そして、市民が誇りうる都市として発展、成熟する中で、明石らしい風土を活かした豊かな環境の保全と環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会の実現に努めていきたい。

ここに、市民が参加し、連携し、協働することによって、人の営みと自然が共生し、健全で恵み豊かな環境を確保しつつ、そして魅力あふれる環境をはぐくむ明石をつくりあげ、これを次の世代に引き継ぐことを目指して、市民の総意としてこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の

支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接に関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他自然環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地域環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質又はこれによって汚染された物を除く。）をいう。
- (5) 環境マネジメントシステム 事業者が、自主的にその事業活動に係る環境の保全に関する方針を策定し、目標を設定し、及び計画を作成し、並びにこれを実行し、並びに環境監査によりその実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続をいう。
(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境の確保がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵澤を享受することができるよう積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより推進されなければならない

ない。

- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力、連携して推進されなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。
(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を定め、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自ら行う事業の実施に当たっては、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市の施策を定め、及び実施するに当たって、環境の保全及び創造に配慮するものとする。
- 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策については、国、兵庫県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止、自然環境の適正な保全、環境への負荷の低減等環境の保全及び創造に係る必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(市民参加等)

第6条 市は、事業者、市民及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）の参加、協力等により、それらの環境の保全及び創造に関する活動の方策並びに市の施策等が効果的に推進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、市、事業者、市民及び民間団体が、地域の環境の保全及び創造並びに地球環境の保全に関して、相互の連携を深め、協働した行動等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 基本的施策

(環境基本計画の策定)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する施策の目標及び大綱

(2) 市、事業者及び市民が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針（以下「環境行動指針」という。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、明石市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第8条 市長は、市の施策を定め、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めるものとする。

2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(環境行動指針への適合)

第9条 事業者及び市民は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境行動指針に適合させるよう努めなければならない。

(環境影響評価)

第10条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業で、環境への負荷の大きい事業を行おうとする事業者が、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮すること（以下「環境影響評価」という。）が、健全で恵み豊かな環境を確保する上で極めて重要であることから、環境影響評価を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、豊かな環境の保全及び創造を図る見地から、必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

(地球環境保全への貢献)

第11条 市は、地域の環境の保全及び創造を通じて地球環境保全に貢献することを基本と

- して、事業者及び市民と協働して地球環境保全に関する施策を推進するものとする。
- 2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 効果的推進のための施策 (規制の措置)

- 第12条** 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育等の充実)

- 第13条** 市は、事業者及び市民が環境について关心と理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を増進するように、教育の充実及び学習の促進、知識の普及等の啓発活動の充実、人材の育成、事業者及び市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(自発的な活動の支援)

- 第14条** 市は、事業者、市民及び民間団体が自発的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、これらの活動に対する助成、顕彰の実施その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(エネルギーの合理的かつ効率的利用の促進等)

- 第15条** 市は、環境への負荷を低減するため、事業者及び市民によるエネルギーの合理的かつ効率的利用及び資源の循環的利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷を低減するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、エネルギーの合理的かつ効率的利用、資源の循環的利用及び廃棄物の

発生の抑制に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

- 第16条** 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

- 第17条** 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(年次報告)

- 第18条** 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、毎年、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等についての報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、これを公表するものとする。

- 2 市長は、年次報告書について審議会の意見を聞くものとする。この場合において、市長は、当該意見の趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施)

- 第19条** 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、必要な調査研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

- 第20条** 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(協定)

- 第21条** 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造のため、必要と認める場合は、事業者に対し、この条例の施行について必要な協定の締結をすることができる。

- 2 事業者は、前項の規定による協定の締結の請求があった場合は、これに応ずるように努めなければならない。

3 市長は、前2項の規定により協定を締結したときは、当該協定の内容を速やかに公表するものとする。
(経済的措置等)

第22条 市は、事業者、市民及び民間団体が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する活動を促進するため、特に必要があると認めるときは、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るために、適正な経済的負担を事業者及び市民に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境マネジメントシステムの導入の促進)

第23条 市は、事業者がその事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、環境マネジメントシステムの導入の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市は、自らも事業者としての立場を考慮して率先して行うものとする。

第4章 自然環境の保全及び創造

第1節 自然環境の保全及び創造に関する施策の推進

(自然環境の保全及び創造)

第24条 市、事業者及び市民は、自然と人間の共生のため、それぞれの責務を自覚し、多様な自然環境の保全及び創造に努めなければならない。
(土地の形状の変更等を行う事業者の配慮義務)

第25条 土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者は、その事業の実施に当たって策定する計画について、あらかじめ、その事業に係る自然環境の保全について適正な配慮をしなければならない。
(緑化の推進)

第26条 市は、その管理する道路、公園、広場その他の公共施設において、樹木及び草花

の植栽に努めるものとする。

2 事業者及び市民は、その所有し、又は占有する土地において、樹木及び草花の植栽に努めなければならない。
(生き物の生息が可能な環境の保全及び創造)

第27条 市及び事業者は、生き物の多様な生息空間を確保するため、生き物の生息が可能な環境の保全及び創造に努めなければならない。

(海浜の保全)

第28条 市は、生き物の貴重な生息空間を保全するため、関係機関と協力して市域に存する海浜（防潮堤から水際線までの砂浜又は干潟をいう。）の適正な保全に努めるものとする。

第2節 保護地区等

(保護地区等の指定)

第29条 市長は、良好な自然環境を確保するため、必要と認める地区又は樹木を保護地区若しくは保護樹木又は保護樹林（以下「保護地区等」という。）として指定することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する地域については、指定しないものとする。

(1) 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下この項において「県条例」という。）第89条第1項に規定する自然環境保全地域

(2) 県条例第95条第1項に規定する環境緑地保全地域

(3) 県条例第104条第1項に規定する指定野生動植物種保存地域

2 前項に規定する保護地区等の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自然保護地区（樹林、河川、池沼及び草原の所在する地域であって、良好な自然環境を維持するため保全することが必要な地区をいう。）

(2) 生物保護地区（野生生物の生息地（渡来地及び繁殖地を含む。）又は植物の生息地であって、当該野生動物又は植物の保護又は繁殖を図るため保全が必要な地区をいう。）

- (3) 保護樹木（市街地又はその周辺に所在する樹木であって、美観風致を維持するため保全することが必要な樹木をいう。）
- (4) 保護樹林（市街地又はその周辺の景観の優れた樹林であって、良好な自然環境の確保と市街地における美観風致を維持するため保全することが必要な樹林で樹木10本以上の集団をいう。）
- 3 市長は、保護地区等を指定しようとするときは、当該保護地区等の所有者又は占有者の意見を聞くものとする。この場合において、自然保護地区及び生物保護地区については、当該意見聴取後、指定する前に審議会の意見を聞くものとする。
- 4 市長は、自然保護地区又は生物保護地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。
- 5 前項の規定による告示があったときは、縦覧に供された案について意見のある者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日を経過する日までに、当該案について市長に意見書を提出することができる。
- 6 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、自然保護地区又は生物保護地区を指定する前に当該意見書に係る審議会の意見を聞くものとする。
- 7 市長は、保護地区等を指定したときは、規則で定めるところにより告示するものとする。
- 8 保護地区等の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

（指定の解除及び変更における準用）

第30条 前条第3項、第7項及び第8項の規定は保護地区等の指定の解除及び変更について、同条第4項から第6項までの規定は自然保護地区又は生物保護地区の区域の拡張について、それぞれ準用する。

（標識の設置）

第31条 市長は、保護地区等を指定したときは、その敷地内に当該保護地区等である旨を表示した標識を設置するものとする。ただし、保護樹木については、樹木ラベル等簡易

な標識に替えることができる。

- 2 前項に規定する敷地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、同項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
（生物保護地区における行為の制限）
- 第32条** 何人も、生物保護地区内においては、市長が指定する動植物（卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合
 - (2) やむを得ず人の生命又は身体の保護を行うためにする場合
 - (3) 市長が特に必要と認めて許可した行為で規則で定めるものを行うためにする場合
- 2 市長は、前項第3号の規定による許可には、自然環境を保全するために必要な限度において、条件を付することができる。
- 3 第1項第1号又は第2号に規定する行為を行った者は、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。
- 4 第29条第3項、第7項及び第8項の規定は、第1項の規定による動植物の指定について準用する。
（中止命令等）

第33条 市長は、自然環境を保全するため、特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定により付した許可の条件に違反した者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復により難い場合に、これに代わる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（保護地区等に係る行為の制限等）

第34条 自然保護地区及び生物保護地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、

あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された日前に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
 - (3) 土石類を採取すること。
 - (4) 水面を埋立てること。
 - (5) 木竹を伐採すること（当該木竹が第32条第1項に規定する「市長が指定する動植物」に該当する場合を除く。）。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為として規則で定めるもの
- 2 保護樹木又は保護樹林（以下「保護樹木等」という。）について、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、保護樹木等が指定された日前に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。
- (1) 保護樹木等の保全に影響を及ぼすおそれのある行為（以下この条において「特定行為」という。）として建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 保護樹木等を伐採し、損傷し、又は移転すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特定行為として規則で定めるもの
- 3 市長は、前2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為をしようとする区域（その周辺の区域を含む。）における保護地区等の保全のために必要と認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出があった日から起算して30日以内に限り、当該保護地区等の保全のために必要な限度において、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、実地の調査をす

る必要があるとき、その他前項の期限内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、当該理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合において、同項の期間内に、第1項又は第2項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知するものとする。

- 5 第1項又は第2項の届出をした者は、当該届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 6 市長は、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるとときは、前項の期間を短縮することができる。
- 7 市長は、自然環境の保全のために必要があると認めるとときは、第1項又は第2項の規定による届出をせず、当該各項に定める行為をした者又は第3項の規定による処分に違反した者に対し、当該行為の中止若しくは計画の変更を命じ、又は相当の期限を定めて、原状の回復を命じ、若しくはこれにより難い場合に、これに代わる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 8 第1項ただし書又は第2項ただし書に規定する非常災害のために必要な応急措置としての行為を行った者は、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。
- 9 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保護地区等の保存に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものについては、第1項、第2項及び前項の規定は、適用しない。
- 10 第1項又は第2項に規定する行為をすることについて、次に掲げる法律等による許可を受け、又は届出をした者については、第1項又は第2項の規定は、適用しない。
 - (1) 森林法（昭和26年法律第249号）
 - (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）
 - (3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）
 - (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
 - (5) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）
 - (6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）
 - (7) 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）

(8) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）
11 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項又は第2項の届出を要しない。この場合において、当該行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知するものとする。

（保護樹木等の所有者等の保全義務等）

- 第35条** 保護樹木等の所有者又は占有者（以下この条において「所有者等」という。）は、保護樹木等の保全に努めなければならない。
- 2 所有者等に変更があったときは、変更後の所有者等は、遅滞なくその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 3 保護樹木等が滅失し、又は枯死したときは、その所有者等は、遅滞なくその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第5章 生活環境の保全

第1節 地下水の保全

（取水基準の遵守）

第36条 井戸（動力を用いて地下水を取水する施設のうち、規則で定めるものをいう。以下同じ。）を設置している者は、規則で定める取水基準を遵守し、適正に地下水の取水をしなければならない。

（井戸の設置等の届出）

第37条 井戸を設置しようとする者は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

- 2 井戸を設置している者で、規則で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。
- 3 井戸を設置している者は、規則で定めるところにより、当該井戸の現況を市長に届け出なければならない。
- 4 第1項の届出をした者が、当該届出に係る氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）等に変更のあったとき、又は同項の届出に係る井戸を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（完了届及び認定）

第38条 前条（第3項を除く。）の届出をした者は、当該届出に係る井戸の設置又は変更の工事が完了したときは、その日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る井戸が届出の内容に適合しているかどうかについて検査し、その結果適合していると認めるときは、その旨認定するものとする。

（改善命令等）

第39条 市長は、井戸を設置している者が、第36条の規定に違反していると認められるときは、その者に対し、期限を定めて、取水量の制限その他地下水源の保全上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、その者に対し、当該井戸による取水の停止を命ずることができる。

第2節 港湾の保全

（港湾事業者の責務）

第40条 港湾施設を利用して事業活動を行う者（以下「港湾事業者」という。）は、岸壁、物揚場、施設内道路その他の港湾施設又は海面に貨物、荷役用具、廃棄物その他のもの（以下「貨物等」という。）が脱落し、散乱し、又は飛散するのを防止し、常に港湾環境を清潔に保持するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 港湾事業者は、貨物等の保管又は荷役作業に伴い、騒音等により隣接する地域の良好な環境を侵害するおそれがある場合には、これを防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 3 港湾事業者は、車両等により貨物等を搬出する場合において、騒音等により港湾施設に隣接する地域又は港湾施設に通じる道路の周辺地域の良好な環境を侵害するおそれがあるときは、これを防止するため必要な措置を講じなければならない。

（勧告及び命令）

第41条 市長は、前条の規定に違反して、公共の場所の良好な環境を侵害していると認められる者に対し、当該公共の場所の管理者と連携してその違反を是正するため、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第3節 夜間花火の規制

(禁止等)

第42条 市民等（市民及び本市の区域内に滞在する者をいう。）は、海岸（護岸より水際線までの海浜地をいう。）その他の公共の場所において、夜間（午後10時から日の出までの時間をいう。第3項において同じ。）における花火（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発又は燃焼をいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の行為をすることができる。

(1) 法令による許認可を受けた場合

(2) その他市長が特に支障がないと認めた場合

3 市長は、生活環境の保全上著しく支障があり、夜間における花火（以下「夜間花火」という。）を禁止する必要があると認める区域を夜間花火禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

4 第29条第7項及び第8項の規定は、前項に規定する区域の指定について準用する。この場合において、区域の解除及び変更若しくは拡張についても同様とし、「保護地区等」とは、「禁止区域」と読み替えるものとする。

(勧告及び命令)

第43条 市長（市長から委任された者を含む。）は、禁止区域内において、夜間花火をした者に対し、花火の中止その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第4節 道路等の保全

(反復運搬の届出)

第44条 同一の道路（市の管理する道路に限る。次項及び次条において同じ。）を反復して規則で定める一定量以上の土砂、がれき、廃材、資材等を自動車で運搬する者又は運搬させる者は、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する者は、当該運搬に係る土砂、がれき、廃材、資材等を路上に脱落し、散乱し、及び道路に隣接する地域の良好な環境を侵害しないように必要な措置を講じなければならない。

(工事施行者の義務)

第45条 土木工事、建築工事、その他の工事を行う者は、当該工事に際し土砂、がれき、廃材、資材等が道路、河川その他の公共の場所に飛散し、脱落し、流失し、若しくは堆積して良好な生活環境を損ねないように、これらの物を適正に管理し、又は処理しなければならない。

(勧告及び命令)

第46条 市長は、第44条又は前条の規定に違反して、公共の場所の良好な環境を侵害していると認められる者に対し、当該公共の場所の管理者と連携してその違反を是正するため、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第5節 削除

第47条から第49条まで 削除

第6節 空き地の適正管理

(空き地の管理義務)

第50条 空き地（宅地化された状態の土地その他の土地で現に使用されていないもの（物置場、駐車場等に利用されている場合を含む。）をいう。以下同じ。）の所有者又は占有者（以下この節において「所有者等」という。）は、当該空き地に繁茂した雑草若しくは枯れ草又は投棄された廃棄物を除去するとともに、廃棄物が投棄されることを防止する措置を講ずる等近隣住民の生活環境を害しないように当該空き地を適正に管理しなければならない。

2 空き地の所有者等は、当該空き地を物置場、駐車場等として利用し、又は利用させて

いる場合は、当該空き地に置かれた物により、近隣住民の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は生活環境を悪化させないように当該空き地を適正に管理しなければならない。

3 空き地の所有者等は、規則で定める必要事項等を記載した標識を当該空き地の見やすい場所に設置しなければならない。

(勧告及び命令)

第51条 市長は、空き地の所有者等が前条第1項の規定に違反して、当該空き地の近隣住民の生活環境を著しく害していると認められるとき、又は同条第2項の規定に違反して、近隣住民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあると認められるとき、若しくは生活環境を著しく悪化させていると認められるときは、当該所有者等に対し、雑草、枯れ草、廃棄物又は置かれた物の除去その他その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第6章 環境審議会等

(環境審議会)

第52条 市長の附属機関として、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 保護地区等の指定に関すること。
- (3) 年次報告に関すること。
- (4) 前3号に規定するほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員18人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者

- (2) 市議会議員

(3) 事業者及び市民の自主的団体の推薦を受けた者

(4) 市その他関係行政機関の職員

(5) 一般公募により選出された市民

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるものほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(協働のための組織)

第53条 市は、第6条に規定する市民参加等を効果的に推進するように協働のための組織を置くことができる。

(推進体制の整備)

第54条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の総合的な調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

第7章 補則

(立入調査等)

第55条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に土地又は建物に立ち入り、当該土地若しくは建物又は当該土地若しくは建物において行われる行為の状況を調査させ、若しくは検査し、又は関係者に対し、必要な指示若しくは指導を行わせることができる。ただし、建物に立ち入る場合は、あらかじめ、立ち入り建物の居住者の承認を得るものとする。

2 前項の規定により他人の土地又は建物に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第32条第1項本文又は第34条第5項の規定に違反した者
- (2) 第32条第2項の規定による許可に付された条件に違反した者
- (3) 第34条第3項若しくは第7項又は第39条第2項の規定による命令に違反した者

第58条 次のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第34条第1項若しくは第2項又は第37条第1項、第2項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第39条第1項、第41条、第43条、第46条又は第51条の規定による命令に違反した者
- (3) 第55条第1項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第31条第3項の規定に違反した者
- (2) 第32条第3項、第34条第8項、第35条第2項若しくは第3項、第37条第4項、第38条第1項又は第44条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(両罰規定)

第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章第3節の規定は、平成12年4月1日から施行する。
(明石市環境保全条例の廃止)
- 2 明石市環境保全条例（昭和48年条例第47号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に設置されている明石市環境保全審議会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の直近の委員委嘱の日まで、この条例第52条に規定する審議会とみなす。
- 4 施行日前に旧条例の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によつしたものとみなす。
- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月29日条例第19号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年9月28日条例第51号）

この条例は、平成18年2月1日から施行する。ただし、第34条第10項第5号及び第55条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

○明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

〔昭和46年12月24日
条例 第 57号〕

改正	昭和48年3月31日条例第10号	昭和50年3月27日条例第10号
	昭和51年3月30日条例第9号	昭和51年12月27日条例第40号
	昭和57年3月31日条例第9号	昭和60年3月28日条例第12号
	平成4年3月26日条例第22号	平成5年7月15日条例第21号
	平成9年3月31日条例第8号	平成11年12月24日条例第40号
	平成14年3月27日条例第14号	平成16年3月24日条例第11号
	平成17年9月28日条例第50号	平成21年3月30日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、法令の定めのあるものほか、市内から発生する廃棄物の排出の抑制及び再生利用の促進並びにその適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等をいう。以下同じ。）及び清掃について定め、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

2 前項に定めるものほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (3) 処理施設 市が一般廃棄物を処理するための施設をいう。

(市長の責務)

第2条の2 市長は、一般廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、市民及び事業者の自主的な活動を促進し、かつ、意識の啓発を図るよう努めなければならない。
(事業者の責務)

第3条 事業者は、その製造、加工、販売等の事業活動によって生じた廃棄物の再生利用を図るなど、廃棄物の減量に努めるとともに、その事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないような措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動により生じた廃棄物について、自ら処理したい場合においても、共同による処理又は必要な技術開発等に努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるものほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。
(清潔の保持)

第4条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には管理者とする。以下この条において「占有者等」という。）は、当該地に面する歩道及び側溝の清掃を行うなど、その清潔の保持に努めなければならない。

2 占有者等は、境界に囲を設ける等廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

3 動物を飼育する者は、飼育場所等の清潔を保持し、害虫の駆除及び悪臭の防止に努めなければならない。

4 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに市長に通報しなければならない。

5 市長は、占有者等及び動物を飼育する者が第1項から第3項までの規定に違反し、生活環境の保全上支障があると認めるときは、当該占有者等及び動物を飼育する者に対し、その改善その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(市民の責務)

第5条 市民は、一般廃棄物の排出を抑制し、生活環境の保全上支障のない方法で再生利用又は自ら処分すること等により一般廃棄物の減量に努めるとともに、再生利用又は自ら処分しない一般廃棄物については、その種別ごとに容器等に分別し、所定の場所に集めるなど、市長の指示する方法に従い、排出しなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に關し、本市の施策に協力しなければならない。

(資源循環推進審議会)

第5条の2 一般廃棄物の減量及び再生利用等の促進に関する事項を審議するため、市長の附屬機関として、明石市資源循環推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、又は審議し、答申するものとする。

- (1) 一般廃棄物の処理に関する基本的な計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量及び再生利用等の促進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要あると認める事項

3 審議会は、一般廃棄物の減量及び再生利用等の促進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者の代表者
- (3) 連合自治協議会及びごみ減量推進員会議の代表者
- (4) 一般公募により選出された市民

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(一般廃棄物処理計画)

第6条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとする。

2 前項の計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画とする。

3 市長は、第1項の計画を定めたとき及びその計画に大きな変更を生じたときは、これを告示するものとする。

(事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者の義務)

第6条の2 事業用の建築物で規則で定めるもの（以下「事業用建築物」という。）の所有者若しくは占有者（以下「所有者等」という。）又は事業用建築物の所有者等以外の者で市長が事業系一般廃棄物を多量に排出すると認めるもの（以下「廃棄物多量排出事業者」という。）は、別に定めるところにより、それぞれ当該事業用建築物又は廃棄物多量排出事業者が所有し、若しくは占有する建築物等（以下「事業用建築物等」という。）から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 市長は、前項の計画書に関し、事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正処理のため必要があると認めるときは、事業用建築物の所有者等又は廃棄物多量排出事業者に対し、期限を定めて、当該計画書の変更を指示することができる。

3 事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者は、事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、

事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(勧告等)

第6条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、その改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 前条第1項又は第3項の規定に違反した者

(2) 前条第2項の規定による指示に従わない者

2 市長は、前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該事業用建築物等から排出される事業系一般廃棄物の処理施設への受入れを拒否することができる。

(家庭系一般廃棄物の処理)

第7条 市民は、一般廃棄物処理計画に従い行われる家庭系一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 特別管理一般廃棄物

(2) 毒性を有するもの

(3) 危険性を有するもの

(4) 引火性を有するもの

(5) 火気のあるもの

(6) 著しい悪臭を発するもの

(7) 多量の汚水を排出するもの

(8) 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具

(9) 前各号に定めるもののほか、市の処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれがあるものとして規則で定めるもの

2 市民は、前項各号に掲げるものを家庭系一般廃棄物として処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第8条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準等により、その種類ごとに、生活環境の保全上支障が生じない方法で処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、法第7条に規定する一般廃棄物を収集し、運搬し、若しくは処分することのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者は、その事業系一般廃棄物を法第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）に収集させるに際し、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。

(処理施設への一般廃棄物の搬入等)

第8条の2 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市民又は事業者（一般廃棄物収集運搬業者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項各号に掲げる一般廃棄物を処理施設に搬入してはならない。

3 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、搬入できる一般廃棄物の種類、性状等について、市長の定める受入基準及び市長の指示に従わなければならない。

4 市長は、市民若しくは事業者の搬入した一般廃棄物が前項の受入基準に適合しないことが判明したとき、又は市民若しくは事業者が同項の指示に従わないときは、当該一般廃棄物を処理施設に受け入れることを拒否し、当該一般廃棄物を持ち帰らせることができる。

(適正処理困難物の指定等)

第8条の3 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合に市の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう指示することができる。
- 3 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。
- 4 市民は、事業者の行う適正処理困難物の回収等に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、一般廃棄物の処理について別表第1に定める手数料を徴収するものとする。

2 一般廃棄物の処理について特別の取扱い又は困難を伴う事情があるときは、市長の認定により前項の手数料の金額に5割を加算することができる。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第10条 市長は、天災その他特に事情があると認めたときは、前条の手数料を減免することができる。

(市が処分する産業廃棄物)

第11条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で規則で定める。

2 第8条の2（第2項を除く。）の規定は、前項の規定に基づき市が産業廃棄物を処分する場合について準用する。

(産業廃棄物の処分費用)

第12条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分費用は、別表第2のとおりとする。

2 第9条第2項の規定は、前項の費用について準用する。

(一般廃棄物処理業等の許可申請等)

第13条 法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項並びに第7条の2第1項に規定する許可又は浄化槽法第35条第1項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請又は許可証の再交付の際に地方自治法第227条の規定により、別表第3の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

3 既納の手数料は、還付しない。

(報告の徴収)

第14条 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他の関係者に対し、一般廃棄物の減量化及び適正な処理のために必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第15条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に、廃棄物の減量及び適正な処理を目的として、必要と認める土地又は建物に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に改正前の明石市清掃条例第6条の規定によりなされた汚物取扱業の許可又は許可の申請は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定によりなされた廃棄物の処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可又は許可の申請とみなす。

附 則（昭和48年3月31日条例第10号）

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 3 月 27 日条例第 10 号）

この条例は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 9 号）

この条例は、昭和 51 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 12 月 27 日条例第 40 号）

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和 52 年 2 月規則第 2 号で、同 52 年 3 月 1 日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 11 条の規定によりなされた廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可は、改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 13 条の規定によりなされた一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可とみなす。

附 則（昭和 57 年 3 月 31 日条例第 9 号）

この条例は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 28 日条例第 12 号）

この条例は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 26 日条例第 22 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中動物の死体の処理に係る手数料の額の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた一般廃棄物の処理又は産業廃棄物の処分に係る手数

料又は処分費用について適用し、施行日前に行われた一般廃棄物の処理又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 7 月 15 日条例第 21 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 13 条第 1 項の許可で、次の表の左欄に掲げるものを受けている者は、この条例の施行の日にそれぞれ同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 13 条第 1 項の許可を受けている者とみなす。

一般廃棄物（改正前の条例第 2 条第 3 号に定める一般廃棄物をいう。以下同じ。）の収集及び運搬のみの業に係る改正前の条例第 13 条第 1 項の許可	改正後の条例第 13 条第 1 項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の許可
一般廃棄物の収集、運搬及び処分の業に係る改正前の条例第 13 条第 1 項の許可	改正後の条例第 13 条第 1 項に規定する法第 7 条第 1 項及び第 4 項の許可

附 則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中尿の処理に係る手数料の額の改正規定は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 12 月 24 日条例第 40 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 13 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料について適用し、同日前に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 3 月 27 日条例第 14 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の相当規定によつしたものとみなす。

附 則（平成 16 年 3 月 24 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 28 日条例第 50 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表明石市環境審議会委員の項の次に次のように加える。

明石市資源循環推進審議会会長	〃	10,600 円	〃
明石市資源循環推進審議会委員	〃	9,800 円	〃

附 則（平成 21 年 3 月 30 日条例第 15 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現在在任している市議会議員のうちから委嘱された委員は、この条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 5 条の 2 第 5 項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。

別表第 1（第 9 条関係）

一般廃棄物処理手数料

区分	種別		単位	手数料
市が収集、運搬及び処分するとき	し尿	定額	普通便槽の家庭	1 回につき 400 円
			加水構造式便槽の家庭	1 回につき 800 円
		事業所等	1 回の収集量が 200 t 以下のもの	1 回につき 800 円
			1 回の収集量が 200 t を超えるもの	20 t 100 円
		従量	1 回の収集量が 300 t 以下のもの	1 回につき 3,000 円
	仮設便所		1 回の収集量が 300 t を超えるもの	1 回につき 5,000 円
			動物の死体	1 体 2,000 円
			一般家庭から排出される粗大ごみで規則で定めるもの	品目ごと 4,800 円以内で品目ごとに規則で定める額
			市長の指示する場所へ搬入するとき	净化槽汚泥
			可燃ごみ	家庭系 10 kg 50 円
別表第 2			事業系	10 kg 70 円
不燃ごみ	破碎	家庭系	10 kg 60 円	
		事業系	10 kg 80 円	
	埋立	家庭系	10 kg 60 円	

		事業系	10 kg	100 円
--	--	-----	-------	-------

備考

- 1 単位未満の端数のあるときは、1単位に切り上げる。
- 2 事業所等及び仮設便所の範囲は、規則で定める。
- 3 不燃ごみとは、可燃ごみ以外で、処理に当たって破碎選別処理が必要なもの及び埋立処理が可能なものをいう。
- 4 家庭系とは、第2条第2項第1号に規定する家庭系一般廃棄物をいう。
- 5 事業系とは、第2条第2項第2号に規定する事業系一般廃棄物をいう。

別表第2（第12条関係）

産業廃棄物処分費用

種別	単位	費用
可燃ごみ	10 kg	100 円
不燃ごみ	破碎	120 円
	埋立	150 円

備考

- 1 単位未満の端数のあるときは、1単位に切り上げる。
- 2 不燃ごみとは、ガラスくず及び陶磁器くずその他市長が定めるもの

別表第3（第13条関係）

許可申請等手数料

手数料を徴収する事務	名称	金額
(1) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	2万円
(2) 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	2万円
(3) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	2万円

(4) 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	2万円
(5) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	2万円
(6) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	2万円
(7) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可証の再交付	一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	1万円
(8) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可証の再交付	一般廃棄物処分業許可証再交付手数料	1万円
(9) 凈化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	2万円
(10) 凈化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可証の再交付	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	1万円

○明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

〔 平成 5 年 7 月 15 日
規 則 第 40 号 〕

改正 平成 7 年 6 月 26 日規則第 21 号	平成 7 年 12 月 14 日規則第 32 号
平成 9 年 6 月 5 日規則第 25 号	平成 10 年 3 月 30 日規則第 7 号
平成 11 年 12 月 24 日規則第 57 号	平成 14 年 5 月 31 日規則第 37 号
平成 16 年 3 月 25 日規則第 5 号	平成 16 年 4 月 1 日規則第 29 号
平成 16 年 10 月 25 日規則第 46 号	平成 18 年 1 月 5 日規則第 1 号
平成 21 年 3 月 23 日規則第 21 号	平成 21 年 3 月 31 日規則第 52 号

目次

124

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 明石市資源循環推進審議会（第 2 条の 2—第 2 条の 8）
- 第 3 章 ごみ減量推進員（第 2 条の 9—第 2 条の 11）
- 第 4 章 一般廃棄物の適正処理（第 3 条—第 5 条の 2）
- 第 5 章 一般廃棄物処理手数料等（第 6 条—第 9 条）
- 第 6 章 産業廃棄物の処分（第 10 条—第 12 条）
- 第 7 章 一般廃棄物処理業等（第 13 条—第 17 条）
- 第 8 章 雜則（第 18 条—第 20 条）

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 46 年条例第 57 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例における用語の例による。

第 2 章 明石市資源循環推進審議会

(審議会の会長及び副会長)

第 2 条の 2 明石市資源循環推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 2 条の 3 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 審議会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第 2 条の 4 審議会の庶務は、環境部資源循環課が行う。

(委任)

第 2 条の 5 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(市民公募に関する基本的事項)

第 2 条の 6 審議会の委員に応募することができる市民は、18 歳以上の市内在住の者（外国人登録をしている者を含む。）で、既に他の審議会の委員の職にない者とする。ただし、審議会における会議の効果的な運営又は委員の専門性、継続の必要性の観点等から、市長が必要と認める場合には、この限りでない。

2 公募する委員の人数は、原則として3人以上とし、審議会における他の委員の人数との均衡に配慮して決定するものとする。

(募集方法)

第2条の7 市民公募を実施する場合には、広報紙等により周知し、幅広い市民の参画が得られるよう配慮するものとする。

2 広報紙等による周知項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審議会の名称
- (2) 審議会の設置目的
- (3) 審議事項
- (4) 会議の開催回数等
- (5) 報酬の有無
- (6) 公募人数及び資格要件
- (7) 選任の時期及び任期
- (8) 選考方法（小論文、面接等）
- (9) その他必要と認める事項

(選考方法)

第2条の8 公募委員の選考方法は、次の各号に掲げるもののうちから審議会の設置目的、性格等を考慮して決定するものとする。

- (1) 小論文による選考
- (2) 書類審査による選考
- (3) 面接による選考

2 選考審査については、別に定める審査基準により、公正かつ適正に行うものとする。

3 選考結果については、応募者全員に通知するものとする。

第3章 ごみ減量推進員

(ごみ減量推進員)

第2条の9 市長は、一般廃棄物の減量、再生利用の促進及び適正な処理その他環境美化衛生について、地域との連携を保ちつつ推進するとともに、市民のごみ問題に対する意識の高揚を図るため、そのことについて理解と熱意のある者のうちから、ごみ減量推進員を委嘱することができる。

2 ごみ減量推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動)

第2条の10 ごみ減量推進員は、市民と行政をつなぐ地域の指導者として、次の活動を行う。

- (1) 一般廃棄物の減量、再生利用の指導及び推進
- (2) 資源物（廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することを目的として市長が行う廃棄物等の収集において、分別して収集する物をいう。以下同じ。）の再生利用の推進
- (3) 不法投棄の防止、発見及び市への通報
- (4) 地域の清潔の保持
- (5) その他一般廃棄物の減量及び資源物の再生利用のための市の施策への協力

(解任)

第2条の11 市長は、ごみ減量推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、任を解くことができる。

- (1) 居住地区から転出したとき。
- (2) ごみ減量推進員が辞退を申し出たとき。
- (3) 心身の故障のため、任務の遂行に支障があると認めるとき。
- (4) 生活環境の保全及び公衆衛生の向上に反する行為をしたとき又はごみ減量推進員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が任を解く必要があると認めるとき。

第4章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の処理の申し込み)

第3条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分をしようとする者は、次に掲げる区分及び方法により、あらかじめ市長にその旨を申し込まなければならない。

(1) 口頭等により行うもの

- ア 粗大ごみ
- イ 犬猫等の小動物の死体
- ウ 臨時にくみ取りを必要とするし尿

(2) 自治会等を通じて行うもの 屋外一斉清掃に伴う土砂等

(事業用建築物)

第4条 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める事業用建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(事業用建築物所有者等及び多量排出事業者の計画書)

第4条の2 条例第6条の2第1項に規定する事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者は、毎年5月31日までに、その年の4月1日から翌年の3月31日までの間における事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、次に掲げる事項を記載した計画書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2) 事業用建築物等の名称及び所在地

(3) 事業系一般廃棄物の発生量の見込み及び処理の方法

(4) 事業系一般廃棄物の減量の方策及び目標

(5) 事業系一般廃棄物及び再生利用が可能なものとの保管場所

(6) 前各号に掲げるもののほか、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、市長が必要と認める事項

2 前項の計画書を変更したときは、変更の日から10日以内に、変更に係る計画書を市長に提出しなければならない。

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第4条の3 条例第6条の2第3項に規定する事業系一般廃棄物管理責任者は、事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の管理について責任を有するものでなければならない。

2 条例第6条の2第3項に規定する事業系一般廃棄物管理責任者の届出は、その選任の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2) 事業用建築物等の名称及び所在地

(3) 事業系一般廃棄物管理責任者の氏名、役職名及び選任年月日

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(排出禁止物)

第5条 条例第7条第1項第9号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。

(1) 引っ越し、庭木の剪定等により臨時の又は一時的に多量に排出するものとして収集を困難にするもの

(2) 処理施設で処理できないもの

(3) その他市長が不適当と認めるもの

(廃棄物搬入の承認申請)

第5条の2 条例第8条の2第1項（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）に規定する承認の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2) 搬入者の氏名及び車両番号

(3) 搬入する廃棄物の種類及び発生場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付すことができる。

第5章 一般廃棄物処理手数料等

(粗大ごみ処理手数料及び排出方法)

第6条 条例別表第1に掲げる粗大ごみ処理手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 市長は、あらかじめ粗大ごみの手数料を納付した者に粗大ごみ処理券（様式第1号）を交付する。
- 3 粗大ごみの収集、運搬及び処分を申し込んだ者は、排出する粗大ごみごとに当該粗大ごみの処理手数料に応じた枚数の粗大ごみ処理券を添付し、市長の指定する日時及び場所に当該粗大ごみを持ち出すものとする。

(一般廃棄物処理手数料の徴収の方法)

第7条 し尿に係る処理手数料は、定額のし尿処理券（様式第1号の2）により徴収する。

- 2 動物の死体の処理並びに従量によるし尿の処理及び浄化槽汚泥の搬入に係る一般廃棄物処理手数料は、納入通知書により徴収する。
- 3 粗大ごみに係る処理手数料は、定額の粗大ごみ処理券により徴収する。
- 4 前3項以外の一般廃棄物処理手数料は、処理の都度徴収する。ただし、これにより難いと市長が認めるものについては、この限りでない。
- 5 第2項に規定する一般廃棄物処理手数料は、納入通知書を発行した日から起算して20日以内に納入しなければならない。

(従量の対象とする事業所等及び仮設便所の範囲)

第8条 条例別表第1備考第2項に規定する事業所等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 官公署、学校、会社、工場、病院、診療所、映画館、旅館、遊技場その他これらに準ずるもの
 - (2) その他市長において定額で徴収することが適当でないと認めるもの又は次項の規定に該当しないもの
- 2 条例別表第1備考第2項に規定する仮設便所の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 建設工事等の事業活動に伴い一時的に設置する便所で、便器と便槽が一体で移設が容易なもの
 - (2) その他市長において従量の対象となる仮設便所とすることが適當であると認めるもの

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第9条 条例第10条の規定により一般廃棄物処理手数料を減免することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 処理を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定により生活扶助を受けているとき。

(2) 処理の対象となる一般廃棄物が天災等の原因により生じたものであるとき。

(3) その他市長が認めたとき。

2 前項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、市長に一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 前項第1号に該当するとき 生活保護受給証明書

(2) 前項第2号に該当するとき 公的機関が発行する災証明書等

3 市長は、一般廃棄物処理手数料の減免を承認した場合は、申請者に対し減免承認書を交付するものとする。ただし、し尿に係るものについては、この限りでない。

第6章 産業廃棄物の処分

(市が処分する産業廃棄物)

第10条 条例第11条第1項に規定する市が処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

(1) 紙くず

(2) 繊維くず

(3) 植物性残さ

(4) 動物性残さ（魚腸骨に限る。）

(5) ガラスくず及び陶磁器くず

(6) 汚泥（上下水道汚泥に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準を満たさないものは、市が処分する産業廃棄物としない。

- (1) 前項第1号から第5号までのものについては、処分申請者当たりの合計量が1月20トン以下のもの
- (2) 質にあっては、含水率が80パーセント以下のものかつ腐敗、悪臭等のおそれのないもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第12条に規定する産業廃棄物処理基準を満たすもの
- (3) 排出者にあっては、従業員数が100人以下の事業所で、市内にその主たる事務所を有するもの又は市長が認めた公共団体等
- (4) 前項第6号にあっては、明石クリーンセンターの焼却可能な範囲内のもので、環境部長が定める量以下のもの

(産業廃棄物の処分の申込み)

第11条 条例第11条第2項において準用する同条例第8条の2第1項の規定に基づき承認を受けようとする産業廃棄物が製品の製造工程において生じたものであるときは、承認の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 製造工程図
- (2) 使用原材料の成分一覧表又はその分析結果表
- (3) 有害物質等が製造工程において混入しないことを明らかにする書類
- (4) 有害物質の含有量試験結果表
- (5) 有害物質の溶出試験結果表
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前条第2項第3号に規定する排出者が条例第11条第2項において準用する同条例第8条の2第1項の承認を受けて処分しようとする産業廃棄物を自ら搬入できないため、法第12条第3項の規定に基づき産業廃棄物収集運搬業者(市内に事務所を有する者に限る。)に委託して搬入しようとするときは、承認の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 処分しようとする産業廃棄物の処理に関する委託契約書の写し
- (2) 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(産業廃棄物の処分費用)

第12条 条例第12条に規定する産業廃棄物の処分費用は、処理の都度徴収する。ただし、公共団体の施設から排出される産業廃棄物の処分費用については、市長が指定する期日までに納入通知書により徴収する。

第7章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請)

第13条 条例第13条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可、一般廃棄物処分業の許可、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新及び一般廃棄物処分業の許可の更新の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)
- (2) 事務所及び事業場の名称及び所在地
- (3) 事業の種類及び取扱廃棄物の種類
- (4) 一般廃棄物の積換場、処理場、洗車場(浄化槽汚泥の収集運搬業を除く。)、車庫等の構造、所在地及び付近の見取図
- (5) 自動車その他作業用具の種類及び数量
- (6) 従業員の数並びに1日の作業能力及び作業計画
- (7) 処理の方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本並びに役員、法第7条第5項第4号に規定する政令で定める使用人及び発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにおける株主若しくは出資者の住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (2) 申請者が個人である場合には、申請者(申請者が一般廃棄物処理業の営業に關し成年人と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人を含む。)及び法

第7条第5項第4号又に規定する政令で定める使用人の住民票の写し又は外国人登録済証明書

(3) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまで(トを除く。)のいずれにも該当しない旨を記載した書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項各号に規定する事項及び前項の添付書類の記載事項に変更のあったときは、変更の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可の申請)

第13条の2 条例第13条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

(2) 許可の年月日及び許可番号

(3) 変更の内容及び理由

(4) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力

(5) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(一般廃棄物処理業に係る変更の届出)

第13条の3 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、第13条第1項各号(第3号を除く。)に規定する事項及び同条第2項の添付書類の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に、市長に変更届を提出しなければならない。

2 前項の変更届には、変更の内容を明らかにする書類及び図面を添付しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

第13条の4 市長は、一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理業の許可の更新又は一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、許可証(様式第3号)を交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による変更の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の許可証の再交付等)

第13条の5 一般廃棄物処理業者が許可証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに市長に再交付の申請書を提出し、許可証の再交付を受けなければならぬ。この場合において、破損又は汚損により許可証の再交付を受けようとする者は、その破損し、又は汚損した許可証を申請書に添付しなければならない。

2 紛失により許可証の再交付を受けた者が、その紛失した許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物処理業に係る廃止の届出等)

第13条の6 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を文書により市長に届け出なければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理業者による事業の一部の廃止の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の許可証の返還)

第13条の7 一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 事業の全部を廃止したとき。

(3) 事業の範囲の変更の許可を受けたとき。

(4) 許可を取り消されたとき。

(5) 第13条の4第2項の規定により新たな許可証の交付を受けたとき。

2 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部の停止を命じられたときは、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第14条 条例第13条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、市長に次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の所在地
- (3) 事業の用に供する施設の概要
 - ア 事務所、車庫等の構造、所在地及び付近の見取図
 - イ 自動車及び作業器具の種類及び数量
 - ウ 従業員の数並びに1日の作業能力及び作業計画
 - エ 処理の方法
 - オ その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本並びにその業務を行う役員の住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (2) 申請者が個人である場合には、申請者（申請者が浄化槽清掃業の営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人を含む。次号において同じ。）の住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (3) 申請者が浄化槽法第36条第2号イからヌまで（ホを除く。）のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (4) 申請者が浄化槽に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した旨を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項に規定する事項又は前項の添付書類の記載事項に変更のあったときは、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(浄化槽清掃業の許可の期限)

第15条 浄化槽法第35条第2項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の期限は、2年とする。

(浄化槽清掃業の許可証の交付等)

第16条 第13条の4、第13条の5又は第13条の7の規定は、それぞれ浄化槽清掃業の許可証の交付、再交付又は返還について準用する。

(浄化槽清掃業の廃止の届出)

第17条 浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した日から30日以内に、その旨を文書により市長に届け出なければならない。

2 市長は、浄化槽清掃業者による事業の一部の廃止の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

第8章 雜則

(報告の徵収)

第18条 一般廃棄物処理業者（浄化槽清掃業者及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可を受けた者（以下「浄化槽汚泥収集運搬業者」という。）を除く。）は、毎月末までに、その前月中における一般廃棄物の収集運搬又は処分に関し、一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）
- (2) 許可番号
- (3) 収集又は運搬の場合
 - ア 受入先及び受入先ごとの受入量
 - イ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- (4) 処分の場合
 - ア 受け入れた場合には、受入先及び受入先ごとの受入量
 - イ 処分した場合には、処分方法ごとの処分量
 - ウ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に規定する報告は、電子計算機を使用して、確実に記録した磁気ディスクを市長に提出することにより行うことができる。

3 净化槽管理者（浄化槽法第7条に規定する浄化槽管理者をいう。）又は浄化槽清掃業者は、浄化槽を新しく管理することになったとき、浄化槽の管理内容を変更したとき、浄化槽を廃止したときその他市長が必要と認めたときは、別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(2) 浄化槽管理者の氏名及び住所

(3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の名称

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 前項に定めるもののほか、浄化槽清掃業者及び一般廃棄物収集運搬業者（浄化槽汚泥収集運搬業者に限る。）は、毎月10日までに、その前月中における浄化槽の清掃及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2) 浄化槽の設置者又は管理者の氏名又は名称、設置場所、汚泥量及び清掃実施日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（立入検査員証）

第19条 条例第15条第2項に規定する証明書の様式は、様式第4号のとおりとする。

（環境事業指導員）

第19条の2 次に掲げる職務を行わせるため、本市に環境事業指導員を置く。

(1) 廃棄物の減量、廃棄物又は資源物の再生利用及び適正処理に関する意識の普及

(2) 収集及び運搬並びに作業に係る計画の指導

(3) 一般廃棄物処理計画に基づき本市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者及び一般廃棄物収集運搬業者の行う収集運搬作業の指導

(4) 廃棄物を排出する際の容器等の適正な取扱い及び廃棄物集積場所の清潔保持の指導

(5) 市民からの苦情の処理、廃棄物の不法投棄の防止その他生活環境の清潔保持に必要な事項

2 環境事業指導員は、環境部の職員のうちから市長が任命する。

3 環境事業指導員は、その職務を行うに当たり常時身分証明書（様式第5号）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（補則）

第20条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年6月26日規則第21号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年12月24日規則第32号）

（施行期日）

1 この規則は、平成8年1月10日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現に存する従前の様式によるし尿処理券は、なお当分の間、使用することができる。

附 則（平成9年6月5日規則第25号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第7号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月24日規則第57号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項及び第2項の改正規定並びに第17条を削る改正規定は、平成12年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）の施行前に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 5 月 31 日規則第 37 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の相当規定によつしたものとみなす。

3 この規則施行の際、現に改正前の規則の規定により交付されている許可証については、改正後の規則に規定する許可証とみなす。

附 則（平成 16 年 3 月 25 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条、第 6 条、第 7 条、別表及び様式第 1 号の改正規定は平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 25 日規則第 46 号）

この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 5 日規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過処置）

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる明石市資源循環推進審議会は、この規則による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 2 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成 21 年 3 月 23 日規則第 21 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 52 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

種目	番号	品目	手数料 (円)
1 家庭電気製品	1	食器乾燥機	300
	2	食器洗浄機	300
	3	ズボンプレッサー	300
	4	掃除機	300
	5	電子レンジ	600
2 冷暖房機器	1	こたつ	300
	2	こたつ天板	300
	3	ストーブ	300
	4	扇風機	300
	5	ファンヒーター	600
	6	オイルヒーター	600
	7	冷風機	600
3 OA機器	1	ファックス	300
	2	プリンター	300
	3	ワードプロセッサー	300
4 音響機器・楽器類	1	オーディオコンポ	900
	2	オルガン	1,500

	3	カラオケセット	900
	4	電子ピアノ	1,500
5 家具・敷物類	1	アコーディオンカーテン	600
	2	衣装ケース	300
	3	いす（ソファーを除く）	300
	4	キャビネット	300
	5	鏡台	600
	6	げた箱	900
	7	サイドボード	600
	8	座いす	300
	9	じゅうたん	300
	10	収納ボックス	300
	11	食器棚	900
	12	すだれ	300
	13	スチールロッカー	900
	14	姿見	600
	15	整理ダンス	600
	16	ソファー（1人掛けのもの）	600
	17	ソファー（2人掛け以上のもの）	1,200
	18	建具（障子・襖・網戸・アルミサッシ）	300
	19	チャイルドシート	300
	20	つい立て	300
	21	机	600
	22	テーブル	600
	23	テレビ台	300
	24	電気カーペット	600
	25	電話台	300
	26	本棚	900
	27	柳ごうり	300
	28	洋服ダンス	1,800
	29	よしづ	300
	30	ラック（収納棚）	300
	31	ワゴン	300
	32	和ダンス	1,800
6 寝具類	1	簡易ベッド	300
	2	敷き布団用マットレス	300
	3	布団（2枚まで）	300
	4	ベッド（シングルサイズのもの）	600
	5	ベッド（セミダブルサイズ又は二段以上のもの）	1,200
	6	ベッドマットレス（シングルサイズのもの）	300
	7	ベッドマットレス（セミダブルサイズ又は二段以上のもの）	900
	8	ベビーベッド	600
7 台所用品	1	ガスコンロ（2口以上のもの）	300
	2	米びつ	300
	3	流し台	600
8 乗り物類	1	一輪車	300
	2	車椅子	300
	3	三輪車	300
	4	自転車	900
	5	ショッピングカート	300
	6	ベビーカー	300
9 趣味用品・その他	1	アイロン台	300
	2	編み機	600
	3	あんま機（いす型のもの）	1,200

4	脚立	300
5	健康器具（ウォーカー等）	1,200
6	ゴルフクラブ（10本まで）	300
7	ゴルフバッグ	300
8	草刈機（エンジン付）	900
9	スキー用具（板・ストック（一組までのもの））	300
10	スーツケース	300
11	すのこ	300
12	スノーボード	300
13	すべり台	600
14	製図板	300
15	卓球台	1,800
16	畳	600
17	たらい	300
18	パーソナルコンピューター用ラック	600
19	バーベキューSET	300
20	ビーチパラソル	300
21	プランコ	900
22	風呂のふた	300
23	ベビーバス	300
24	便座	300
25	ペット小屋	600
26	ポータブル便座	300
27	ミシン	600
28	物置	1,500
29	物干し台	900
30	物干しさお	300

31	浴槽	900
32	その他（最大の辺又は径が50cmを超えるもので、その重さが50kg以下及び体積が1m ³ 以下のもの）	300
33	その他（最大の辺又は径が50cmを超え、かつ重さが50kgを超えるもの）	1,800
34	その他（体積が1m ³ を超えるもの）	1,800

備考

- 1 手数料の欄に掲げる金額は、1品目当たりの単価とする。
- 2 この表に掲げる品目には、当該品目と形状が類似のものを含む。

※ 様 式 は 省 略

○明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例

〔平成11年6月30日
条例第23号〕

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料を収納していた缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チュインガムのかみかす、紙くず、花火のもえかすその他の散乱性の高いごみをいう。
- (2) 市民等 市民並びに本市の区域内に滞在する者（通勤、通学等をする者を含む。）及び区域内を通過する者をいう。
- (3) 事業者等 容器に収納した飲食料、たばこ又はチュインガムを製造し、輸入し、又は販売する事業を行う者及びその団体をいう。
- (4) 所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (5) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (6) 飼い主 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。
- (7) ふん害 飼い犬のふんにより公共の場所を汚すことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、空き缶等の散乱及びふん害の防止のために必要な施策（以下「施策」という。）を実施する責務を有するものとするものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、空き缶等を散乱させないため、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

- 2 市民等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 容器に収納した飲食料を製造する事業者は、当該容器の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図るとともに、その製品の製造に際し、再資源化が可能な容器を使用するよう努めなければならない。

- 2 容器に収納した飲食料を販売する事業者は、当該容器の散乱の防止及び再資源化について消費者の意識の啓発を図るとともに、その販売する場所に当該容器を回収するための容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

- 3 たばこを製造し、又は販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図らなければならない。

- 4 事業者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等の散乱を防止するために必要な措置をとらなければならない。

- 2 所有者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施するふん害を防止する施策に協力しなければならない。

(空き缶等の投げ捨ての禁止)

第8条 市民等は、道路、公園、広場、河川、海岸その他の公共の場所において、空き缶等をみだりに投げ捨て（回収容器以外に空き缶等を捨てるなどをいう。）ではない。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第9条 飼い主は、飼い犬が公共の場所においてふんをはいせつした場合には、当該ふんを放置してはならない。
(散乱防止重点区域の指定等)

第10条 市長は、空き缶等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を散乱防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点区域における空き缶等の散乱状況により、当該重点区域の全部又は一部の指定を変更又は解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により重点区域を指定し、又は指定の解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

(自動販売機の届出)

第11条 重点区域において、容器に収納した飲食料を自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 自動販売機の設置の場所

(3) 回収容器の設置の場所及び管理の方法

(4) その他市長が特に必要と認める事項

2 重点区域に指定された際、当該区域内において既に容器に収納した飲食料を自動販売機により販売している者は、重点区域に指定された日から30日以内に、当該自動販売機について、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第12条 前条の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る前条第1項第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらか

じめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機による容器に収納した飲食料の販売を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第13条 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第14条 市長は、第11条、第12条第2項（廃止の届出に関する部分を除く。）又は前条第2項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に届出済証をはり付けておかなければならない。

3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、又はき損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。

5 第2項の規定は、前項の届出済証について準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第15条 容器に収納した飲食料を自動販売機により販売する者（以下「自動販売業者」という。）は、当該自動販売機について、飲食料容器を回収するため適当な場所に、規則で定めるところにより、回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に

管理しなければならない。

- 2 前項の規定は、この条例の施行の日において、既に容器に収納した飲食料を自動販売機により販売していた者については、この条例の施行の日から起算して 30 日間は、適用しない。
- (勧告及び命令)

第16条 市長（その者から委任された者を含む。）は、第8条に規定する行為（重点区域における行為に限る。）をした者又は第9条に規定する行為をした者に対し、投棄した空き缶等又は放置されたふんの処理その他の必要な措置をとるべきことを勧告し、命ずることができる。

- 2 市長は、前条第1項の規定に違反している自動販売業者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理すべきことを勧告し、期限を定めてその勧告に従うこと を命ずることができる。

(立入調査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空き缶等の散乱又は回収容器の設置の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長の指定する職員に空き缶等の散乱している土地又は自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 第16条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第20条 第11条又は第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。

第21条 第12条第2項（廃止の届出に関する部分を除く。）又は第13条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は2万円以下の罰金に処する。
(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第19条、第20条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

○明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則

平成 11 年 10 月 1 日 明石市規則第 55 号

改正 平成 17 年 3 月 31 日規則第 14 号

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成 11 年条例第 23 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の施策)

第2条 条例第 3 条に規定する空き缶等の散乱及びふん害の防止（以下「散乱等の防止」という。）のために必要な施策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 散乱等の防止のための意識の啓発及び高揚に関すること。
- (2) 散乱等の防止に関する活動を行う団体の育成及び活動の支援に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(届出を要しない自動販売機)

第3条 条例第 11 条第 1 項に規定する規則で定める自動販売機は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 囲障により自由に立ち入ることができない土地に設置される自動販売機で、当該土地に立ち入らなければ利用することができないもの
 - (2) 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
- (自動販売機の届出)

第4条 条例第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、自動販売機設置届（様式

第 1 号）により行うものとする。

(変更等の届出)

第5条 条例第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、自動販売機設置変更・廃止届（様式第 2 号）により行うものとする。

(軽微な変更)

第6条 条例第 12 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所と同敷地内のもの
 - (2) 前号に規定する変更に伴う回収容器の設置場所の変更
 - (3) 回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの
- (地位の承継の届出)

第7条 条例第 13 条第 2 項の規定による届出は、自動販売機承継届（様式第 3 号）により行うものとする。

(届出済証)

第8条 条例第 14 条第 1 項に規定する届出済証の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

(届出済証の亡失等の届出)

第9条 条例第 14 条第 3 項の規定による届出は、届出済証亡失等届（様式第 5 号）により行うものとする。

(回収容器)

第10条 条例第 15 条第 1 項に規定する回収容器は、次に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他の容易に破損しないものであること。
- (2) 飲食料容器の回収に支障のない容積を有すること。
- (3) 飲食料容器の投入が容易で、かつ、安定性があり、市民等の通行の妨げとならないこと。

2 条例第15条第1項に規定する規則で定める回収容器の設置場所は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で、当該自動販売機の利用者が容易に飲食料容器を投入できる場所（当該自動販売機を設置する者が、使用することについて正当な権限を有する場所に限る。）とする。

（勧告及び命令）

第11条 条例第16条第1項又は第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第6号）

により行うものとする。

2 条例第16条第1項又は第2項の規定による命令は、命令書（条例第16条第1項の規定による命令にあっては様式第7号、条例第16条第2項の規定による命令にあっては様式第8号）により行うものとする。

3 条例第16条第1項の規定による勧告又は命令に限り、緊急やむを得ない場合は、現場において口頭により行うことができる。

（身分証明書の様式）

第12条 条例第17条第2項に規定する証明書の様式は、様式第9号のとおりとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

※ 様 式 は 省 略

○ 明石市再生資源集団回収団体助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の家庭から排出される再生資源を集団回収する団体に対し助成金及び活動用具を交付することにより、再生資源の集団回収を推進し、もって資源の有効利用を図り、ごみの減量意識を普及させるとともに地域住民のコミュニティ活動の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源 紙類（新聞、雑誌、段ボール等）、布類（古着、ボロ布等）、金属類（アルミ缶、スチール缶、鉄くず等）及びびん類（酒、醤油、ビールびん等）のうち、再生資源化の可能なもの
- (2) 活動用具 ポリ袋、軍手その他の再生資源の集団回収活動を行うに当たり必要な用具
(助成金又は活動用具の交付対象)

第3条 助成金又は活動用具の交付の対象は、市内の自治会、町内会、高年クラブ、子ども会、P T A、その他地域住民が組織する団体で、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

- (1) 団体の構成世帯が概ね20世帯以上であり、又は団体の構成員が概ね20人以上であること。
- (2) 再生資源の集団回収を自ら実施していること。
- (3) 年間の再生資源集団回収計画が策定されていること。
- (4) 3年以上継続して集団回収活動をする見込みがあること。
- (5) 営利を目的としない団体であること。
- (6) 次条の規定により、市の登録を受けた団体であること。

(団体の登録)

第4条 助成金又は活動用具の交付を受けようとする団体は、事前に市長に申請し、その登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の申請は、団体の名称、代表者の氏名及び住所、加入世帯数、回収品目等必要事項を記載した再生資源集団回収団体登録申請書（様式第1号）により行なうものとする。
- 3 団体の名称、代表者の氏名その他申請事項に変更があった場合は、直ちに再生資源集団回収団体登録変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。
(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、再生資源の回収量1キログラムにつき4円とする。

- 2 活動用具の交付内容は、回収団体の活動の実態を考慮して環境部長が定める。
(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、毎年度第1期（1月から6月までをいう。）分については7月31日までに、第2期（7月から12月までをいう。）分については翌年1月31日までに、集団回収した再生資源を回収する業者から交付された仕切伝票を再生資源集団回収助成金交付申請書（様式第4号）に添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 活動用具の交付を受けようとする団体は、毎年7月1日から同月末日までに再生資源集団回収活動用具交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、当該申請を承諾するか否かの決定をし、その結果を当該申請団体の長に再生資源集団回収助成金交付決定書（様式第5号）により、通知するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の申請を受理したときは、当該申請を承諾するか否かの決定をし、その結果を当該申請団体の長に再生資源集団回収活動用具交付決定通知書

(様式第8号)により、通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成金の交付を受ける団体は、再生資源集団回収助成金交付請求書兼口座振替依頼書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた団体（以下「助成金交付団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の全部または一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
 (2) 助成金が、第10条第2項各号に規定する経費以外に使われていると市長が認めたとき。
 2 市長は、活動用具の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、活動用具交付決定の全部又は一部を取消し、活動用具又は活動用具の購入費相当額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、活動用具の交付を受けたとき。
 (2) その他市長が活動用具の交付が不適当になったと認めるとき。

(助成金交付団体の経理)

第10条 助成金交付団体は、助成金の使途及び経理を明確にしておかなければならぬ。

2 助成金は、次の各号に掲げる経費に充てなければならない。
 (1) 構成世帯又は構成員の福祉の増進を図るための経費
 (2) その他コミュニティ活動の振興を図るための経費
 (報告)

第11条 市長は、必要と認めるときは、助成金交付団体に対し、助成金の使途及び経理について報告を求めることができる。

2 市長は、活動用具の交付を受けた団体に対し、活動用具の実績報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則（平成3年4月15日制定）

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成4年7月31日制定）

1 この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

(活動用具の交付の申請期間の特例)

2 平成4年における活動用具の交付の申請期間は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成4年8月末日までとする。

附 則（平成5年11月15日制定）

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成要綱第5条の規定は、平成5年11月分回収分に係る再生資源集団回収助成金の額について適用し、平成8年12月分回収分までに係る再生資源集団回収助成金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成10年5月6日制定）

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成要綱第5条の規定は、平成10年1月分回収分以降に係る再生資源集団回収助成金の額について適用し、平成9年12月分回収分までに係る再生資源集団回収助成金の額については、なお従前の例による。

※ 様 式 は 省 略

附 則（平成10年9月30日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成要綱（以下「改正後の要綱」という。）第5条の規定は、平成10年7月分以後の回収に係る助成について適用し、同年6月分までの回収に係る助成については、なお従前の例による。

（平成10年度における助成金の交付申請の特例）

3 平成10年度における助成金の交付申請については、改正後の要綱第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月27日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収団体助成要綱第5条の規定は、平成19年4月分以後の回収に係る助成について適用し、同年3月分までの回収に係る助成については、なお従前の例による。

○ 明石市古紙集団回収業者協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、古紙の市況低迷により回収業者が古紙の回収業務から撤退することを防ぎ、もって市内の家庭から排出されるごみの減量化及び資源の有効利用を目的とする再生資源集団回収活動を維持するため、古紙の回収業者に対し古紙集団回収業者協力金（以下「協力金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 回収業者 集団回収活動に協力して再生資源を回収する業者
- (2) 回収団体 明石市再生資源集団回収助成要綱（平成3年4月15日制定）第4条の規定により再生資源集団回収団体として明石市に登録した団体
(対象となる回収業者)

第3条 協力金の交付を受けることのできる回収業者は、次条の規定により明石市に登録し、回収団体により集団回収された新聞、雑誌及び段ボールを引き取る回収業者とする。

(回収業者の登録等)

第4条 協力金の交付を受けようとする回収業者は、あらかじめ明石市再生資源回収業者登録（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出し、その登録を受けなければならない。

- 2 回収業者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに前項の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 回収業者は、登録を抹消しようとする場合は、速やかに明石市再生資源回収業者登録抹消届出書（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

(協力金の額等)

第5条 協力金の額は、平成10年9月時点における古紙回収問屋買値（大阪）の中間値を基準として、その後の古紙回収問屋買値（大阪）の変動を反映させて算出した額とする。ただし、古紙1キログラムあたり2円を上限とする。

- 2 前項において、協力金の額の算出は、毎年度第1期（1月から6月までをいう。）の回収分については前年12月中に、毎年度第2期（7月から12月までをいう。）の回収分については同年6月中に行い、算出した額は速やかに回収業者に通知するものとする。
- 3 協力金は、回収業者が前条第1項の規定により申請し、登録を受けた日以後の回収分に対して交付する。

(協力金の交付申請)

第6条 協力金の交付を受けようとする回収業者は、毎年度第1期の回収分については7月31日までに、第2期の回収分については翌年1月31日までに、明石市古紙集団回収業者協力金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 回収団体との仕切伝票（業者提出用）
- (2) 引取の対象となった回収団体及び引取重量を記載した古紙集団回収業者協力金団体別引取明細書（様式第4号）
- (3) 問屋発行の回収量を証する書類

(協力金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、交付を決定し、申請者に対して明石市古紙集団回収業者協力金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 2 市長は、協力金の交付を決定する場合において、協力金の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定により交付を決定したときは、回収業者が指定する金融機関の口座に、速やかに協力金を振り込むものとする。

(施行期日)

(協力金交付決定の取消し及び返還)

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

卷

第8条 市長は、回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

※ 様 式 は 省 略

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、協力金の交付申請を行ったとき。
- (2) 第1条の趣旨に沿っていない回収活動を行ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協力金の交付目的を達成できないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により協力金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に協力金が交付されているときは、期限を定めて協力金の全部又は一部を返還させるものとする。

(登録の抹消)

第9条 市長は、回収業者が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該回収業者の登録を抹消することができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境部長が定める。

附 則 (平成10年9月30日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

(回収業者の登録の特例)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から平成10年11月末日までの間に第4条第1項の規定により登録を受けた回収業者は、施行日に登録を受けたものとみなす。

附 則 (平成16年12月27日制定)

○ カレットびん及びスチール缶に係る明石市集団回収業者助成金
交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、回収が困難なカレットびん及びスチール缶の回収業務への参加を回収業者に促し、もって市内の家庭から排出されるごみの減量化及び資源の有効利用を目的とする再生資源集団回収活動を実現するため、回収業者に対しカレットびん及びスチール缶に係る明石市集団回収業者助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 回収団体 明石市再生資源集団回収助成要綱（平成3年4月15日制定）第4条の規定により再生資源集団回収団体として明石市に登録した団体

(2) 回収業者 集団回収活動に協力して再生資源を回収する業者
(対象となる回収業者)

第3条 助成金の交付を受けることのできる回収業者は、次条第1項の規定により明石市に登録し、回収団体により集団回収されたカレットびん及びスチール缶を回収する業者とする。

2 前項の回収業者は、回収後のカレットびんを無色、茶色、その他の3色に分類し、栓等の異物を除去した後明石クリーンセンターに搬入し、また、回収後のスチール缶を再生メーカーに引き渡さなければならない。

(回収業者の登録等)

第4条 助成金の交付を受けようとする回収業者は、あらかじめ明石市再生資源回収業者登録（変更）申請書（様式第1号）により市長に登録を申請しなければならない。

2 回収業者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに前項の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 回収業者は、登録を抹消しようとする場合は、速やかに明石市再生資源回収業者登録抹消届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。
(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、問屋及び再生メーカーへの搬入価格等を考慮して、環境部長が決定する。ただし、回収量1キログラムにつき15円を上限とする。

2 前項において、助成金の額の決定は、毎年度第1期（1月から6月までをいう。）の回収分については前年12月中に、毎年度第2期（7月から12月までをいう。）の回収分については同年6月中に行い、決定した額は速やかに回収業者に通知するものとする。

3 助成金は、回収業者が前条の規定により登録を申請し、登録を受けた日以後の回収分に対して交付する。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする回収業者は、第1期の回収分については7月31日までに、第2期の回収分については翌年1月31日までに、集団回収業者助成金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 引取の対象となった回収団体名及び引取重量を記載した集団回収業者助成金団体別引取明細書（様式第3号）

(2) 再生メーカーの発行する受領書で品目及び重量が記載されているもの又は明石クリーンセンターの発行する検量書

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、申請書に記載された回収量と明石市再生資源集団回収助成要綱第6条第1項の規定により回収団体から

提出された仕切伝票に記載された数量とを突合して交付の可否を決定し、集団回収業者助成金交付決定通知書（様式第4号）により当該業者に通知するものとする。

2 前項の突合において、重量が一致しないときは、仕切伝票に記載された重量に基づき助成金を算定する。

（助成金の請求）

第8条 前項の規定による交付決定を受けた回収業者は、速やかに集団回収業者助成金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第9条 市長は、前条の再生資源回収業者助成金交付請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取り消し及び返還等）

第10条 市長は、助成金の交付を受けた回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付された助成金があるときは、その全部又は一部を返還させ、かつ、回収業者の登録を抹消することができるものとする。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付申請を行ったとき。

（2）第1条の趣旨に沿っていない回収活動を行ったとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、協力金の交付目的を達成できないと市長が認めたとき。

（委任）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成6年3月30日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の明石市再生資源回収業者助成金交付要綱第5条の規定は、平成6年1月分回収分に係る再生資源回収業者助成金の額について適用し、平成5年12月分回収分までに係る再生資源集団回収業者助成金の額については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の明石市再生資源回収業者助成金交付要項第3条の規定は、平成11年4月分以後の回収に係る助成対象品目について適用し、同年3月分回収分に係る助成対象品目については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月27日制定）

（施行期日）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

※ 様 式 は 省 略

4. 保有車両一覧表

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

車種 課名	トラック	ダンプ	ミニダンプ	散水車	バキューム	ごみ収集車	ライトバン	ワゴン	軽四	ショベルローダー	スクーター	計
地球環境課									1			1
環境保全課									1			1
環境第1課		1			2		1		1			5
資源循環課	2						1		2			5
環境第2課	1	4	1			38	1		2			47
明石クリーンセンター		2		1	1	1	1	1	1	1(1)	1	10(1)
計	3	7	1	1	3	39	4	1	8	1(1)	1	69(1)

※ () 内はリース車

地球環境課

種別	用途	燃料	台数
軽四バン	苦情処理・事務連絡用	ガソリン	1

環境保全課

種別	用途	燃料	台数
軽四バン	苦情処理・環境測定・事務連絡用	ガソリン	1

環境第1課

種別	用途	燃料	台数
2 t バキューム	魚住清掃工場用	ガソリン	1
		天然ガス	1
2 t ダンプ	廃棄物運搬用	軽油	1
ライトバン	事務連絡用	ガソリン	1
軽乗用	浄化槽指導・事務連絡用	〃	1

資源循環課

種 別	用 途	燃 料	台 数
キャブオーバー	再生利用家具運搬用	ガソリン	1
キャブオーバー	廃食用油回収用	※B D F	1
軽四貨物	廃食用油回収用	ガソリン	2
ライトバン	事務連絡用	天然ガス	1

環境第2課

種 別	用 途	燃 料	台 数
2 t パッカー車	ごみ収集用	軽 油	1 2
		天然ガス	6
		※B D F	2
3. 5 t パッカー車	〃	軽 油	1 0
		※B D F	4
4 t パッカー車	〃	軽 油	4
2 t パワーゲートダンプ	粗大ごみ収集用	〃	3
4 t パワーゲートダンプ	不法投棄・粗大ごみ収集用	〃	1
ミニダンプ	苦情処理用	ガソリン	1
キャブオーバー	薬剤散布用	〃	1
ライトバン	事務連絡用	〃	1
軽四バン	〃	〃	2

※B D Fとは、廃食用油をリサイクルした燃料です。

明石クリーンセンター

種 別	用 途	燃 料	台 数
2 t ダンプ	場内作業用	軽 油	1
3. 5 t ダンプ	場内作業用	〃	1
散水車	場内での散水用	ガソリン	1
3 t パッカー車	場内作業運搬用	軽 油	1
ライトバン	事務連絡用	ガソリン	1
軽四	〃	〃	1
ワゴン	〃	〃	1
ショベルローダー	場内作業用	〃	1
	場内作業用（作業カード）	軽 油	1 (リース)
バキューム	場内での散水・清掃用	ガソリン	1
スクーター	事務連絡用	〃	1

5. 委託・許可業者一覧表

(1) し尿収集運搬委託業者

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

業者名	電話	代表者名	委託開始年月	従業員(人)		保有車両(台)	
事業所所在地				役員	運転手	(兼務)	バキューム車
阪神連合清掃(株)	928-8454	深山昭人	昭和 41.4	役員 4 運転手 5 作業員 6 事務員 1	(兼務 5) 計 11	バキューム車 専用 2.7t 専用 1.8t	1 2
明石市和坂 1 丁目 3-41							
(有)平野興業	935-8431	谷 哲治	昭和 44.7	役員 5 運転手 8 作業員 1 事務員 3	(兼務 4) 計 13	バキューム車 専用 2.7t 専用 1.8t 兼用 3.0t	1 1 1
明石市大久保町松陰 305-6							
2 業者計				役員 9 運転手 13 作業員 7 事務員 4	(兼務 9) 計 24	バキューム車 専用 2.7t 専用 1.8t 兼用 3.0t 計	2 3 1 6

(2) ごみ収集・運搬委託業者

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

業者名	電話	代表者名	委託開始年月	従業員(人)		保有車両(台)	
事業所所在地				役員	運転手	(兼務)	プレス車
阪神連合清掃(株)	928-8454	深山昭人	昭和 43.4	役員 4 運転手 8 作業員 8 事務員 2	計 22	プレス車	5
明石市和坂 1 丁目 3-41							
(有)毎日清掃	935-8040	梅谷洋詳	昭和 43.4	役員 3 運転手 6 作業員 2 事務員 1	計 12	プレス車	6
明石市大久保町大窪 899-5							
(有)東播清掃	937-1237	松浦健伸	昭和 44.4	役員 3 運転手 8 作業員 0 事務員 1	計 12	プレス車	5
明石市魚住町金ヶ崎 679-3							
3 業者計				役員 10 運転手 22 作業員 10 事務員 4	(兼務) 計 46	プレス車	16

(3) 淨化槽清掃業許可業者

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

業者名	電話	代表者	従業員(人)	保有車両(台) バキューム車		
営業所所在地						
(有)関西衛生管理	934-2776	後藤信久	役員 3 運転手 2 作業員 2 事務員 1 (兼務 4 名)	3.7t 2.8t 計 4	2 1 3	
明石市大久保町大窪 943-2				計		
菊水工業(株)	911-6843		役員 5 運転手 5 作業員 5 事務員 1 (兼務 5 名)	7.2t 3.4t 3.0t 2.7t 計	1 1 1 1 4	
明石市樽屋町 4-3						
仁志起興業(株)	911-6627	戸田貴之	役員 4 運転手 4 作業員 2 事務員 2	3.6t 計 12	2 2	
明石市太寺 1 丁目 2-49				計		
ハリマ清掃(有)	935-0090		役員 3 運転手 3 作業員 1 事務員 1 (兼務 4 名)	3.6t 計 4	1 1	
明石市大久保町大窪 1858-2		大前哲郎		計		
阪神水道衛生社	918-8029		役員 4 運転手 5 作業員 2 事務員 1 (兼務 1 名)	3.4t 2.8t 計 11	1 3	
明石市樽屋町 4-3				計	4	
阪神連合清掃(株)	928-8454	森嶋一夫	役員 4 運転手 5 作業員 4 事務員 2 (兼務 5 名)	10.0t 3.0t 2.7t 計 10	1 1 2	
明石市和坂 1 丁目 3-41				計	4	
(有)平野興業	935-8431		役員 5 運転手 7 作業員 7 事務員 3 (兼務 11 名)	3.7t 3.0t 計 11	1 2	
明石市大久保町松陰 305-6		谷 哲治		計	3	
7 業者計			63 人	21 台		

(4) 一般廃棄物処理業許可業者

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

業者名	電話	代表者	従業員(人)		保有車両(台)	
営業所所在地			役員	運転手	車両	台数
木村工業株	936-3425	木村 久雄	役員 3 運転手 12 事務員 17	計 32	プレス車 ロールオン	14 1
明石市大久保町ゆりのき通 1 丁目 5-17					計	15
魚住産業株	947-5500		役員 4 運転手 3		プレス車 ロールオン	4 1
明石市魚住町錦が丘 4 丁目 8-2		橋本 敏行		計 7	計	5
(有)明和興業	969-2405		役員 3 運転手 4 事務員 1	計 8	プレス車 ロールオン	5 1
明石市大蔵谷清水 613-6					計	6
(有)明宝商会	922-2731	田中みね子	役員 3 運転手 4 作業員 1 事務員 1	計 9	プレス車 ロールオン	3 2
明石市旭が丘 5-8					計	5
(有)明石清掃	935-0134	久保利彰	役員 3 運転手 3 事務員 1	計 7	プレス車 ロールオン	3 2
明石市大久保町松陰 1127-41					計	5
(有)西神清掃	936-5311	寺元定行	役員 4 運転手 4 事務員 2	計 10	プレス車 ダンプ ロールオン キャブオーバー	3 1 1 1
明石市大久保町大窪 320-6					計	6
(有)明進清掃	936-0778	芝地 進	役員 3 運転手 10 作業員 1 事務員 2	計 16	プレス車 ロールオン キャブオーバー	4 1 1 6
明石市大久保町松陰 62-3					計	6
田路興産(有)	928-1305	大上 伸太郎	役員 2 運転手 1 作業員 2	計 5	プレス車 ロールオン	2 1
明石市王子 2 丁目 15-4					計	3
(有)住野商店	938-3377	住野 英生	役員 5 運転手 20 作業員 11 事務員 8	計 44	プレス車 ロールオン	3 4
明石市大久保町大窪 1372-1					計	7
三和美研(有)	923-0500	紺野 麗子	役員 1 運転手 7 作業員 1 事務員 1	計 10	プレス車 ダンプ ロールオン	5 2 3
明石市王子 2 丁目 15-4					計	10
金澤産業株	918-3708	金澤秀樹	役員 4 運転手 11 作業員 3 事務員 4	計 22	プレス車 ロールオン	3 3
明石市太寺 3 丁目 5-8					計	6

VIII. 資 料

業者名	電話	代表者	従業員(人)		保有車両(台)	
営業所所在地			役員	1	プレス車	1
杉野興業	928-2516	杉野照枝	運転手	5	ダンプ	1
明石市西新町1丁目 22-12			事務員	2	ロールオン	2
12 業者計			計	8	計	4
					プレス車	50
					ダンプ	4
					ロールオン	22
					キャブオーバー	2
					計	78

(限定許可業者※)

業者名	電話	代表者	従業員(人)		保有車両(台)	
営業所所在地			役員	1	保冷車	1
株猪名川動物園	0727-69-0339	清水三造	運転手	3		
川辺郡猪名川町清水字前谷 51-2			事務員	2	計	1
			計	9		

※感染性のない実験動物の死体及び糞並びにマットに限ります。

6. 年 表

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 12	[17. 2] 明石郡林崎村を合併			[12. 12] 茶園場町に 40t/8h の固定焼却炉設置	1923 (大正 12) 関東大震災
17	[24. 1] 葬祭業務開始				1942 (昭和 17) ミッドウェイ海戦
24	[26. 1] 明石郡大久保町、魚住村、加古郡二見町を合併				1949 (昭和 24) 下山・三鷹・松川事件
26					1951 (昭和 26) サンフランシスコ条約調印
30			[31. 4] し尿汲取車 (1. 3 kℓ) 1 台整備、市営し尿汲取業務を開始	[30. 4] 市清掃条例制定	1955 (昭和 30) 保守合同
31					1956 (昭和 31) 神武景気、日ソ国交回復
34				[34. 7] ごみ収集車 (2 t 回転式パッカー)、2 台配置	1959 (昭和 34) 伊勢湾台風、皇太子結婚
				[36. 5] ごみ収集専用ダンプ 4 台配置	1961 (昭和 36) 初の有人宇宙飛行「地球は青かった」、ケネディ大統領就任
37				[37. 12] ごみの週 1 回定日収集のモデルケースとして上の丸町内会で実施	1962 (昭和 37) 北陸トンネル開通
38				[38. 4] 全市でごみ週 1 回定日収集を実施	1963 (昭和 38) 吉原ちゃん事件、ケネディ暗殺
39	[39.] 市民からの公害苦情の受付、紛争のあっせん業務を行う		[39. 1] 魚住清掃工場第 1 施設(化学処理方式 145 kℓ/日) 完成	[40. 1] 大久保町松陰字石ヶ谷に 60t/8h (30t × 2 基) の焼却炉(田熊汽罐連続式機械炉)設置	1964 (昭和 39) 東京オリンピック、新潟地震
40				[41. 5] コンクリート製ごみ箱の買上げ(ごみ箱による収集を廃止)	1966 (昭和 41) ビートルズ来日
41			[41. 4] し尿汲取業務を一部民間業者へ委託(業者数 1)	[42. 4] 委託業者によるごみ収集業務を開始	
			[41. 12] 魚住清掃工場第 2 施設(酸化処理方式 75 kℓ/日) 完成		1967 (昭和 42) 美濃部革新都政、ミニスカート
42	[42. 7] 機構改革により市民安全課の中に公害係ができる				
	[42. 8] 公害対策基本法公布施行される				
	[42. 10] 明石瓦のばい煙問題が発生				
	[43. 7] 明石川の汚濁が急激に進み付近住民は悪臭に悩まされる				
43	[42. 12] 野つぼ等危険防止条例制定(全国初) -48. 10 廃止			[43. 4] ・全市ごみ週 2 回定日収集の実施 ・ごみ収集運搬業務委託契約の締結 ・委託業者による夜間収集、毎日収集の開始 ・ごみ収集手数料徴収開始	1968 (昭和 43) 三億円事件、日本初の心臓移植
				[44. 4] 不燃物ごみ月 2 回定日分別収集の実施	
				[44. 5] ごみの量の増大に対応するため 1 日 8 時間を 3 直制勤務体制による昼夜兼行の 24 時間稼動とした (180t/24h)	
44			[44. 4] ・し尿くみ取り業務を 2 業者に委託 ・魚住清掃工場に魚腸骨焼却施設 (3t/日) 完成		1969 (昭和 44) アポロ 11 号人類初の月面着陸、安田講堂攻防戦

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 44 45	[45. 6] 道路清掃車(スイ ーパーローダー) 配置 [45. 7] 道路清掃班スター ト(散水車・スイ ーパーローダー・ダ ンプの3車編成) する [45. 11] 中崎1丁目(現在 地)に市役所庁舎 落成	[45. 4] 中小企業公害防止 にかかる融資制度 発足	[45. 3] 魚住清掃工場第1施 設を酸化処理方式に 切換	[44. 10] 粗大ごみの収集開始等に 伴い埋立処分地が必要と なり、更に焼却炉の磨耗 の防止と効率的な収集・ 運搬・焼却・埋立処分をす るため埋立用地として 33,325m ² を取得 [45. 4] ブルドーザー(D60A)1 台を配置 [45. 5] 全市可燃物ごみ週2回、 不燃物ごみ週1回の計3 回定日収集を実施	1970(昭和45) 大阪万博、三島由紀夫割 腹、よど号事件
46	[46. 12] 明石市廃棄物の処 理及び清掃に関する 条例制定	[45. 12] 大気汚染公害防止 協定(12事業所)を 締結 [46. 2] 大観小に県設置の大 気汚染自動測定機器の 測定開始 [46. 8] 二見市民センターに 県設置の大気汚 染自動測定機器の 測定開始 [46. 10] 明石市の公害No.1を 取りまとめ発刊す る	[46. 12] 魚住清掃工場浄化槽 汚泥貯溜槽設置(改 増)	[46. 3] 空き缶等プレス工場の設 置(手塚式新6号型) [46. 4] ・ショベルローダー配置 ・不燃物収集特殊大型4t 車(パケットローダー)3 台配置	1971(昭和46) ドル・ショック、スモン 訴訟
47	[47. 3] ・空き地の環境保 全に関する条例制 定 ・明石市長期総合 計画策定	[47. 3] 山陽新幹線鉄道開 通 [47. 6] 大観小においてオ キシダントの測定 を開始する [47. 8] 大久保小に大気汚 染自動測定器を設 置、測定開始 (46. 10より大久保 中に設置) [47. 12] 林小へ県設置の自 動車排ガス自動測 定機器の測定開始	[47. 2] 魚住清掃工場脱消臭 施設の設置 [47. 4] 全市ステーション方式に によるビニール袋収集の完 全実施 [47. 6] ブルドーザー(D80A)、 スクレバー(P808)配置	[47. 12] 全市ごみ集積場所設置 (ステーションの指定)	1972(昭和47) 浅間山荘事件、札幌五 輪、沖縄復帰、テルアビ ブ空港乱射事件、中国国 交正常化、横井庄一グア ムから帰国

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 48		〔48.4〕 公害にかかる分析測定業務を船上下水処理場において開始する 〔48.8〕 有機物質にかかる公害防止協定(33事務所)を締結	〔48.3〕 魚住清掃工場第2施設の前処理施設設置、焼却炉設置		1973 (昭和48) 石油危機、巨人V9、大洋デパート火災、江崎玲於奈にノーベル賞、金大中拉致事件
49	〔48.10〕 ・明石市環境保全条例制定 —11.6.30廃止— ・産業廃棄物にかかる公害防止協定の締結 (三菱重工㈱神戸造船所他1社) 〔49.12〕 明石市環境保全条例施行規則制定 —11.6.30廃止—	〔49.6〕 市内主要事業所との間で総合公害防止協定を締結(25事業所) 〔49.12〕 ・総合公害防止協定に伴う市公害防止協議会発足 ・神戸地域公害防止計画承認(事業実施49~53年度)	〔49.3〕 魚住清掃工場第1施設投入槽(60m ³)、貯溜槽(300m ³)設置		1974 (昭和49) 田中金脈問題、小野田少尉帰還、佐藤栄作にノーベル賞、長嶋引退、ニクソン辞任
50		〔51.11〕 三菱重工業㈱神戸造船所二見工場との公害防止協定を締結	〔51.2〕 魚住清掃工場魚腸骨焼却施設を廃止 〔51.3〕 魚住清掃工場第3施設(浄化槽汚泥処理施設、処理能力60kℓ/日)及び既設工場の増・改造工事実施完成	〔50.12〕 埋立地浸出汚水圧送用ポンプ場を設置する	1975 (昭和50) ベトナム和平、第1回サミット、天皇訪米、国際婦人年、広島カープ初優勝、山陽新幹線岡山博多間開通 1976 (昭和51) ロッキード事件
51		〔52.9〕 阪神内燃機工業㈱明石工場と公害防止協定を締結	〔51.4〕 環境第1課管理棟を工場内に新築、移転する	〔51.4〕 環境第2課が茶園場より現在地に事務所等新築・移転する 〔52.4〕 環境第2課より大久保清掃工場として独立 大久保町松陰字石ヶ谷に新焼却炉(150t/24h × 3基・川重 VKW 回転火格子式)を設置、稼働する	
52		〔53.2〕 49.6 締結の総合公害防止協定を改定強化する(22事業所) 〔53.10〕 新幹線鉄道騒音にかかる障害防止対策について国鉄と事務委託契約を締結、住宅防音工事を実施		〔52.8〕 D50Pブルドーザー埋立地に配置する 〔53.6〕 藤江地区6自治会2,500世帯をモデル地区に指定、燃やせないごみの分別収集を開始	1977 (昭和52) 王756号本墨打、日航機ハイジャック事件、有珠山爆発
53		〔55.3〕 神戸地域公害防止計画(見直し延長)承認される(事業の実施54~58年度)		〔54.9〕 ごみビット汚水処理設備増設する 〔54.10〕 コンパクター埋立地に配置する	1978 (昭和53) 日中平和友好条約調印、成田空港開港
54					1979 (昭和54) 日本坂トンネル事故
55					1980 (昭和55) 富士見産婦人科病院乱診事件、川治温泉でホテル火災、1億円拾得事件、新宿バス放火事件、静岡駅前地下街ガス爆発火災

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 55		〔55.4〕 王子地区に新庁舎建築移転のうえ業務を開始(鉄筋コンクリート造2階建・延301.8 m ² 1棟)			
56	〔56.3〕 明石市新長期総合計画策定	〔56.3〕 二見臨海工業団地立地事務所(46事業所)と公害防止協定を締結 〔56.6～57.1〕 二見臨海工業団地立地事務所(17事業所)と公害防止協定を締結 〔57.7.3～58.3.7〕 二見臨海工業団地立地事務所(11事業所)と公害防止協定を締結 〔57.11.1〕 大久保小学校大気汚染測定局を大久保市民センターに移転する 〔57.11.4〕 新幹線鉄道騒音にかかる障害防止対策(76 対策)について国鉄と助成事務協定を締結、住宅防音工事を実施 〔58.3.16〕 県公害防止条例一部改正(カラオケ騒音等)公布される 58.7.1から施行 〔58.4.10〕 環境検査室・二見市民センター・林小学校における県設置大気汚染常時監視システム(テレメーター装置)を更新 〔58.5.18〕 浄化槽法の公布 〔58.6.1〕 県立明石公園を環境美化区域に指定		〔56.1〕 別所(東藤江の一部を含む)西松江地区約1,500世帯をモデル地区に追加し、同様の分別収集を開始 〔56.7〕 化学的酸素要求量に係る総量規制実施 水質汚濁負荷量自動測定器設置、測定を開始 〔57.1〕 大久保清掃工場(南の谷) 埋立用地買収完了する 〔57.5〕 二見地区6自治会約1,400世帯をモデル地区に追加し同様の分別収集を開始 〔57.10〕 最終処分場整備事業着工	1981(昭和56) 神戸ポートピア、福井謙一にノーベル賞、夕張炭鉱ガス惨事
57					1982(昭和57) 日航機羽田沖墜落「逆噴射」、ホテル・ニュージャパン火災、三越事件「なぜだ」、フォークランド紛争
58					1983(昭和58) 大韓航空機墜落、三宅島大噴火、戸塚ヨットスクール、山陰地方に集中豪雨、おしん

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き	
昭和 58		〔58. 6~59. 2〕 二見臨海工業団地立地事務所(17事業所)と公害防止協定を締結する 〔58. 7. 7〕 新幹線鉄道騒音にかかる防音対策について国鉄新幹線総局と助成事務協定を締結、同 10. 24 追加協定を締結する 〔59. 3. 16〕 大気汚染防止法第31条に基づく知事の権限委任について同施行令13条の一部改正が閣議決定される 〔59. 5~60. 3〕 二見臨海工業団地立地事務所(15事業所)と公害防止協定を締結 〔59. 7. 6〕 新幹線鉄道騒音にかかる防音対策について国鉄新幹線総局と助成事務協定を締結 〔59. 8. 8〕 明石市域において光化学スモッグ予報が発令される 〔60. 3. 8〕 神戸地域公害防止計画(延長)承認される (事業実施 59~63年度) 〔60. 3. 22〕 谷八木川における環境基準の水域類型指定 〔60. 3. 27〕 兵庫県公害防止条例の市町長に権限を委任する規則(大気関係分)の一部が改正され公布される		〔59. 12〕 第2次最終処分場整備事業竣工 〔59. 4〕 第2次処分場供用開始 〔59. 5〕 東藤江 1,000 世帯を分別地域に追加し、東藤江全城分別収集を開始 〔59. 9〕 有害ごみ分別収集開始 〔60. 3〕 燃やせないごみの分別収集 13,700 世帯に拡大 〔60. 3. 31〕 魚住清掃工場汚泥焼却施設の設置(更新)	〔59. 12〕 第2次最終処分場整備事業竣工 〔59. 4〕 第2次処分場供用開始 〔59. 5〕 東藤江 1,000 世帯を分別地域に追加し、東藤江全城分別収集を開始 〔59. 9〕 有害ごみ分別収集開始 〔60. 3〕 燃やせないごみの分別収集 13,700 世帯に拡大 〔60. 4. 1〕 大阪湾広域臨海環境整備センターと廃棄物処分委託の基本協定を締結する 大阪湾広域臨海環境整備センターと廃棄物埋立処分場整備事業費負担に係る覚書を締結する	1984(昭和 59) グリコ・森永事件 長野県西部地震 新札発行 日本銀行が15年ぶりに新札を発行。 1万円札(福沢諭吉)、 5千円札(新渡戸稻造)、 千円札(夏目漱石)の3種。ロサンゼルスオリンピック
59						
60					1985(昭和 60) 日航ジャンボ機墜落、 豊田商事事件、阪神優勝 27年ぶりの優勝、さらに初めての日本シリーズ制覇で「六甲おろし」の大トラ・フィーバーに。 阪神の R・バースが三冠王。 五カ国蔵相会議がドル高修正をめざして為替市場へ協調介入することで一致。以後、円が急騰する。 ロス疑惑	

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 60		<p>[60. 8. 24] 明石市域において光化学スモッグ予報が発令される</p> <p>[60. 10. 21] 新幹線騒音について環境庁調査結果が発表され、明石市は全国ワースト2となる</p> <p>[60. 12. 24] 新幹線鉄道の障害防止対策早期実施を求める要望書を提出する</p>	[60. 10. 1] 浄化槽法の全面施行 兵庫県浄化槽指導要綱施行 改正し尿汲取手数料制度（チケット制）の実施		
61		<p>[61. 3. 11] 水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、政令市に指定される</p> <p>[61. 9. 1] 明石市域において光化学スモッグ予報が発令される</p> <p>[61. 9. 4] 新幹線鉄道の騒音振動について発生源対策の早期実施と、スピードアップに対する慎重な対応を求める要望書を提出する</p>	[61. 10. 1] トラックスケールによる計量を開始		<p>1986（昭和 61） 三原山大噴火、チェルノブイリ原発事故 衆参同時選挙で自民党が空前の圧勝 新日鐵・神戸製鋼・川崎製鉄の鉄鋼大手3社が初の従業員一時帰休に踏み切った。</p>
62		<p>[62. 5. 8] 新幹線振動について環境庁調査結果が発表され、明石市は全国ワースト1となる</p> <p>[62. 7. 2] 新幹線鉄道の騒音振動について発生源対策等の推進と、対策が確立されるまで適正なスピードで運行するようJR西日本や環境庁等に要望書を提出した</p> <p>[62. 8] スター・ウォッチング「星空の街」コンテストを実施した</p>		<p>[62. 3] 燃やせないごみの分別 30,000世帯に拡大</p>	<p>1987（昭和 62） 初上場のNTT株に買が殺到で初値がつかず。国鉄民営化、JRスタート暗黒の月曜日 ニューヨーク株式市場で史上最大の株価大暴落。下降率22.6%は1929年の大恐慌を超えた地価の異常、利根川進にノーベル賞</p>

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 63		<p>〔63. 4〕 自動車公害防止対策連絡会議に参加した</p> <p>〔63. 9. 8～元. 3. 10〕 市内野々池校区で環境庁の騒音対策モデル事業を実施した</p>		<p>〔63. 3〕 ・燃やせないごみの分別 収集 42,000 世帯に拡大 ・分別収集「かん・びん混合袋収集」2,200 世帯を対象に試行した</p>	1988 (昭和 63) リクルート疑惑、青函トンネルが開業、瀬戸大橋が開通、イラン・イラク戦争、天皇の病状悪化
平成 元		<p>〔元. 4. 30〕 有害物質に係る公害防止協定を廃止(19事業所いずれも小規模で法令等の規制で充分対応出来るため)</p> <p>〔元. 9. 27〕 悪臭防止法の一部改正により、4物質が追加される</p> <p>〔元. 10. 1〕 水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンが規制項目に追加され、地下水の監視も追加される</p> <p>〔元. 12. 27〕 大気汚染防止法の一部改正により、特定粉じんが規制される</p>		<p>〔元. 7〕 分別収集、市内全域に拡大</p> <p>〔元. 8〕 分別収集「かん・びん混合袋収集」市内全域で実施</p>	1989 (平成元) 消費税スタート、昭和天皇死去、幼女誘拐殺人、天安門事件、ベルリンの壁崩壊、美空ひばり死去、吉野ヶ里遺跡 第 15 回主要国首脳会議(アルジュサミット)環境問題で地球規模での対応への必要性で一致。
3	<p>〔3. 3〕 明石市第 3 次長期総合計画策定</p> <p>〔3. 4〕 環境部機構改革 環境衛生課→環境管理課 係名の変更</p>	<p>〔3. 2. 1〕 大気汚染防止法の改正により、ガス、ガソリン機関が規制される</p>		<p>〔3. 3〕 焼却炉施設に塩化水素除去装置を設置する</p> <p>〔3. 4〕 環境事業所の設置</p>	<p>1990 (平成 2) 国際花と緑の博覧会、バブル崩壊、日本人初の宇宙飛行、東西ドイツが統一、湾岸戦争で対イラク経済制裁、 1991 (平成 3) 雲仙・普賢岳で火砕流、湾岸戦争、ソ連崩壊</p>

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 3		[3. 8. 23] 土壤汚染の環境基準告知(10 物質)		[3. 7] 集団回収助成金交付制度開始	
4				[4. 2] 「ごみ減量化等推進検討会」設置 [4. 6] 生ごみ堆肥化容器購入助成事業開始 [4. 8] 集団回収活動用具助成事業開始	1992 (平成 4) 佐川献金疑惑、 地球環境サミット 国連が、ブラジルのリオデジャネイロで国際会議を開催。テーマは「地球」。リオ宣言採択 1992 (平成 4. 7) 改正廃棄物処理法施行
5		[5. 3. 8] 水質汚濁に係る環境基準の一部改正により、15 項目追加 [5. 6. 18] 悪臭防止法の一部改正により、13 物質追加 [5. 12. 27] 水質汚濁防止法の一部改正により、有害物質 13 物質追加とともに、2 物質の排水基準の強化		[5. 2] 「ごみ減量化等推進検討会」の提言 [5. 3] ・一般廃棄物処理基本計画の策定 ・空き缶回収機設置 —10. 3 撤去— [5. 4] 新大久保清掃工場建設準備室設置	1993 (平成 5) ビル・クリントンが 42 代大統領に就任。細川連立内閣発足、北海道南西沖地震、天皇沖縄訪問、 皇太子結婚 流行語：インターネット 1993 (平成 5. 11) 環境基本法施行
6		[6. 4. 21] 悪臭防止法施行規則等一部改正により、排水中における臭気に対して物質適用になった			1994 (平成 6) ロサンゼルスを中心とする南カリフォルニア一帯で大地震。死者 61 人、負傷者 9200 人。松本サリン事件、村山内閣誕生、向井さん宇宙へ
7	[7. 1. 31] 倒壊家屋等解体処理申込受付開始 [7. 2. 13] 自衛隊による倒壊家屋等の解体処理開始 [7. 2. 20] 業者委託による倒壊家屋等の解体処理開始	[7. 1. 31] 明石市大気常時監視システムが始動 [7. 2. 28] 環境庁告示により環境基準の水域類型等を定めた			1995 (平成 7) [7. 1. 17] 兵庫県南部大地震発生、地下鉄サリン事件、「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故、統一地方選挙。東京都知事青島幸男、大阪府知事横山ノック。日本銀行が公定歩合を 0.5% に引き下げ即日実施。史上最低の金利。

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成7 8		<p>〔7.4.21〕 惡臭防止法の一部改正により、臭気指數規制が導入された</p> <p>〔7.7.18〕 兵庫県環境の保全と創造に関する条例公布 (8.1.17 施行)</p> <p>〔8.5.9〕 大気汚染防止法の一部改正により、有害大気汚染物質の規制対策の拡大、建築物解体時のアスベストの飛散防止等が追加された (9.4.1 施行)</p> <p>〔8.6.5〕 水質汚濁防止法の一部改正により、汚染された地下水浄化のための措置と油流出事故時の措置に関する規定が定められた (9.4.1 施行)</p>		<p>〔7.6〕 災害廃棄物破碎・選別業務開始 (8.3 未終了)</p> <p>〔7.7〕 第2次最終処分場嵩上工場着工</p> <p>〔8.1〕 新焼却施設(160t/24h×3炉・住友/W+E型水平ストーカー炉)着工</p> <p>〔8.5〕 第2次最終処分場嵩上工場竣工</p> <p>〔8.7〕 ごみ収集車(3.5t プレスパッカー車) 1台試行導入</p>	
9	<p>〔9.4〕 ・環境保全条例の見直し及び、環境基本計画策定に伴い、環境管理課内に計画担当（2名）を配置</p>	<p>〔9.4.24〕 ゴルフ場の使用農薬に係る暫定指針の一部改正により、指針対象農薬が5物質追加され、35物質となる</p> <p>〔9.8.29〕 大気汚染防止法施行令の一部改正により、廃棄物焼却炉等において、ダイオキシン類が規制される</p> <p>〔9.12.1〕 地球温暖化防止京都会議が開催される</p>	<p>〔9.7〕 従量制し尿汲取手数料改定 (事業所と仮設便所に区分)</p>	<p>〔9.4〕 動物死体処理手数料改定</p> <p>〔9.7〕 新破碎選別施設(92t/5h)着工 破碎 60t/5h×1系統 資源化 32t/5h×1系統</p> <p>〔9.8〕 ごみ収集車(3.5t プレスパッカー車) 1台試行導入</p> <p>〔9.12〕 清掃工場新管理棟着工</p>	<p>1997 (平成9) ロシアのタンカー日本海で油流出事故、【消費率引き上げ】消費税が3%から5%に引き上げ。ペルー日本大使公邸人質事件、神戸小学生殺害事件、ダイアナ事故死、香港返還、山一証券・北海道拓殖銀行破綻</p>
10	<p>〔10.2.20〕 環境保全審議会が開催され、環境保全の基本的あり方を諮問される</p> <p>〔10.3.31〕 倒壊家屋等の解体処理終了</p>	<p>〔10.3.31〕 水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令により、特定施設の設置・変更届出書別紙記載事項等について様式の改正が公布された (10.10.1 施行)</p>			<p>1998 (平成10) 長野オリンピック、和歌山カレー毒物混入事件、サッカーW杯日本初出場、金大中・大統領が来日</p>

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き	
平成 10		<p>〔10.4.1〕 自動車排ガス局として、小久保局を新設した</p> <p>〔10.5.20〕 水質汚濁防止法施行令の一部改正により、P C B の処理に係る施設を規制対象である特定施設に追加することが公布された (10.6.17 施行)</p> <p>〔10.5.28〕 窒素及び燐に係る削減指導要領が制定された (10.7.1 施行)</p> <p>〔10.6.23〕 窒素含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件が告知された (10.8.1)</p> <p>〔10.8.5〕 新幹線鉄道騒音振動の発生源等について、3市1町でJR西日本に要望書を提出する</p> <p>〔10.8.13～14〕 新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、3市1町で運輸省、環境庁に要望書を提出する</p> <p>〔10.9.24〕 水質汚濁防止法の排水基準を定める総理府令の改正により、窒素・燐の暫定排水基準を原則的に一般排水基準に移行する内容が公布された (10.10.1 施行)</p> <p>〔11.1.29〕 土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針及び同運用指針を策定され、調査・対策の進め方が示された</p> <p>〔11.3.12〕 悪臭防止法施行規則の一部を改正する総理府令等により、気体排出口における臭気指数規制基準の設定方法等が定められた (11.9.13 施行)</p>	〔10.4.1〕 浄化槽設置等の届出及び保守点検、清掃についての改善命令などの事務が県から移譲された			1998 (平成 10.4.5) 明石海峡大橋開通
11				<p>〔10.8〕 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画策定</p> <p>〔10.11.30〕 旧焼却炉休止</p> <p>〔11.3.31〕 明石クリーンセンター施設竣工 大久保清掃工場から明石クリーンセンターに名称変更</p>	<p>1999 (平成 11) 初の脳死判定による心臓・肝臓移植、東海村で臨界事故、ユーロ導入、横山知事が辞表</p>	

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 11	<p>[11. 4] 環境部機構改革 環境管理課と環境保全課が統合 環境政策課となる (管理係、計画係、大気係、水質係、監視係)</p> <p>[11. 6. 30] ・明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例及び同施行規則を制定 ・明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例制定</p> <p>[11. 7. 15] ・環境の保全と創造に関する条例に基づく規制基準の改正(焼却炉ばいじん規制) ・ダイオキシン類対策特別措置法公布 (12. 1. 15 施行)</p> <p>[11. 10. 1] 明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則制定</p>			<p>[11. 4. 1] ・明石クリーンセンター本格稼働 ・組織改正 環境管理課推進係の業務を明石クリーンセンターに統合 (庶務係、施設係、推進係の編成となる) 資源再生化担当課長を配置</p> <p>[11. 4. 1] 環境管理課環境整備係の一部業務を環境第2課へ統合</p> <p>[11. 6] ・ペットボトルを資源ごみとして収集開始 ・分別変更を実施し、プラスチック類は可燃ごみになった</p>	
12	<p>[12. 2] 明石市環境基本計画策定</p> <p>[12. 4. 1] ・市機構改革による名称変更 環境政策課 管理係→総務係 ・組織改正 大気係と水質係が統合し、保全係となる (総務係、計画係、保全係、監視係の編成となる) ・環境部内にISO 14001認証取得のため計画担当課長を配置 ・夜間花火の禁止が施行される</p>	<p>[12. 4. 1] 騒音規制法の改正で自動車騒音の要請限度が L_{50} の評価から L_{EQ} の評価に変更となる</p>	<p>[11. 10] 魚住清掃工場汚泥焼却施設の廃止</p> <p>[12. 3. 10] 魚住清掃工場第2施設最終沈殿槽及び第3施設処理槽取り壊し撤去</p>	<p>[12. 4. 1] 市機構改革で環境第2課組織改正 (庶務係、作業第1係、作業第2係の編成となる)</p>	<p>1999 (平成 11. 7. 15) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R 法)公布</p> <p>2000 (平成 12) 南北朝鮮首脳会談、不明少女9年ぶりに発見、大手百貨店そごうが倒産、2000円札発行、日比谷線脱線、雪印乳業食中毒事件、高速バス乗っ取り</p>

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 12	<p>[12. 9. 7] ISO 14001認証取得キックオフ宣言式実施</p> <p>[12. 9.] 公共工事に係る環境配慮指針策定</p> <p>エコオフィス行動指針策定</p> <p>グリーン購入導入指針策定</p> <p>[12. 10. 28] NPOとビオトープフォーラムを開催</p>				
13	<p>[13. 3. 14] 市は ISO 14001認証取得成る適用範囲は本庁舎群、3市民センター、消防本部、保健センター、明石クリーンセンター（焼却施設）</p> <p>[13. 4. 1] 第4次長期総合計画がスタート</p> <p>家電リサイクル法施行（対象は、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目）</p> <p>[13. 7. 2] 環境政策課分室に環境学習室を開設</p> <p>[13. 7. 21] 明石市民夏まつりで事故発生</p> <p>[13. 12. 30] 大蔵海岸で陥没事故発生</p>	<p>[13. 3. 16] 騒音規制法施行令が改正公布され、自動車騒音の常時監視事務に関する政令市となる</p> <p>[13. 4. 20] 環境基本法第16条第1項の規定にジクロロメタンが追加され、大気環境基準が定められた</p> <p>[13. 8. 28] 新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、3市1町で運輸省、環境省に要望書を提出する</p>		<p>[13. 4. 1] 家電リサイクル制度開始</p>	<p>2001（平成 13. 2. 9） 米ハワイ・オアフ島沖で愛媛県宇和島水産高校の実習船「えひめ丸」が米原子力潜水艦に衝突され沈没</p> <p>2001（平成 13. 4. 26） 小泉内閣が誕生</p> <p>2001（平成 13. 6. 8） 大阪教育大付属池田小学校に包丁を持った男が乱入</p> <p>2001（平成 13. 9. 10） 国内初のBSE</p> <p>2001（平成 13. 9. 11） 米中枢同時テロ発生</p> <p>2001（平成 13. 12. 1） 皇太子妃雅子さまが女子を出産。名前は「愛子」称号は「敬宮」と決まる</p> <p>2002（平成 14. 2. 8～） ソルトレーク・シティーで第19回冬季オリンピックを開催</p> <p>2002（平成 14. 5. 31～） 第17回ワールドカップ日本・韓国共同開催</p> <p>2002（平成 14. 9. 17） 日朝首脳会談。翌月拉致被害者5名が帰国</p>
14	<p>[14. 2. 4] 一般廃棄物処理基本計画の策定に関して環境審議会に諮詢する</p> <p>[14. 2. 20] ISO 14001サーベイランス（2年目の定期審査）を受審する</p> <p>[14. 4. 1] 特例市に移行</p> <p>[14. 6. 1] 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則を一部改正</p>	<p>[14. 4. 1] 特例市移行に伴い公害規制権限が県から委譲される</p>			

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 15	<p>[15. 2. 1] 明石市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編・生活排水編）策定</p> <p>[15. 3. 12] I S O 1 4 0 0 1認証取得の範囲を拡大。拡大範囲は、市立市民会館、環境政策課分室、環境第1課（事務棟）、環境第2課、明石クリーンセンター（事務棟）</p>				<p>2003（平成 15. 3） 重症急性呼吸器症候群（SARS）が中国広東省や香港、ベトナムで集団発生</p> <p>2003（平成 15. 3. 20） 米軍がイラクに対する武力攻撃を開始</p> <p>2003（平成 15. 4. 1） 日本郵政公社スタート</p>
16	<p>[16. 3. 24] 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を一部改正</p> <p>[16. 3. 25] 同条例施行規則を一部改正</p> <p>[16. 4. 1] 機構改革 ごみ対策課（調整係・減量推進係）を新設し、環境部が5課となる。環境事業所の名称を廃止</p> <p>環境政策課保全係と監視係を廃止し、水質係、大気係を新設</p> <p>[17. 4. 1] 機構改革 明石クリーンセンターに計画係を新設</p> <p>[17. 9. 28] 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例改正</p>		<p>[15. 10. 1] 家庭用パソコンのリサイクル制度スタート</p> <p>[16. 1. 4] 小動物死体処理委託を開始</p> <p>[16. 3. 25] 環境事業指導員制度、ごみ減量推進員制度施行</p> <p>[16. 4. 1] 家庭用専用冷凍庫が家電リサイクル法の対象品目に追加</p> <p>[16. 6~10] 紙類・布類の分別変更と粗大ごみ戸別有料化について、自治会を中心全市において説明会を実施</p> <p>[16. 10] ごみハンドブック全面改訂、全世帯に配布</p> <p>ごみ減量推進員・ごみ減量推進協力員を委嘱・登録</p> <p>[16. 11] 全市において紙類・布類分別収集始まる</p> <p>全市において粗大ごみ戸別有料収集始まる</p> <p>ごみカレンダー全面改訂</p> <p>[17. 3. 23] 第3次最終処分場の建設を開始</p> <p>[17. 4. 1] 焼却施設運転管理業務委託を開始</p>	<p>2003（平成 15. 8. 25） 住民基本台帳ネットワークが本格始動</p> <p>2004（平成 16. 1） 山口県で国内第1例目の鳥インフルエンザ発生</p> <p>2004（平成 16. 1. 16） 自衛隊の先遣隊をイラクに派遣。</p> <p>2004（平成 16. 6） 年金制度改革関連法が成立</p> <p>2004（平成 16. 8） アテネで第28回オリンピックが開催</p> <p>2004（平成 16. 10） 新しい札発行 千円は野口英世 5千円は樋口一葉</p> <p>2005（平成 17. 1） 阪神大震災から10年</p> <p>2005（平成 17. 3） 愛知万博（愛・地球博）が開催</p> <p>2005（平成 17. 4） JR福知山線脱線事故</p> <p>2005（平成 17. 10） 郵政民営化関連法案が成立</p> <p>2005（平成 17. 12） 厚生労働省が2005年の人口動態統計の年間推計を発表、日本の人口が1899年の統計開始以来初の自然減となつたことが分かる</p>	

VIII. 資 料

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 18	[18. 6.9] 明石市環境基本計 画の変更について 環境審議会に諮問	[18. 3.1～] 大気汚染防止法が 一部改正され、アス ベストの解体・改修 に係る届出が義務 化		[18. 2.1] 資源循環推進審議会発足	2006〔平成 18.3〕 荒川静香がトリノ五輪 で日本人初のフィギュ ア金メダル イナバウアーが流行語
19	[19. 3. 13] EMS の ISO14001 規 格適合性について 自己宣言に移行	[18. 10. 1～] 大気汚染防止法施 行令、施行規則が一 部改正され、アスベ ストの解体・改修の 届出対象に工作物 が追加された。	[18. 12. 6] 魚住清掃工場で、一 次処理後、下水道放 流開始	[19. 1. 10] 燃やせないごみ、資源ごみ の収集曜日を水曜日に一本 化する	2006〔平成 18.8〕 高校野球夏の大会で早 稲田実業と駒大苦小牧 が引き分け再試合
	[19. 3. 27] 環境基本計画の変 更について環境審 議会より答申			[19. 3. 9] 第3次最終処分場竣工	2006〔平成 18.9〕 安倍内閣が発足
	[19. 3. 30] 明石市一般廃棄物処 理基本計画（ごみ 編・生活排水編）改 定			[19. 5. 28] 第3次最終処分場供用開始	2007〔平成 19.8〕 安倍改造内閣が発足
	[19. 3. 30] 明石市環境基本計 画を改定	[19. 8. 20] 総合公害防止協定 を大幅に改定し、総 合環境保全協定と して締結		[19. 11. 1] ごみの直接搬入の予約制 を導入	2007〔平成 19.9〕 安倍改造内閣総辞職 福田康夫内閣が発足
20			[20. 4. 1] 全市においてし尿收 集運搬業務を委託化	[20. 1] 紙類・布類分別収集品目に 雑がみを加える。 [20. 2] ガラスカレット再商品化 を開始	2008〔平成 20.8〕 福田改造内閣が発足
21		[20. 11. 28] 二見臨海工業団地 公害防止協定 (97 社) を改定し、 環境保全協定とし て締結		[20. 4. 1] 焼却施設包括管理業務委 託を開始	2008〔平成 20.9〕 福田改造内閣総辞職
				[21. 2] 市内小学校・保育所等か らの廃食用油の収集始ま る	2009〔平成 21.5〕 新型インフルエンザの 国内発生が確認される。
					2009〔平成 21.9〕 民主党鳩山内閣が発足



**豊かな暮らしを見つめ直し
地球の資源と環境を大切にしよう。**